

しい基準に基づいて都市の魅力を創出することが重要な視点となつてあります。

現代都市の矛盾を解決する方法の中には、開発の一時的抑制やリサイクル社会を構築する考え方があるが、高度に都市化された現在、人間の求める「豊かさ」は、「貧困」からの脱出という従来の発想の延長だけでは創出できないであろう。「豊かさ」とは何かを、人間の生活実感の視点から見直すことがその第一歩である。豊かさを実現するためには、これまでの消費型都市システムにおいて奨励されできた、過剰な消費的ライフスタイルを見直すことが求められる。

『持続可能な消費』の概念をライフスタイルの基本として取り入れなければならない。すなわち、自然の理に整合した枠組である創造型都市システムを再生する持続的な環境創造による都市開発を必要とする。持続可能な都市では、「限界的な成長」から「許容限界の持続的拡大」へのソフトランディングしなければ達成されない。そのため限られた人材、資源、技術、情報を有機的、統合的に利用する課題が浮上する。

持続可能な都市のシステムの必要性は次の五点に整理できる。

- ① 都市環境創造主体の形成と新しい都市機能の創造
- ② 将來の都市環境は従来の都市機能に加えて、人間性を軸にしたアメニティ創造が重視される。快適な都市環境、都市アメニティの創造の主体を誰が担うのか、また、その主体はどうのような組織形態と財政的基盤によって都市の利便性、美観性、快適性等の機能をさらに高めていくべきかをシステムとして構築する。
- ③ 循環的な都市構造の形成

都市におけるエネルギー、資源の有効利用や省エネルギー・省資源の実行と産業活動、生活活動の展開を都市において調和させることが必要となる。そのための都市構造の循環を生態システムに適合させて再構築することが求められる。

④ アーバンテクノロジーの新展開

現代都市の諸問題をより激化させるハイテク技術の見なおし、人間や環境にやさしい科学技術・先端技術の開発と、経済的投資の流れを「新しい豊かさ」を基本とした投資に転換する。

⑤ 都市環境監査の推進

社会的に認知される快適都市空間づくりの理念の沿って計画的に都市環境創造におけるさまざまな事業を展開するための事業化戦略を構想する。

都市環境監査の制度を確立し、都市環境事業の推進および現状の都市環境の保全に適用する。

参考文献

- 石崎・大矢・仲上「東南アジア諸都市の環境創造」日本計画行政学会第17回全国大会研究報告、一九九四年一〇月。
仲上・新井編『都市環境と創造』法律文化社、一九九三年。
仲上・中川編『環境創造と都市戦略』法律文化社、一九九四年。

(付記) 本報告に関する東海大学鳥飼行博先生に貴重なコメントを頂いた。ここに記して謝意を述べる。

地域間所得格差と都市化 ——アパラチア地域における事例研究——

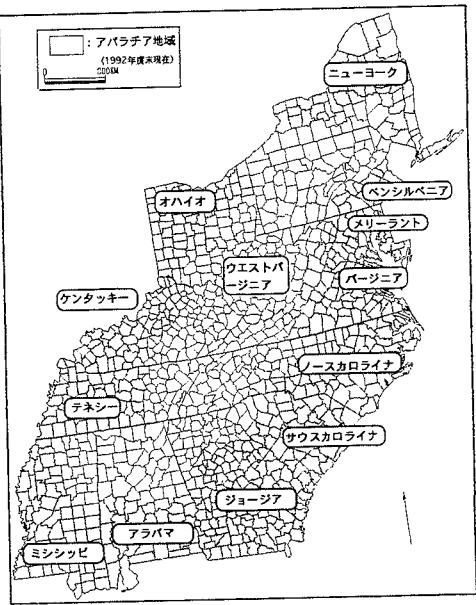
—はじめに

アパラチア地域委員会 (Appalachian Regional Commission, ARC) は、「貧困戦争」のベローカンのアーバン・シモン政策の一九六五年にアパラチア地域開発法 (Appalachian Regional Development Act, ARDA) によって創設された。

本稿では、ARCが今まで三〇年にわたり推進母体となり実行している開発計画を「アパラチア計画」とよんでし、まずアパラチアの地域問題とその解決をめざすの計画の特徴を要約したうえで、「低所得」と「都市化の未成熟」の二つの地域問題をとりあげる。そこでは、カウンティ単位の地域間所得格差と人口分布の変動を検討し、非一次産業の就業者数の変化、すなわち都市化と所得増加の関係を明らかにする。

II 「アパラチア問題」と「アパラチア計画」

本稿でとりあげるアパラチアはARDAによって定められた地域で、図1に示すようにウェストバージニア州の全部と一二の州の一部からなる。地域の大部分をアパラチア山脈が占めるが、このこと



加藤一誠
(国際外語大学)

が長いあいだ地域の経済や文化に影響を与えてきた。一九世紀には木材と石炭の二つの天然資源が注目されることになったが、無秩序な開発によって地域に新たな社会的・経済的困難がもたらされた。

アパラチア地域の総合的な開発計画を準備するために発足した大統領アパラチア地域委員会 (President's Appalachian Regional Commission, PARC) は、ジョンソン大統領に報告書 (PARC 報告書) を提出したが、このなかで低所得、高失業率、都市化の未成熟、低教育水準、低生活水準、人口流出という六つの地域問題が指摘されている。このような地域問題は「アパラチア問題」とよばれ、この解決のためにPARCが創設されたのである。

ARCの役割は道路の建設、保健施設の提供、土地の保全、木材の開発、鉱区の修復、水資源の調査、住宅の建設、職業教育の実施、汚水の処理等々、多岐にわたる。計画の開始当初には、地域内の道路網の完成のために道路建設に重点がおかれた。ボテンシャルをもちながらも、アクセスの欠如から発展が抑制されていた地域の開発をすすめるためである。

しかしながら、今日ではARCの特徴は道路以外の計画に求められるであろう。契機となったのは、レーガン政権による予算の大削減である。これまで以上に保健や教育に重点をおき、道路については道路網を存続するうえでギャップになつて短い路線や燃料輸送の頻繁な路線に高い優先順位が与えられた。同時に、失業と貧困からの脱却が容易でないカウンティにたいする「後進的カウンティ (Distressed Counties) 計画」も立案された。後進的カウンティはアパラチア中央部の非都市圏に集中しており、計画の中心は、

上下水道やごみ処理施設などの生活関連施設の建設と整備にある。

III 所得分配と人口分布(1)

七〇年代には、アパラチア地域と全国との所得格差だけでなく、アパラチア地域の地域間所得格差も縮小した。図2はアパラチア地域の所得分配と人口分布の均等度をあらわす二つのジニ係数の推移を示している。所得のジニ係数からは、七〇年代の格差の縮小、八〇年代前半の微増、八三年の拡大とともに翌年の一時的な縮小をへて八〇年代後半の拡大傾向の定着という趨勢がわかる。また、人口分布は八〇年代まで一貫して均等化の方向にむかっており、八〇年代後半には所得と同様にジニ係数は上昇傾向にあった。

つぎに、地域を都市圏と非都市圏の二つに区分してそれぞれの人口動態を検討する。図3は、都市圏、非都市圏および地域全体の人口の対前年増加率と図2の人口のジニ係数だけをとりだして示したものである。ここからは、つぎの三つの傾向を指摘することができます。七〇年代のジニ係数の低下と非都市圏の人口増加、八〇年代初頭のジニ係数の微増傾向と非都市圏の人口増加率の低下、八〇年代後半のジニ係数の上昇傾向と都市圏人口の増加と非都市圏のそれの停滞および減少である。

さらに六八年と七九年（第一期）、七九年と九〇年（第二期）のそれぞれ二つの時点をとつて、所得変化 (ΔY) を非説明変数、製造業、運輸・公益事業、卸売、小売およびサービス業に金融・保険・不動産業をえたもの（広義のサービス業と仮定）の合計五業種の変化（それぞれ ΔM , ΔT , ΔW , ΔR より ΔS ）を説明変数とするモ

図2 所得と人口のジニ係数の推移

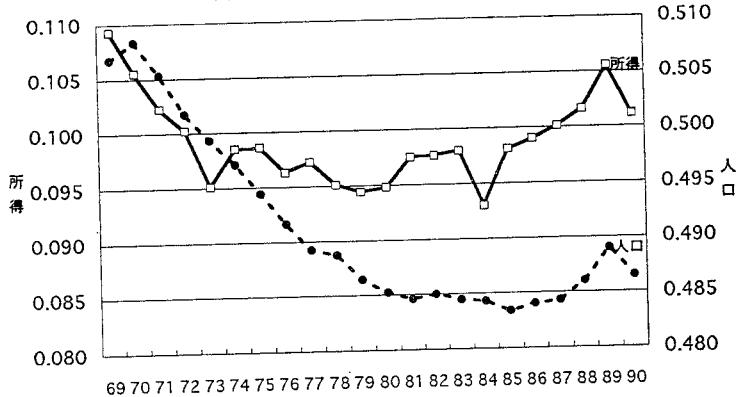


図3 地域別対前年人口増加率

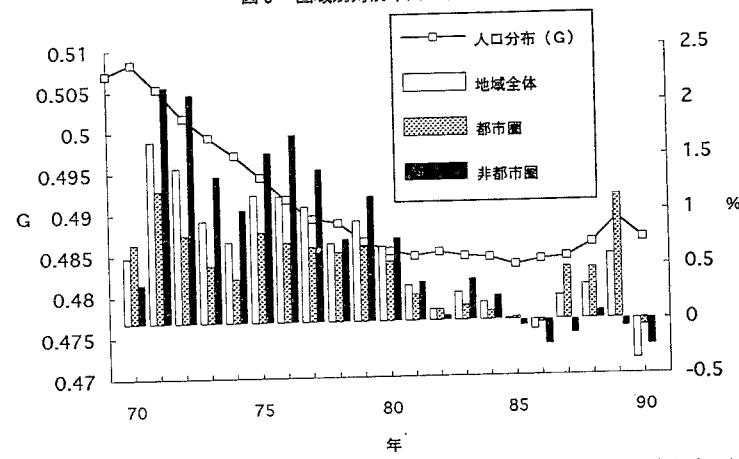


表1 計測の結果 () 内は t 値

	定数項	ΔM	ΔT	ΔW	ΔR	ΔS	自由度修正 R^2
都市圏 1968~79	134.039 (0.024)	-0.0294 (-4.706)	-0.0461 (-2.706)	0.0364 (1.387)	0.0745 (4.840)	0.0763 (0.064)	0.9687
1979~90	190.886 (5.489)	-0.0389 (-5.995)	-0.0612 (-1.265)	0.0553 (2.013)	0.0786 (4.182)	0.0939 (13.520)	0.9693
非都市圏 1968~79	51.296 (10.300)	-0.0143 (-5.472)	-0.0017 (-0.079)	0.1205 (5.300)	0.1762 (14.818)	-0.0039 (-0.657)	0.6923
1979~90	78.468 (12.369)	-0.0204 (-4.946)	-0.0439 (-1.757)	0.1256 (5.999)	0.1764 (16.126)	0.0665 (10.954)	0.8445

デルを作成した。その結果は表1に示されている。PARC報告書によれば、後進的カウンティが集中するア巴拉チア中央部の原料産出型産業にかわる新しい基幹産業として、サービス業があげられている。しかし、都市圏のサービス業の回帰係数とt値がどちらの期間においても非都市圏のそれを上まわり、サービス業の雇用増加が所得の増加をもたらしていることがわかる。他方、非都市圏の第一期モデルは決定係数が小さいため、所得増加の説明力が十分とはいえない。七〇年代の人口増加は、非都市圏に多数存在する炭坑の雇用増加を予想させる。こうして所得分配に改善がみられた七〇年代の非都市圏における所得増加は、サービス業では説明することができない。七〇年代の非都市圏の経済成長は、計画のめざしたサービス業以外の雇用によってもたらされたといえるであろう。八〇年代になつてサービス業の就業者数の増加によって、ようやく非都市圏の所得は増加したが、これに圏域人口の増大はとみない。都市化が進行したかどうかの判断は下しえないのである。

四わりに

本稿における分析からは、計画の開始当初からの懸案であった非都市圏における「低所得」と「都市化の未成熟」という二つの地域問題は、解決されたとはいえない。しかし、計画の成否については今後さらに詳細な分析によって結論が導かれるべきである。

(1) いじり行う分析について以下のことを断つておく。(①所得データとしてカウンティの個人所得をもあた。(②計画の進行とともに、アベラチア計画の対象地域は拡大したが、データは九二年度末時点(三

九九カウンティ)に統一して算出した。(③ジニ係数の数値が小さいのは、低所得地域の多くが人口が少ないルーラル・エリアであることに加え、カウンティレベルの比較を行つたことによると思われる。(④都市圏の基準は八三年に変更され、それにともない都市圏は拡大したが、変更後の都市圏の範囲にもとづいて人口を算出した。(⑤第一期回帰モデルの就業者数のみが六八年のデータであり、所得については六年のデータをもあた。(⑥後掲データ〔5〕の範囲徳については事業所得と規模から考へる最低値を採用した。とくに農業と鉱業部門にはそれが多く、正確な就業者数は把握できなかつた。

参考文献

- [1] Appalachian Regional Commission, *Annual Report*, 1965-66, 1977-1990.
- [2] President's Appalachian Regional Commission, *Appalachia. A Report by the President's Appalachian Regional Commission*, 1964 (国立国会図書館所蔵)。
- [3] 拙稿「ハシミット流の地域開発計画」日本交通政策研究会、編著の都合上、参考文献として拙稿〔2〕を参照された。
- [4] U.S. Department of Commerce, U.S. Bureau of the Census, *Regional Information System*, 1969-1990, May 1992.

[5] —. *County Business Patterns*, 1968; 1990.

- (付記) 本稿作成にあたつて指導頂いた同志社大学経済学部笙田友三郎教授と、報告に際しコメントを頂いた討論者の同学部郡實孝教授に心から謝意を表したい。

会計基準の国際的調和化

—国際会計基準（IAS）導入をめぐるわが国の対応—

豊田光雄
関西学院短期大学

はじめに

企業活動の国際的展開に伴つて、各企業が作成する財務諸表を国際的に比較可能なものにするために、その基礎となる会計基準を国際的に調和化しようという機運が高まつていい。

しかし、わが国の場合、国際会計基準（IAS）の導入は損益計算の大幅なルール変更を伴うことから、経済界を中心に批判的な意見が見受けられる。

本稿では、IAS導入をめぐるわが国の対応について検討した。

一 会計基準調和化の動き

会計基準を調和化しようとする動きは、一九〇四年に開催された第一回国際会議がその起源とされている。しかし、こうした問題が本格的に議論されたようになったのは、一九七三年に国際会計基準委員会（IASB）が設立されたり、一九七五年にOECDが

国際投資及び多国籍企業委員会を設置したり、また一九七六年に国連の多国籍企業委員会が会計報告の国際基準に関する専門部会を設置するなど、数多くの国際的な機関や団体が設立された一九七〇年

代である。そして、現在、会計基準の調和化をはかる努力がこうしたIASB、OECD、国連をはじめEU、国際会計士連盟等さまざまの機関や団体によって展開されているが、なかでもその中心的な役割を担っているのがIASBである。

IASBは、財務諸表の作成提示にあたり準拠すべき会計基準を公共の利益のために作成公表し、かつ、これが世界的に承認され遵守されることを促進し、財務諸表の作成提示に関する規則、会計基準及び手続きの改善と調和に向けて広く活動することを目的として、わが国を含む主要九カ国（日本を含む）の職業会計士団体の合意に基づいて設立されたが、一九七五年一月にIAS第一号「会計方針の開示—Disclosure of Accounting Policies」を公表して以来、三〇余りの基準を作成・公表するなど、会計基準の国際的調和化のために主導的な役割を果している。

しかし、IASBはこれまで各国の特殊事情に配慮して、類似する取扱い事象に関して代替的な会計処理の自由な選択を認めることから、IASは基準性という点でやや疑問をもたれしてきた。このため、IASBは基準性を強め、また財務諸表の比較可能性—Comparability of Financial Statement」

(E.32) を公表し、以後今日まで改訂作業を進めていた。

このように、IASはE.32を契機として、代替処理を大幅に認めると、比較的緩やかな調和化の達成というスタンスから、会計処理の自由な選択を除去するというきわめて厳格な調和化の達成というスタンスへと大きく方向転換した。

三 IAS導入をめぐるわが国の対応

法制度や経営慣行が国によって異なることを考慮した場合、統一された会計基準によってはたして企業がその経営実態を適切に開示することができるかについてはやや疑問の残るところである。このようなことから、IASに替わりるものとして相互承認方式や格付け制度の導入等が一方で検討されている。

(1) 相互承認方式

IASの導入に批判的なわが国の経済界は、各国の会計基準に準拠して作成された財務諸表を相互に受け入れるという相互承認方式(Mutual Recognition)の導入を強く主張している(1)。

現在、わが国は欧米企業に対して本国基準に準拠して作成された財務諸表の開示を認めており、また、欧州市場ではわが国企業がわが国の会計基準に準拠して作成した財務諸表の開示を認めている。

わが国の会計基準に準拠して作成された財務諸表が認められていないのは主要資本市場においては、目下のところ、米国及びカナダのみという状況である(2)。

このような事情から、この相互承認方式が日・米間で合意に至れば、わが国企業にとっては、あらためてIASを導入する必要性が生じる。

IASの導入に対して各国規制当局の支持を得られない場合、相互承認方式や格付け制度の導入が議論にのぼるものと思われる。しかし、この格付けは、有用な企業情報の一つであることは否定しないが、あくまでも財務諸表を補完するという機能を有しているにすぎず、従来までの財務諸表にとってかわるものではない。すなわち、会計基準を調和化するという議論と追加的な企業情報を提供するという議論とはやや視点を異にしており、格付け制度の導入は財務諸表そのものの比較可能性をどう高めるかという議論とは一線を画すべきである(3)。

(3) 米国基準

IASがたとえ証券監督者国際機構(IOSCO)によって支持されたとしても、米国の支持が得られなければ、米国で資金調達を行う企業にとっては従来通り米国基準への準拠が求められることになる。こうした米国市場における米国基準の準拠性や主要資本市場における米国基準の影響力を考えた場合、米国基準が実質的に現在の国際会計基準であるという見方も十分成り立ちうるわけである。このように考えると、我々は米国基準のほかになぜあらためてIASのような会計基準を作成しなければならないのかといった疑問が生じる。

現在進められている会計基準の調和化の動きも、結局のところ米

なくなるとともに、これまで米国における資金調達の足かせになっていた競争ともいえる米国基準への準拠の必要性がなくなることになり、わが国の会計基準によって米国での資金調達が可能になる。この場合、IASの導入や米国基準への準拠に比べて、財務諸表作成のための追加的な労力やコストが大幅に軽減されることになる。

しかし、日・米間に比べてはるかに会計基準が酷似しているといわれている米・カナダ間においても、九年に相互承認方式(Multijurisdictional Disclosure System)で両国が合意に至るまで相当な協議期間を要している(4)や(5)。日・米構造協議にも見られるように、この相互承認問題については、米国(SEC)が難色を示すとともにわが国(大蔵省)も消極的な姿勢を示していることを考えると(4)、日・米間で早期に決着することは期待薄といえよう。

ところで、このような相互承認方式については、たとえそれが二国間であろうと他国間であろうと、依然として二重基準という問題が残ることから、財務諸表の比較可能性をどう高めるかという点では相変わらず矛盾が内在した制度といえ、IASが現在進めている会計基準の調和化の動きに対して明らかに逆行する動きであることは否定できない。

経済分野において、相互主義の思考が定着しつつあるが、会計基準の調和化に関する限り、各国とも慎重な対応が必要であろう。

(2) 格付け制度

わが国の場合、相互承認方式とともに格付け制度の導入を支持する意見が経済界を中心根強い(5)。この格付け制度は、会計基準

国を抜きにして考えられないことから、最終的には、IASは限りなく米国基準に近づかざるをえないものといえる。すなわち、IASが米国基準と乖離している限り米国の支持が得られないことから、IASの動向はひとえに米国の対応いかんによっているものといえる。

このように、米国基準が実質的に現在の国際会計基準であると考えざるをえないことから、IASは米国基準に収斂していくことが予想される。しかし、IASが各国基準に対して優位性が認められているとしても、連結範囲等に見られるように米国基準が各国基準に比べて優位性があるかどうかについては疑問の残るところであり、この点についての検討が今後の検討課題である。

(4) 適切な会計基準

各国にはそれぞれ、多かれ少なかれ、異なった概念的フレームワークがあり、また特有の会計理念や会計実務がある。しかも、これらはそれぞれの国の社会的、経済的、法的及び文化的な環境から生まれ出された歴史的産物である。各国の会計基準とIASのいずれの会計基準が合理的であり、また優位性をもつているかを判断するは決して容易なことではない(6)。

しかし、各國とも主権を盾にIASの導入にことさら反対意見を唱えるばかりでなく、IASの導入が現実味を帯びつつあるこの機会に適切な会計基準とは何かという立場からあらためてIASを議論することも必要ではないかと思われる。

四 結 び

会計慣行及び会計制度は国ごとの経営慣行に基づいて生成されているため、これらをただちに調和化することは容易ではなく、また、特に、IASと国内基準とが著しく異なるわが国のように、経済界を中心にIASの受け入れに対しきわめて消極的であるなど、現段階で国内基準化の支持まで得るのが困難な状況であることを考えると、当面、国際資本市場で資金調達を行う企業についてのみIASを適用するというIASの基本方針は、むしろ現実的な対応であるともいえなくはない。

しかし、企業の経営成績及び財政状態を適切に測定するという会計の本質論からいえば、国内基準化問題と切り離されたまま、国際資本市場で資金調達を行う場合にのみIASを適用するというIASの基本方針にはやや異論がある。すなわち、各国ともその特殊事情を背景にIASが国内基準と乖離しているから国内基準化には反対であるといった意見はむしろ一蹴されるべきではないであろう。各国とも各経済取引について適切な会計基準とは何かという立場から会計基準の議論を進めるべきであって、自国の特殊事情を理由にIASを議論すべきではない。国内基準よりもむしろIASの方が適切であると判断されるならば、各国ともIASを積極的に国内基準化していく努力をはかっていくべきではないであろうか。

この点、わが国と同様大陸モデルに属する国々において、IASを積極的に国内基準化し、財務諸表の比較可能性を高めている動きもわが国も注視すべきであるう(7)。

また、その際、現行の会計慣行及び会計制度が不合理な経営慣行に基づいたものであるならば、当然のことながら経営慣行それ自体が見直されるべきであろう。IASの導入に際して、こうした議論もあわせて進めていくべきであろう。特に、わが国の場合、企業に現在、何が問い合わせられているのか、会計基準の調和化を通して、日本型経営慣行といったものをこの機会に見直していくべきである。

なお、IASをわが国に導入する場合、特に、国内基準化を行う場合、現行のフレームワークではさまざまな障害がある。すなわち、企業会計原則、商法及び税法の改正が必要となる。商法については、配当可能利益の算定という目的に照らしてどうかという問題があり、税法についても、所得計算にあたっての確定決算主義のあり方が問題になってくる。

このように、会計基準の調和化については、現行の商法を中心とした税法及び証券取引法といういわゆるトライアングル体制の見直しも検討すべき課題である。

- (1) 日本経済新聞、一九九三年八月一九日付。
- (2) 西田博「国際ディスクロージャー制度と改定国際会計基準—会計基準の国際的調和と問題」—『産業経理』一九九四年一〇四号。
- (3) 平松一夫「会計基準の国際的調和と相互承認」『経理情報』一九九一年一二月二〇日号。
- (4) 日本経済新聞、一九九三年六月二二日付。
- (5) 遠藤博志「会計の国際化と格付け制度の導入」『企業会計』一九九一年一月号、七頁。

(6) 新井清光「会計基準の国際的調和と我が國の対応」『企業会計』一九九四年一月号、二八頁。

(7) 新井清光他訳『会計基準の国際的調和』中央経済社、一九九二年二月、四三一四五頁、中央監査法人国際本部編『海外投資ガイドブック・オセニア編』中央経済社、一九九三年一〇月。

(付記) 討論者の高柳暁先生(中央大学)、座長の施昭雄先生(福岡大学)及びフロアの伊藤信雄先生(東京理科大学)から有益かつ貴重なコメントをいただきました。各先生方には、この場をおかりしてお礼を申し上げます。

なお、本研究は、吉田育英会(YKK株式会社)助成による研究成果の一部である。

公共政策が出生行動に与える効果について

—実験ヴィネットアプローチによる計量分析—

塚原 康博
（明治大学短期大学）

一はじめに

現在の日本は、「少子化社会」として特徴づけられる。出生率（合計特殊出生率）は、一九七〇年代の前半から二を下回り、一九九三年には一・四六まで低下した。このような長期にわたる出生率の低下傾向は、将来的には、生産年齢人口の減少、労働力の高齢化、貯蓄率の低下、勤労世代に対する社会保障（特に年金）の費用負担の増加等の問題をもたらし、日本経済の活力低下は避けがたいと予想されている。出生率の低下による日本経済の活力低下を避けるためには、出生率を上昇させることが必要になるが、そのための政策として、育児支援のための公共政策が考えられる。育児支援のための公共政策は、出生率の上昇を直接的な目的とするものではないが、間接的には育児費用の軽減を通じて出生率に影響すると考えられる。それゆえ、育児支援のための公共政策が出生行動にどのような効果をもたらすのかを定量的に明らかにすることは意義のあることであろう。とりわけ、出生率の動向が今後の日本経済に与える影響の大きさを考えると、その意義は大きいと思われる。そこで、本研究では、ヴィネット調査から得られたデータを使い、育児支援のた

の公共政策が出生行動に与える効果を本格的に測定したのは、われわれの研究がはじめてである。

三 ヴィネット調査の概要

われわれは、ヴィネット調査で得られたデータを使って、育児支援のための公共政策が出生行動に与える効果を計測したが、ヴィネット調査は、実験ミクロ経済学的な発想に基づいており、研究者が架空の状況を設定することによって実験的な状況をつくりだし、調査対象者はそのような状況に置かれたとすれば、どのように行動するかについて、回答を求められるという方法をとる。この調査から得られるデータは、架空の状況から得られたデータなので、実際にその状況が実現したとき、調査対象者がヴィネット調査で回答した行動と同じ行動をとるという保証がないといふ問題を抱えているものの、この調査による利点も存在する。

第一に、個体間で政策に差がない場合、現実のデータからその政策の効果を知ることは困難であるが、ヴィネット調査を使えば、個体間で政策に差をもたらせることができるので、このような場合でも、政策の効果を知ることができる。

第二に、まだ導入されていない政策の場合、現実のデータからは、その政策のデータが存在しないため、政策の効果を知ることができないが、ヴィネット調査を使えば、架空の状況の中にその政策を入れることができます。政策の効果を知ることができる。

第三に、現実のデータでは、しばしば変数間に相関がみられ、回帰分析の際には共線性の問題が生じるが、ヴィネット調査では、変

数間に相関が起きないように状況を設定することが可能なので、共線性の問題を回避できる。

ヴィネット調査は、社会保障研究所が実施主体となり、「出産と育児に関する意識調査」の一環として行われ、一九九三年の一〇月から一ヶ月にかけて東京都に在住の一八歳から四〇歳の女性を対象に実施された。調査対象者は、二段無作為抽出（一段目は四三の地域を選び、二段目は各地域ごとに二〇人を住民基本台帳より抽出）によって抽出された。抽出した人数は八六〇人であるが、有効回答者数は五三八人（有効回答率は六二・六%）であった。調査は調査員による訪問面接によって行った。

ヴィネット調査では、調査対象者ごとに二三個のヴィネット（架空の条件を記入したカードのこと）を見てもらい、その条件の下で三つの選択肢のうちどれを選ぶかを回答してもらった。選択肢は、①一年以内に子供を生む、②一年以上たってから子供を生む、③子供を生まない、の三つである。各ヴィネットには、架空の夫婦の状況を示す変数が記入されている。記入した変数には、出生行動に影響を与えると考えられる世帯の属性や育児支援のための公共政策が含まれている。

具体的には、妻の年齢、妻の就業形態、すでにいる子供の数（既往児数）、世帯年収、住居の広さ、児童手当の金額、乳児保育の有無、育児休業手当の従前所得に対する比率が記入してある。各変数の範囲は、以下のように設定した。妻の年齢は出産可能年齢と考えられる一八歳から四〇歳までの範囲を一歳さざみで設定し、一人の調査対象者につき一歳さざみのヴィネット二三枚を判定してもらつ

めの公共政策が出生行動に与える効果についての定量的な分析を行つた。

二 先行研究と本研究の位置づけ

近年、日本においてなされた出生率の決定要因に関する実証研究として、古郡〔1992〕、小椋・ディーカル〔1992〕、大沢〔1993〕、阿藤ほか〔1993〕、原田・高田〔1993〕らによる研究がある。ただし、阿藤ほか〔1993〕を除く四つの研究は、個票データを使用しておらず、集計データ（県別、全国）を使用しているので、データの面での限界がある。また、これまで日本でなされた研究において、育児支援のための公共政策が出生率に与える効果を計測したものは、われわれの知る限りでは、原田・高田〔1993〕の研究があるだけである。ただし、原田・高田の研究においても、公共政策（児童手当）の効果を直接計測しているわけではなく、他の変数（女子賃金）の効果から間接的に推計したものである。それゆえ、日本においては、育児支援のための公共政策の変数を説明変数に含み、かつ個票データを使って育児支援のための公共政策が出生行動に与える効果を計測した研究はまだなされていない。それゆえ、育児支援のため

表1 就業形態別出生確率のロジット分析

① フルタイム

説明変数	回帰係数	偏微係数	弾力性
妻の年齢	0.35713*** (9.958)	0.123760	16.18821
妻の年齢の自乗	-0.00601*** (-9.749)	-0.002082	-8.35451
既往児数0人	1.90453*** (18.620)	0.659999	0.55641
既往児数1人	1.36431*** (13.326)	0.472790	0.38586
既往児数2人	0.69519*** (6.618)	0.240912	0.27548
既往児数3人	0.30233*** (2.418)	0.104770	0.07039
世帯年収	0.00033*** (4.875)	0.000114	0.43916
住宅の広さ	0.07001*** (4.324)	0.024261	0.32616
児童手当	0.05113*** (2.713)	0.017718	0.16232
乳児保育	0.08012* (1.773)	0.027764	0.06698
育児休業手当	0.19702*** (2.724)	0.068275	0.15369
定数項	-2.50083*** (-4.626)		

② パートタイム

説明変数	回帰係数	偏微係数	弾力性
妻の年齢	0.31842*** (8.555)	0.107845	14.49067
妻の年齢の自乗	-0.00538*** (-8.471)	-0.001822	-7.47885
既往児数0人	2.09950*** (18.425)	0.711075	0.63865
既往児数1人	1.52596*** (13.412)	0.516824	0.44504
既往児数2人	0.79534*** (6.668)	0.269372	0.26687
既往児数3人	0.14402 (0.993)	0.048777	0.04403
世帯年収	0.00055*** (8.105)	0.000186	0.74933
住宅の広さ	0.04355*** (2.663)	0.014749	0.21127
児童手当	0.04969** (2.549)	0.016829	0.16299
乳児保育	0.01274 (0.269)	0.004314	0.00934
定数項	-2.07647*** (-3.696)		

た。妻の就業形態はフルタイム、パートタイム、専業主婦の三つを考へ、すでにいる子供数は一人から四人の範囲を設定した。また世帯年収は三〇〇万円から一四〇〇万円まで一〇〇万円きざみで設定した。住居の広さは1DKから4DKの五つを設定した。育児支援のための公共政策としては、児童手当、乳児(〇歳児)保育、育児休業手当の三つを取り上げた。育児手当は現行制度の〇%から四〇〇%の範囲を二〇〇%きざみで設定したが、いじでは、単純化のために所得制限はないものと仮定した。乳児保育は利用できるか否かを変数として設定したが、専業主婦の場合は、基本的にこれを利用できないため、提示しないことにした。育児休業手当は現在、制度として導入されていないが、導入されたときの効果をみるために変数に含めた。ここでは、育児休業手当の範囲を従前所得の〇%から一〇〇%まで五段ぎざみで設定したが、専業主婦とパートタイマーについては、基本的にこれを利用できないため、提示しないことにした。

以上の八つの変数は、各変数が無相関になるように上述の範囲かランダムに決め、ヴィネットに記入した。妻の年齢が一八歳から四〇歳までのヴィネット二三枚を一組として、種類の違うものを六〇組を作成し、一組ずつ調査対象者に割り振った。

④ ヴィネット調査による就業形態別出生行動の計量分析

ヴィネット調査で得られたデータを使い、ヴィネット上の妻の就業形態別にサンプルを分け、それぞれについて出生確率の計量分析を行った。妻の就業形態別にサンプルを分けたのは、妻の就業形態によって公共政策の対象となる場合とならない場合があるからである。

ヴィネット調査において、調査対象者が選択する出生行動の選択肢は、①一年以内に子供を生む、②一年以上たってから子供を生む、③子供を生まない、の三つであるが、ヴィネットに記入した妻の年齢を一歳きざみに設定してあるので、子供を生むか否かの時間的な基準を一年とした。ここでは、一年以内に子供を生むという回答に対し一を割り当て、一年以上たってから子供を生むという回答と子供を生まないという回答に対し〇を割り当てた。したがって、被説明変数は、〇と一の値をとるダミー変数となるので、ロジット分析を行うこととした。

説明変数は、ヴィネットに記入してある世帯の属性や育児支援のための公共政策である。具体的には、妻の年齢、妻の年齢の自乗(年齢について)は、ダミー変数を用いず、年齢の効果を二次式で示すこととした。既往児数(四人を基準とするダミー変数)、世帯年収(万円)、住宅の広さ(部屋数)、児童手当(現行制度に対する比率)、乳児保育(ありが一、なしが〇のダミー変数)、育児休業手当(従前所得に対する比率)である。以上が説明変数についての説明であるが、分析で使用したロジット・モデルは、使用した統計パッケージ(S P S S - X)の都合により、以下の形をとっている。

$$\log(p/(1-p)) = \frac{1}{2} + 5 - a + BX$$

ただし、 α は一年以内に子供を生む確率（出生確率）、 B は切片、 X は説明変数の列ベクトルである。ロジット分析による推定結果は表1に示してあるが、公共政策が出生確率に与える効果を要約すると次のようになる。
①児童手当と育児休業手当は出生確率に有意に正の効果をもつ、②乳児保育は出生確率に正の効果をもつが、有意性は低い、③いずれの公共政策も出生確率に対する定量的効果は小さい。

（付記）日本経済政策学会での報告に際して、討論者の小島宏先生（人口問題研究所）およびフロアーの村上由紀子先生（早稲田大学）から有益なコメントを頂戴した。ここに記して感謝申し上げたい。なお、紙面も限られているので、われわれの行ったヴィネット調査の調査方法や調査対象者の属性に关心のある方は、『現代家族と社会保障』（東京大学出版会、一九九四年一二月）に掲載の拙稿を参照されたい。また、公共政策のより詳しい推定結果や他の説明変数が出生確率に与える効果に关心のある方は、『日本経済研究』第二八号（日本経済研究センター、一九九五年三月）に掲載の拙稿を参照されたい。

③ 専業主婦

説明変数	回帰係数	偏微係数	弾力性
妻の年齢	0.32463*** (9.424)	0.122060	14.01455
妻の年齢の自乗	-0.00557*** (-9.424)	-0.002094	-7.29833
既往児数0人	2.03537*** (21.110)	0.765295	0.63418
既往児数1人	1.51417*** (15.968)	0.569324	0.48993
既往児数2人	0.77542*** (7.330)	0.291556	0.19282
既往児数3人	0.04707 (0.368)	0.017698	0.01382
世帯年収	0.00052*** (8.012)	0.000195	0.66387
住宅の広さ	0.03358** (2.093)	0.012626	0.15161
児童手当	0.05625*** (3.065)	0.021149	0.16591
定数項	-1.89592*** (-3.716)		

（注）***, **, * はそれぞれ 1%, 5%, 10% 水準で有意である。
カッコ内は t 値である。

組合交渉形態の計量分析

—Manning 流手法を用いて—

I はじめに

日本経済が他国に比して良好な経済状態を保つことが出来た理由として、労使間の協調関係を取り上げる場合がある。つまり、企業の収益を圧迫する（profit squeezing）いわゆる、賃金・雇用の交渉が行われてゐるという考え方である。その場合、取引はすべて企業の労働需要曲線上で行われることとなる。Watanabe (1994) では、日本の労働市場にしぼって通時の代替モデルの有用なモデルであるか検定が行われた。その分析では構造変化要因を取り除いても均衡モデルでは説明不可能な要因（不均衡的要因）が存在することが判明した。この結果は労働供給サイドの定式化が現実的ではないともいえることが出来る。その場合、交渉を考慮したモデルへと再定式化する必要性が生じる。そこで、本稿は代表的な組合交渉モデルのどのタイプが日本の現実と整合的であるか Manning 流検定方法を拡張し分析を行うことを目的とする。また、わが国の交渉項目（賃金や雇用など）が経時に安定的であるのか、について分析を行ふ。この結果を基に政策的インプリケーションを考察する。

II 組合モデルの検定

組合理論の簡単な説明

- 1 (1) 労働需要モデル (labor demand model)
 - 1 独占的組合モデル (monopoly union model)
 - 2 経営権モデル (right to management model)
 - 3 効率的契約モデル (optimal contract model)
- 2 一般的の交渉モデル (general contract model) : 実際の取引が契約曲線・労働需要曲線上にない契約
- 3 (1) 労働供給サイドの定式化 (labor supply side formalization)
 - 1 非対称ナッシュ交渉 (asymmetric Nash bargaining)
 - 2 リンク機能 (link function)
 - 3 賃金・雇用量 W : 寒賃金 $X_1 X_2$: 企業側だけに影響を与える変数 X_3 : 組合側だけに影響を与える変数 $p(X_1, Z)$, $q(X_2, Z)$, Z : 交渉力に影響を与える変数を表していく。

(1), (2)における交渉解は労働需要曲線上にある ($q=0$)。 (3)は企業・組合の両方にについてパレート最適な状態を表わしている (図1)。

渡邊真治
（大阪府立大学）

表3 交渉形態の検定
推定期間 1965.1-1973.3, 製造業

	帰無仮説(H_0)	効率交渉 労働需要 モデル
対立仮説(H_1)		
一般交渉	32.30872** (9.210340)	39.18056** (11.34489)
	27.60361* (3.340386)	20.65807* (2.946685)
効率的交渉		6.87183** (6.634907)
		2.27715 (4.195972)

表4 交渉形態の検定
推定期間 1973.4-1980.1, 製造業

	帰無仮説(H_0)	効率交渉 労働需要 モデル
対立仮説(H_1)		
一般交渉	1.46572 (9.210340)	2.27123 (11.34489)
	2.24752 (3.805565)	1.17492 (2.946685)
効率的交渉		0.80552 (6.634907)
		0.88311 (4.543077)

表5 交渉形態の検定
推定期間 1980.1-1993.4, 製造業

	帰無仮説(H_0)	効率交渉 労働需要 モデル
対立仮説(H_1)		
一般交渉	18.89588** (9.210340)	31.92439** (11.34489)
	342.26213* (3.199582)	23.58816* (2.806845)
効率的交渉		13.02851** (6.634907)
		40.32785* (4.042652)

ただし、上段が尤度比検定、下段がF検定。**が1帰無仮説が棄却されたことを表している。

図1 組合交渉モデル

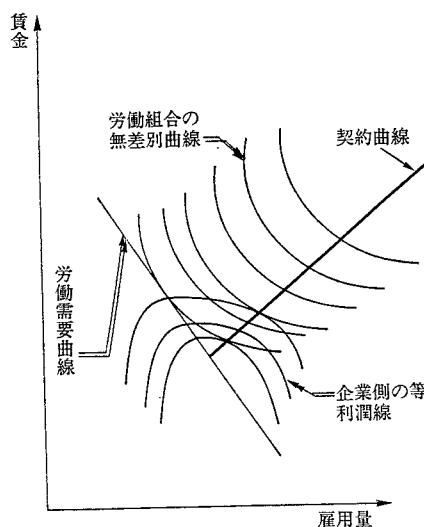


表2 雇用方程式の推定値(日本) カッコ内はt植
推定期間 1965.1-1993.4, 製造業

	一般交渉	効率的交渉	労働需要
λ_0	.970813 (2.60878)	.448126 (2.52663)	.202226
定数項		(1.18049)	
λ_1	.015124 (1.776907)	.359005E-02 (1.200332)	.925838E-02 (-1.501673)
実質賃金			
λ_2	.348835E-02 (1.195905)	.585370E-02 (-1.342972)	.598924E-02 (-1.333504)
前期実質賃金			
λ_3	-0.50294 (-3.48035)	-.034257 (-3.22636)	-.018916 (-1.85949)
資本			
λ_4	.020616 (4.25760)	.024175 (5.87309)	.016841 (4.51988)
総需 要			
λ_5	.403532E-02 (1.873736)	.218346E-02 (1.994359)	.605782E-02 (-3.03741)
輸入物価			
λ_6	-.267761E-02 (-1.11979)	-.573524E-02 (-3.49480)	
男子失業率			
λ_7	-.050748 (-1.63698)		
組合組織率			
λ_8	.191070E-03 (1.32242)		
交渉実績			
自由度修正	.990227	.990127	.989219
尤度	454.18759	452.58247	446.78116

$$\text{雇用量交渉: } L(w; q; X_1, X_2, X_3)$$

$$\equiv \max_L \{\pi(w; L; X_1, X_2)\}^{1-q} \{U(w; L; X_3, X_2)\}^q \text{ given } W \quad (1)$$

$$\text{賃金交渉: } W(p, q; X_1, X_2, X_3)$$

$$\equiv \max_W \{\pi(w; L; X_1, X_2)\}^{1-p} \{U(w; L; X_3, X_2)\}^p \quad (2)$$

$$\text{s.t. } L \equiv L(w; q; X_1, X_2, X_3) \quad (3)$$

$$\boxed{\text{雇用関数: }} N = N(p, q, X_1, X_2, X_3),$$

$$\log(N) = \alpha_0 + \alpha'_1 X_1 + \alpha'_2 X_2 + \alpha'_3 X_3 + \alpha'_4 Z + u_1 \quad (4)$$

$$\boxed{\text{賃金関数: }} w = w(p, q, X_1, X_2, X_3),$$

$$\log(w) = \beta_0 + \beta'_1 X_1 + \beta'_2 X_2 + \beta'_3 X_3 + \beta'_4 Z + u_2 \quad (5)$$

表1 交渉形態の分類

	賃金	雇用量
(1) 独占的組合モデル	組合側 $P=1$	企業側 $q=0$
(2) 経営権モデル	両方の交渉 $0 < P < 1$	企業側 $q=0$
(3) 効率的契約モデル	両方の交渉 $P=q$	両方の交渉 $P=q$

(2) 検定方法

(4), (5)式の変数群 Z を $Z_{(1)}$ と $Z_{(2)}$ に分割し、式を変形して検定に必要な形態にする。労働需要 VS 一般的交渉モデルの場合は、交渉力と組合だけに影響を与える変数のパラメータがゼロかどうかを検定することになる。

また、効率的交渉モデル VS 一般的交渉モデルの場合は、取引を

契約曲線から乖離させようとする要因 (Z) がゼロかどうかを検定することになる。契約曲線の位置は等利潤曲線と組合の無差別曲線の形状を表す変数によって決定される。一方、組合の交渉力を表す変数は契約曲線上の位置を決定するだけである。(つまり、賃金変化と雇用変化の関係は契約曲線の傾きを決める。一般的交渉はこの曲線上からはずれたところで取引がなされるからである。

また、労働需要 VS 効率的交渉モデルの場合は、モデルに、 X_3 が入るかどうかを検定することになる。なぜなら、契約曲線上で取引される場合は組合に影響する変数 (X_3) が影響を与えるが、労働需要曲線上で取引がなされる場合、その変数は影響を与えないからである。

III 推定に用いたモデルと推定・検定結果

Layard and Nickell model [1993] (以下、LN model) の体

系は、(1)オーケン法則、(2)総需要、(3)価格方程式、(4)賃金方程式、(5)雇用方程式(価格方程式に生産関数の関係を代入してやると、LNタイプの雇用方程式となる)の五本の式からなっている。推定にはこのうち雇用方程式と価格方程式の二本を用いる。

ただし、雇用方程式の推定期間中推定組織率が下がり続いているために、組合のパワーを正確には反映でない可能性があるのでも、春奉賃金上昇率か、物価上昇率を差し引いたものを代理変数として用いた推計も行う。また、單一方程式の推計の場合、同時方程式バイバスが生じる可能性が考えられるので、モデル体系で推定検定を行つ。

推定は用いる雇用方程式：基本形

$$\begin{aligned} \log(N)_t &= \lambda_0 + \lambda_1 \log\left(\frac{W}{P}\right)_t + \lambda_2 \log\left(\frac{IM}{CP}\right)_{t-1} + \lambda_3 \log K \\ &+ \lambda_4 AD + \lambda_5 \log GAP \quad (6) \end{aligned}$$

推定には操作変数添字最大値を用いた。紙面の都合上、推定期間全体を最尤法で推計した場合だけを掲載した（表2）。

四 政策的命懸けの課題

今回の分析で判明したことは以下の点である。

- ・推定期間全体を通して、労働需要モデルは一般的に棄却されてしまうが、効率的契約モデルは棄却されていない。
- ・オイルショックのような深刻な時期以外は帰無仮説はまんべくな棄却され、一般的交渉モデルが有効な形態となつてしまふ（表2、5）。
- ・オイルショック期には労働需要モデル仮説を棄却するに成功する（表4）。

今回の分析から日本の交渉においては、深刻な不況期に企業収益を圧迫するようないとはなく、労働需要曲線での取引を重視していることになる。しかし、他の比較的景気が安定している時期には効率的交渉よりも更に最適な交渉レベルをはされたところで取引がなされてしまうことになる。日本の景気回復に組合側が譲歩したと考えられるので、このような修正メカニズムを妨げるような規制や組合行動は抑えるようにする必要がある。また、平時に取引がペレート最適をはすれている場合は企業・組合双方の立場を正当に評価し、ペレート最適な状態に指導する第三機関（法廷）の役割を重視する必要がある。

今回の分析で重要な要因として取り上げた「労働組合の推定組織率」であるが、推計を行った産業は比較的組織率が低いために組合の交渉力を表す指標としての役割が十分でなかったものとも思われる。比較的組織率の高い産業のマイクロデーターを用いた分析を行う必要がある。また、組合の交渉力の指標としてアンケート調査などによる発言効果を組合組織率の代わりに用いた分析を行っていく有意義である。

〔トータル出所〕 労働力 (L)、雇用量 (N)、労働力調査、男性失業率 (U)、労働力調査報告、未充足率 (V)、職業安定委員会業務月報、資本ベーリング (K)、民間企業資本ストック、組合組織率 (DEN)、労働組合基礎調査報告、賃金 (W)、毎月労働統計調査、国内総生産 (GDP)、[国民経済計算年報]、輸入物価指数 (Pm)、消費者物価指数 (P)、輸出物価指数 (Px)、[物価指数组月報]、春奉賃上昇率 (SIU)、[労働省労政局]

- 参考文献
- [一] Alogoskoufis, George S. and Manning, Alan [1991], "Tests of Alternative Wage Employment Bargaining Models with an Application to the UK Aggregate Labour Market," *European Economic Review*, Vol. 35 (1), pp. 23-37.
- [二] Brown, J. N. and O. Ashenfelter [1986], "Testing the Efficiency of Employment Contracts," *Journal of Political Economy*, Supplement, pp. 40-87.
- [三] Espinosa, M.P. and Changyong Rhee [1989], "Efficient Wage Bargaining As A Repeated Game," *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 104, pp. 565-588.
- [四] Layard, R. and Nickell, S.J. [1992], "Unemployment in the OECD Countries," mimeo.
- [五] MacCurdy, T.E. and R.Z. and J. Penbavle [1986], "Testing Between Competing Models of Wage and Employment Determination in Unionized Markets," *Journal of Political Economy*, Supplement, S, 3-39.
- [六] Watanabe, S. [1994], "A Test for Japanese Labor Market Equilibrium," (manuscript).

(付録) 特定論者の大橋勇雄（名古屋大学）教授から大変有益なコメントをいただきました。また、本年度、大震災によって被災した著者が研究活動に復帰であるよう尽力していただいた方々に心から感謝いたします。

教育バウチャーニについて：経済分析と財政分析

尾 張 豊
（法島太郎）

従来の教育バウチャーリサーチには、次の点が欠けている。現行制度における学校教育サービスの経済的分析と、バウチャーバンドルに対する財政面、学校経営面からの分析である。本稿は、この点を補うものである。

一 公立中学校の制度面における課題と質的な改善方法

(1) 合理的経済人の導入

教員は合理的経済人の側面を持っている。現在の公立学校制度のもとでは、教員が教育成果を上げるために努力したとしても、彼の給与が増えたり、昇進が有利にならなければいけない。そこで、教員が合理的経済人であるとすれば、教育成果を上げるために努力をしないほうが、自らの効用を高めるに至る。

(2) 公立義務教育学校の質の改善策——VOICE行動による検討

公立中学校に質の低下が生じた場合、保護者側は次の三つの対応をする。第一は、がまんして、生徒をその学校に在籍し続けさせる。第二は、VOICE行動をとる。第三は、私立中学校へE-XITする。

(1) 学校教育サービス（中学校）の生産関数の定式化

推計を行なったので、その前提として、次図のとおりやでそれを考へる。



この關係は、確かに、市場構造を諸企業をもつて経済的環境といふものである。競争的な市場構造は組織構造に大きな影響を与えるものと考えられる。組織構造の特性の一として学校の経営方針があげられる。本稿で用いる生産関数では経営方針の代理指標は主要五教科の年間授業時数／全教科の年間授業時数となる。この比率が高まると、によって成果である主要五教科の学力テストの合計点の伸び率（単位%）が上昇するものと推定する。公立中学校の場合には市場構造が独占状態のため、競争による影響を受けることがない。それゆえ、成果の上昇は私立中学校に比べて小さくなると推定される。

(2) 生産関数による実際の推定（公・私立中学校の比較分析結果）

推定結果は次のとおりである。ただし、データ A1 は、私立中学校 A2 は、公立中学校である。

$$(A1) \quad Y_0 = -42.757 + 1.277 * X_1 - 1707.678 * X_2$$

$$-0.875 * X_3 + 223.350 * X_4 \\ (-1.671) \quad (2.897)$$

$R^2 = 0.963$, $R^2(\text{adj}) = 0.814$, () 内の数値は t 値。

$$(A2) \quad Y_0 = -246.781 - 0.691 * X_1 + 1922.954 * X_2 \\ (-0.974) \quad (3.032)$$

しかし、日本の公立中学校の質の改善をはかるところからいえば、次の理由で、VOICE行動の有効性は著しく低いと考えられる。
一番目は、日本の保護者にはイギリスやドイツの明らかな法定法上の教育権が与えられていない。この結果保護者の発言権が弱い。二番目は、VOICE行動をとる可能性の最も高い、ヨーロッパの質に敏感な保護者は、より良質な代替品つまり質の高い私立中学校が存在する場合には、VOICE行動をする傾向を回避して真っ先にEXIT行動をとる可能性が極めて高い。三番目は、保護者は生徒を「人質」としてとらえているが、自らは中学の質の改善を図るために強制力をもっていない。四番目は、学校の質の改善を因みに、という共通の利益を持つ保護者による利害集団の形成・維持には、金と時間がかかるため、オルソン理論によって、それらは容易ではない。最後に、VOICE行動をする手続き手段が未整備である。

この結果、日本においてはVOICE行動の有効性が薄いのだ。

EXIT行動の方に重点をおく必要があると考えられる。このEXITを制度に組み込んだ教育改革案がバウチャーバンドルである。

II 学校教育サービスの生産関数

$$+1.451 * X_3 + 210.747 * X_4 \\ (2.709) \quad (6.846e-07)$$

$R^2 = 0.670$, $R^2(\text{adj}) = 0.582$, () 内の数値は t 値。

ただし、 $Y_0 = \text{中学校教科の合計点の中央値}[単位: \%]$, $X_1 = \text{生徒一人あたりの運動場面積}[単位: m}^2]$, $X_2 = \text{生徒一人あたりの教員教職員比}$, $X_3 = \text{生徒一人あたりの年間授業時数}[単位: 無名数]$

ここで、各データの成果・投入の平均値は以下のとおりである。

$$\text{データ A1}(Y_0 = 38.52, X_1 = 9.83, X_2 = 0.056, X_3 = 13.78,$$

$$X_4 = 0.768)$$

$$\text{データ A2}(Y_0 = 12.24, X_1 = 15.59, X_2 = 0.053, X_3 = 18.62,$$

$$X_4 = 0.549)$$

推定結果から、公立中学校に比べて私立中学校の効率性が高く、そのための原因是経営方針の違いであることが明らかになった。

III 義務教育費の公的支出の根拠

(1) 公共財としての「義務教育」

「義務教育」は、例えば、社会秩序の維持や共通の言語による意見の疎通がスマーズに行われるようになると、広く国民に共通の便益をもたらす。そこで、「義務教育」は強制的に供給される必要がある。このような公共財の性格を持つ「義務教育」は、少なくとも公共財といえる。それゆえ、「義務教育」の供給には一般財源を用いなければならない。

(2) 現行の小・中学校教育

従来の論議では、小・中学校教育の内容のすべてを義務教育と把

握して、それに対する公的支出の根拠づけを論じてきた。その結果、その根拠づけに混乱が生じることになった。

現行の小・中学校教育の内容を右図のように三つの部分から構成されていると見える。実際の教育内容は、各部分が重なり合っていて、厳密に区別できないことがある。

四 教育バウチャーシステム：経営分析と財政分析

文部省・各都道府県の資料は、資金収支計算書の形式なので、これを消費支出計算書に代えて、採算性の分析が必要となる。しかし、後者の視点に立った公立中学校費の分析は未だなされていない。本稿では、その分析を行った。土地費を除いた収支額は、表1のとおりである。

学校経営成立の条件は、土地費と学校規模の二つの要因が特に重要である。以下、この二点について検討する。

各学校規模別に校学予算の収支が均衡するための土地単価限度額を示したものが、表2である。また、土地単価は、地域によってさまざまに異なる。ここでは、例として、人口二十万人程度の地方中小都市（土地単価：一九〇〇円/m²）と人口五〇万人程度の地方中核都市（土地単価：一一七〇〇〇円/m²）の学校予算を用

いて推計を行った（図1、2）。

そして、他の推計結果と併せて、次の結果を導くことができる。

- ① 人口二〇人程度都市（町村）については、市場メカニズムのもとでの学校経営が成立する。② 人口五〇万人程度の地方中核都市については、土地費に対して、低利（三‰）の公的融資が必要である。③ 土地単価五〇万円/m²程度の大都市周辺部については、元金だけの分割支払いとなる。④ 大都市については、土地費に対する公的な補助金の支出が必要となる。

あるいは、学校経営成立のためには、最低一五学級の学校規模が必要であることが明らかになった。そして、バウチャーシステム導入のために、少なくとも、これらの学校が二校存立できる生徒数が

表1 平成4年度実支出額（推計）

学級数	土地費を除く 支出額（円）	総収入額（積算値） 36入学級（円）
1	100,898,425	29,307,348
2	117,959,049	58,614,696
3	142,506,745	87,922,044
4	148,197,101	117,229,392
5	161,374,530	146,536,740
6	174,565,303	175,844,088
7	196,203,940	205,151,436
8	217,842,577	234,458,784
9	231,994,140	263,766,132
10	255,856,417	293,073,480
11	270,007,981	322,380,828
12	284,146,200	351,688,176
13	304,504,396	380,995,524
14	325,822,769	410,302,872
15	339,654,069	439,610,220
16	360,972,442	468,917,568
17	382,290,816	498,224,916
18	396,082,083	527,532,264

必要となる。以上から、最低必要生徒数は、一、〇八〇人となり、これは人口二五、〇〇〇人程度の市町村規模となる。ただし、町村では、生徒が通学可能なように学校の周囲半径六km以内に生徒が居住する」とが条件となる。

参考文献

- [1] Albert O. Hirschman [1970], *Exit, Voice, and Loyalty: Responses to Decline in Firms, Organizations, and States*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.
- [2] Mancur Olson [1965], *The Logic of Collective Action: Public Goods and the Theory of Groups*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.

（付記）本報告に対する討論者の関西学院大学の長峰純一先生から貴重なコメントを頂きました。ここに記して感謝の意を表します。

日本型企業間システムの政策課題

— 継続的取引の評価を中心として —

村上亭

（京都学園大学）

引の経済合理性に一定の理論的基礎を提供している「取引コストの経済学」を再検討する必要がある。

一 問題の所在

平成四年度経済白書は、日本の長期継続的な取引関係のメリットとして、非標準的な財における情報の非対称性や取引関係に固有な投資による利益を十分享受できないことによる非効率性を解消しうる点をあげ、こうした生産系列の利点が欧米でも評価されつつあることを論じている。同時にその欠点として、情報の交換・調整に要する長時間労働や交際費の存在などの種々のコミュニケーション・コスト、下請関係にみられる「しわよせ」「搾取」などの存在、第三者に対する参入障壁としての可能性や取引の不透明性などをあげ、それに対応するいくつかの課題を指摘している。

白書に代表されるような継続的取引に関する議論は、その効率性・合理性という光の部分とともに、その影の部分も指摘しており、バランスの取れた説明と評価ができる。しかし多くの場合、その両者の関連性は必ずしも明確ではない。すなわち、継続的取引が日本企業の競争力・効率性の源泉として評価される一方で、日本市場の閉鎖性・排他性の象徴として指摘されるのも、この継続的取引である。日本型企業間システムの功罪を明らかにするために、継続的取引を回避することにあるが、より重要な点は、機会主義の発生を抑制し、継続的取引の効率性・合理性を發揮するメカニズムとして、評判メカニズムと退出の脅威に基づく発言メカニズムが有効に機能していたことを指摘することができる。

しかし、これらのメカニズムの有効性は、評判が取引相手の行動をどの程度律するか、その効果の範囲や説得性、取引関係の破壊よりも維持有利とするような将来的な成長の見込み、代替的な取引相手や製品へのアクセスの可能性に依存している。日本の企業間システムは、日本の企業・産業における制度的枠組みと一定の歴史的・社会的な諸条件を前提とするものであり、その枠組みを含むシステム全体の変化によって、その有効性は低下せざるをえない。この点を考へるために、日本型企業間システムを支えてきた価値を中心として、継続的取引の負の側面についてみてみよう。

III コミットメント価値の追求

企業間システムを含めて日本型企業システムは、コミットメント価値の最大化という点に最も有効かつ適合的なシステムであった。コミットメント価値とは、二つ以上の要素が深く関与することによって関係当事者のみが享受できる利益のことであり、当事者双方がその取引ないし組織に不可逆的かつ回収不可能な形で関与し、それを維持することによってはじめて入手できる利益を意味する。その価値の主な側面は、①特定の取引ないし組織に関わるさまざまな取引コストの削除、②特定の資産の蓄積・活用、③関係当事者からの貢献の誘因、という三点をあげることができる。したがって、日本本

の企業間システムにおけるコミットメント価値の追求とは、継続的取引による経済合理性を引き出すための工夫ないし手段を構築するためのプロセスであるといえる。

コミットメントとは、特定の取引・組織に不可逆的な形で関与することであり、そのコミットメントの特質を活用することによって生み出される利益をコミットメント価値と呼ぶ。コミットメントの基本的な特質は、第一に費用の埋没性を伴う不可逆性、第二に投下された資源の価値はその内部でのみ形成・蓄積されるという関係ないし組織への拘束性、第三に長期にわたる関係を基礎とするため、スポット的な市場取引には適さないという非市場性の三点をあげることができる。これらの性質から、コミットメントは時間的な順序差が需要の意味をもつと同時に、他者が容易に模倣できないという意味で競争優位の重要な源泉になる。そのような意味で、わが国的企业・産業システムは、前述の競争メカニズムを有效地に活用することを通して、このコミットメントの特質を競争力・効率性の源泉に結びつけることに成功してきたといえよう。

しかし、コミットメントはその不可逆性という特質から、選択の範囲を狭めると同時に自由の喪失という側面をもつ。また拘束性と非市場性という特質は、関与するメンバーが容易に変わらないことと、固定的・安定的であることを意味する。そのような側面が閉鎖性につながることはいうまでもない。コミットメント価値の追求は、不可逆的な関与を行なう人々によってはじめて可能であり、それ以外の人々が容易に参入できないこと、排除されることを前提とする。そのような意味でのコミットメント価値の形成・維持は内部と

外部の間に一定の垣根（参入障壁）を設けることに等しく、閉鎖性の問題と表裏一体の関係にある。

継続的取引における経済合理性の追求は、競争メカニズムの組み込まれた（退出の制限された）状況の中で、相互の信頼・協力関係に基づくコスト削減・品質改善への努力によって可能となる。そうした努力は、特定の取引にコミットする人々に将来的な利益が見込まれることを前提とする。しかし、その将来的な成長性が見込めない状況では、経済合理性の発揮を妨げる同時に、コミットメントの追求に伴う閉鎖性の問題を表面化させる。それはまた、国際社会におけるわが国の経済的地位の高まりによって加速化することになる。

四 日本型企業間システムの政策課題

コミットメント価値の追求という行動様式は、経済成長の鈍化と

国際化の発展のなかでその有効性を低下させると同時に、その行動様式に固有の問題を表面化させる可能性が強い。それはコミットメント価値の追求が日本経済の成長・発展に大きく寄与してきたことの代償ともいうべき側面である。最後に、コミットメント価値の概念を基礎として日本型企業間システムの主要な問題点と課題を指摘しておきたい。

(1) 不透明性の問題

コミットメント価値の追求は、取引相手の全面的（全人格的）な関わりを要求する。継続的取引の生み出す経済合理性は多面的・総合的な競争力の確保に結びつぶが、その多面的・総合的という多分

に曖昧な表現からわかるように、取引の条件やルールについて不明瞭ないし曖昧な場合が多い。このような側面が外国企業などの第三者にとって閉鎖性の一因となりうることも確かである。また、継続的な取引関係における評議メカニズムが第三者に対しても有効に機能する保障はなく、むしろ不透明なルールとして捉えられる可能性が強い。こうした不透明性に起因する参入障壁ないし閉鎖性の存在は、日本の社会経済システム全体における不透明性の温床になることは否めない。

したがって、取引関係に参入するためのルール、基準、条件等を明確化すること、さらに外部者を積極的に日本のシステムに参入させ、日本企業が外国企業と積極的に「明示性に裏付けられた長期的関係」を構築していくことが必要であろう。

(2) 過剰化の問題

コミットメント価値の追求過程は、多面化・長期的な競争を通して取引当事者の総合的な競争力の育成・強化を促すが、それはまた取引関係の維持・強化をめぐる過剰な競争を惹起し、それに伴う過大なコストを発生させる。長時間労働やサービス残業、過労死の実態や巨額の交際費の存在などは、そのような関係の維持・強化に関わるコストと無関係ではないだろう。

コミットメントは、不可逆的な関与を前提として当事者から可能な限りの貢献を引き出しが、それはまだ取引関係維持のための過剰な競争をもたらす。長時間労働や過大な交際費の存在はコミットメント価値の追求という行動様式を維持するための、不可欠ではあるが表面化しにくい代償としてのコストの存在を示している。

ない例外的なものであり、このような法制度の存在 자체が継続的取引に対する評議メカニズムの機能が十分ではないこと、下請企業に対する抑圧的な行為が存在することを意味するものであろう。

非対称性の問題に対する基本的な課題は、取引関係の適合化、消費者利益の重視、競争促進を中心とした独占禁止政策の強化・実質化をはかることがある。この非対称性は、親企業と下請企業との関係に加えて、コミットメントに関わるものとコミットメントから除外されたものとの間にも存在する。企業ないし産業と規制官庁との懸念といった問題は、業界・官庁と民間との間の情報や利益に関する非対称性の存在を意味している。このような側面は、消費者利益の軽視とともに不透明性の温床にも結びつく可能性が高く、政府規制制度の見直し、規制緩和の推進は、ここにおいても重要な課題として指摘できる。

（付記）紙幅の関係から図表や引用文献等を省略したことをお断りしておきたい。本報告の詳細については、拙稿「日本型企業間システムの政策課題—継続的取引の評価を中心として—」『京都学園大学経営学部論集』第四巻第三号、一九九五年三月、を参照されたい。

本報告に際して、予定討論者の新庄浩二先生（神戸大学）からは貴重なコメントを頂きました。記して厚くお礼申し上げます。

日本型企業間システムを代表する生産・下請系列の経済合理性は、むしろそうした非対称性の存在を前提として成立しているといえる。下請法（下請代金支払遅延等防止法）の運用状況をみると、長期的な取引関係のなかで下請企業に対して強制的な調整が行われていることが示唆される。下請法は他の先進国にはほとんどみられないことになる。

二十世紀・胎動する競争の変容

木下武人

〈中村学園大学〉

が企業経営の出発時点に、据え置かれる破目に陥ったのである。

一 激變する経済環境

(1) 円高ドル安の長期的推移とインフレ成長

昭和二四年（一九四九年）一ドル三六〇円の対米為替レートがスタートして以来、一九九五年四月に八三円へと騰貴し、史上初の「円高ドル安」の超円高を迎える。九月には再び一〇〇円台へ回帰、超円高は実需より離れて投機的方向へ走り、円高は即「不況」として日本經濟を直撃、特に輸出企業、中小企業に対する影響は甚大となつた。

戦後、四〇年間膨張変幻した日本經濟は、國家財政支援をベースに高度インフレ成長、その大もとである国債の残高は、遂に九五年に二〇〇兆円を突破、日本企業の拡大投資、拡大生産の累積としてのソケは過剰生産、過当競争、經濟摩擦を引き起し、一九九一年遂に日本經濟はバブル崩壊した。

その症状回復のための治療、「リストラ」再構築と、「リ・エンジニアリング」情報の再検索が登場、肥大型体制を削り取るか、構築と直す改革型・統計型・再編型の産業經濟政策を迫られることになった。これまでの「極大利潤」追求の道は大きく修正され、最低の「利益確保」と企業の存立維持經營の建て直しに、企業行動の目標

(2) 景氣循環と胎動する市場

日本經濟そして日本企業は現在、(1)循環的景氣変動と、(2)構造的（産業組織）変動の面で、一大転換期を迎えている。循環的な面では四年間も続いた高成長も大きく減速し、高い伸びを示して来た設備投資も鈍化の方向にあり、在庫と設備投資は近年循環的影響を受けにくくなつていい。

第二の構造的な面では、企業の存在性が根本的に問われており、戦後の日本企業は業界・系統などのグループを結成し、従業員の勤勉さと忠誠心を得て、經濟効率を徹底追求、いわゆる「下請型利益」追求に突進、いわゆる「日本型經營システム」の効率追求の行動に限界が起り、大きな変革の時期を迎えた。世界各国からもこのような經濟システムに、多くの疑問と批判の声が起り、日本型市場閉鎖の撤廃、いわゆる「規制緩和」が求められた。そして、これから的企业社会は、利益追求第一主義から社會的貢献、生活文化、民族文化への貢献型が求められ、芸術的生産物、文化製品などの構造、そのための企業行動に新たな変革が要請されて、來たるべき「二一世紀型」ニュービジネス・ニュー市場の誕生が目前に迫つた。

カやECへの投資は、第一に「貿易摩擦回避型」の直接投資となり、第二にEC等市場統合によって、二一世紀「未来型大市場」形成への直接投資となつた。

二 円高・海外展開

(1) アジア進出と支援産業

一九九四年日系企業のアジア進出はタイ、シンガポール、香港等八〇〇社以上にのぼり、台湾、マレーシア、インドネシア等後進地域・發展途上國に多く、上場数でもタイに一七社、マレーシアに一二社と多くなつた。

アジア進出では、家電製品や自転車等輸出型機械工業が、地域分業構造を変質させ、東アジア支援産業を形成させつつある。そして日本国内より東アジアに足場を置く連鎖經營がスタートした。この支援事業の中身は、アジアの低賃金労働を活用した商品組立を可能にする設備（資本財）、部材（生産財）、ソフトウェア・エンジニアリング技術等である。

(2) 加速化する下請再編

際限なく押し寄せるコスト切り下げ、リストラの波、大企業は下請に対して、(1)安い海外現地部品で低価格で作れる技術、(2)精度・品質面で優位の加工技術、(3)短納期の加工技術を有する企業、(4)親企業の海外進出に随伴出来る企業を求めて、下請再編に踏み切つた。企業の海外進出に随伴出来る企業を求めて、下請再編に踏み切つた。かくして、選別の基準は八〇年代にくらべ、様相を変えてきびしく芒酷になつた。つまり、きびしくその変容を迫つた。

例えば電機、自転車等の分野でメーカー親企業が系統の下請企業

を選別する際、日立製作所では、発注量に明確に差を付け、日産自動車も低価格の新型車開発で、下請会社数を制限し絞り込んだ。日立電機では主力工場の茨城で、高技術とコストダウンに対応出来る下請に、八割の仕事を保証し、その他の下請には五割以下に落した。日立の下請依存率は現在六〇%、将来三〇%に削減する予定である。NECでは下請協力会社の「過剰品質」体質を改めるようコストダウンをはかり、三菱電機でも外注製品の価格が技術に見合つているかをチェックし、優良下請を選別評価する動きに出た。

(3) 乗用車部品の共通開発・生産販売によるグローバル化の方向

—系列調達の崩壊を進める海外生産— 系列を越えての取引開始 一九九三年設立のタイ・トヨタ子会社鑄物工場・S.P.U.に、日産製の金型・日産小型トラック搭載用ディーゼルエンジン主要部品「シリンドーブロック」の铸型が運び込まれた。

これは系統を越えて、同一規格共通部品の開発、相互取引、相互供給の自由市場が実現し、いすゞ側でも日産とエンジン部品の共同開発がタイ工場でスタートした。

このことは、対立的ライバル三社が、独自に現地でも鑄物工場に巨大資本を投じるのは、不経済危険を伴うため、他方、タイ政府の一九九七年までに、エンジンの現地調達率七〇%引き上げの発令があつたからである。

(4) 家電業界のアジア戦略

生産・流通の変容——新しいアジア下請制、日本の流通商社による下請生産と価格破壊——二一世紀的流通革命の先がけ——流通が生産の産業障壁を破壊

三 産業再編・合併と統合

日本は一九六〇年代（昭和四〇年代）に大型合併統合のラッシュを迎え、昭和三九年の三菱造船・重工等の三社合併、三井化学、住友機械等の合併、川崎重工、航空機、車輛三社の統合、八幡製鉄、富士製鉄の大型合併による新日本製鉄の巨大企業の誕生を見た。これは來たるべき「貿易と資本の自由化国際化」のうねりに対応する日本産業の行動で、一九七〇年、八〇年代高度経済成長の推進役を果した。

一九九〇年代に日本経済は成熟期を迎える、世界的な大競争時代に入り、地球的グローバルな生き残り競争が熾烈となり、規模の利益を追求する産業再編成に活躍を求めるようになった。金融界でも一九七一年に第一銀行と日本勧業銀行の合併、八六年住友銀行の平和相互の吸収合併、九〇年の三井銀行と太陽神戸銀行の合併「さくら銀行」の誕生、九六年の三菱銀行と東京銀行の合併等による再編活動化が進められる。なべて日本企業の大再編、産業組織の統合強化であり、世界の自由市場経済への対応に他ならない。

四 売手競争の経済より買手競争の経済へ

(1) 非価格競争より価格競争への見直し

一九八〇年代、世界的成長へと飛躍した日本の乗用車産業は、製品の差別化、非価格競争へ移行し、車産業の成熟期に入り、製品の高級化、多様化、ファンクション化、個性化が進行して、整備部品の拡大化、コスト・販売価格の高騰を招来し、九〇年の日本経済のバ

ブル崩壊・円高が襲来して、コスト縮小・価格調整が突きつけられた。

これまで乗用車のグレード別差別化は、「標準車」「スペシャル車」「デラックス車」「ステーパースペシャル車」「ステーパーデラックス車」へと進められ、価格の高騰で、売手と買手の間で、また襲来する輸入車、外國車との過当競争の中で、コスト合理化が企業存立の大命題となつた。

アジア市場では小型低価格車―大衆的商用車ライトバン―標準車に標的が据えられ、生産企画が設計上、省部品・部品の共通化・標準化が進められた。日産では一九九二年の小型ブルーバードクラスクの部品を二万点、標準車購入ニネットベースで三、一〇〇点、販売価格一七〇万円、部品二万点、一九九四年は二、九一〇点へ合理化した。つまり、(1)部品の共通化、(2)車種バリエーションの削減、(3)コスト引下げが進められた。このことは家電製品、アパレルへも波及した。

(2) 経済学古典派理論への見直し

一九九〇年代に急激に海外展開で進められる「分業＝専門化の利益」は即、A・スマスの古典的生産の追求であり、円高為替差損対応の高コスト解消の「低賃金」チーピーベーは、古典マルクス経済学の「資本論」が指摘する剩余価値説の古典的ソースとして、資本行動の戦略武器として、大上段に振りかざされ、アジア展開ブルーへの街道を真しぐらに駆け出した。例えアシア向け専門車のエンジン供給には、「共同開発」も止むなし、タイ市場に限つて的一次的協調、これが、近未来二一世紀「共通部品」開発への一歩石と

台湾は今日、「パソコンの世界の工場」と言われるまでに成長、東京の中堅パソコン小売店九十九電機等、台湾の大手パソコンメーカー、「エイサー」に委託生産し、P.B.製品を作り、ヒット商品にまで格上げして、アジアでの国際的下請制の登場展開見をせた。

他方、一五六、店舗を持つ家電製品安売りチヨーンの「コジマ」でも、一九九三年マレー・シアより一四時小型テレビ一〇万台を輸入、日立・松下製品三万二千円を、一万八千円の安値で叩く、「価格破壊」の旗手として浮上、D-2 ACは一日一〇〇〇台も売れるブームを形成した。

これは「コジマ」がデザイン等の仕様を決め、マレーシアの日系家電メーカー「テクノシルバー」に、生産委託した買取制・P.B.製品、海外発注の下請商品とした。こうしたメーカー、問屋を排除しての商品の入手は「安い価格」設定の機会が生まれ、同時に既存の流通機構が破壊された。こうして、円高・海外展開―価格破壊―流通機構の破壊は「蓮托生」となった。

大手スーパー「ダイエー」でも、アジアの工場に、ダイエーP.B.製品を下請発注し、一九九四年に韓国で「冷蔵庫」を、マレーシアで「ミニコンポ」を、中国で「CDラジカセ」を、インドネシアで「VTR」を発注委託し、アジアの下請生産、アジアの工場のリードーシップを完全掌握して、これまでメーカーによって支配されてきた再販売価格「定価制」維持に従属しての小売流通業界に、新風の風穴を大きく開ける事態を招來した。全く自然到来の規制緩和のプロセスである。

もなる。

こうして自動車価格の原点競争が始まり、「分業の利益」と「専門化の効果」、「低賃金」と「利益確保」——そのセオリ・ソースにスマスとマルクス理論が復活回帰したと見る。しかも、これに自律的経済ルールⅡ国際的協調の要請が加味されるに至った。

(3) 日本企業の出稼型経済の到来——世紀末に、なだれのように打ち寄せるアジア行き——

日本企業、特に製造業の海外現地法人は、一九九三年約五、五〇〇社、アジアが三、一〇〇社、北米の一、三〇〇社を引き離して、豊富な労働力・低賃金・膨大な購買力を持つ巨大市場・中国アジアを目指し、毎年二百社を超える日本企業が海を渡ることになった。こうした現象は実に異常であり、やがてそのシケが返ってくることは必至であり、「出稼ぎはきっと戻る」。やがて海外の賃金は先進国並み水準に達し、「チープリバーバー」低賃金への夢は破れて、「企業の家無き子」ホームレスに変貌する時代がくる。今アジアはブームの火中に在り、「押し寄せる波がやがて押し返す波」、景気変動となる。

(付記) 最後に予定討論の明治大学教授白瀬恵夫先生に大会四回にわたりコメント御指導を頂き深甚の謝意を表します。

寡占市場と遊休生産能力

はじめに

従来、遊休生産能力あるいは過剰設備の存在は価格引き下げ要因として働き、企業間の価格（生産）協調を困難にすると考えられてきた。ところが最近の繰り返しゲーム理論の展開によって、遊休生産能力（以下では遊休能力と呼ぶ）の拡大はむしろ企業間協調を成立させ、より高い協調価格を可能にすることが明らかになった（Benoit and Krishna [1987], Brock and Scheinkman [1985]）。

企業間協調は離脱（値引き）に対するペナルティーの存在なしには成立し得ない。ペナルティーはライバルによる報復的な価格引き下げである。他の条件が一定ならば各企業の遊休能力が大きいほどより厳しいペナルティーが可能となる。遊休能力の拡大は一方で値引きによる顧客獲得の誘因を増大させるが、他方でより厳しいペナルティーを実現し協調価格からの離脱を防ぐ結果により高い協調価格を可能にする。

本稿の目的はこうした理論的帰結が現実にどの程度当てはまるかわが国の製造業を対象にクロスセクションデータを使った回帰分析結果に照らして議論することにある。すでにいくつかの分析結果は、竹中〔1995〕で示している。そこでは市場集中度が高かつマーケティングの目的はこうした理

— 理論的背景

いま仮にクールノーやベルトランのモデルにみられるような企業行動を競争的と呼び、競争的行動によって得られる利潤を上回る利潤をもたらすような企業行動を協調的と呼ぶことにする。フォーカ

竹 中 康 治
〔東京電機大学〕

ットショアが大きい企業は暗黙のうちに協調的行動をとる可能性があると仮定し（このこと自体が検証すべきテーマであるが）、売上総利益率に対して遊休能力を表す「供給余力」変数が売上総利益率に対してプラスの効果をもつことを示した。しかしながら市場集中度やマーケットシェアが大きな企業が、協調のため遊休能力を保有しているかどうかは明確ではなかった。

以下では新たな実証結果をもとにさらに詳細に議論したい。第一に、素材産業を対象に産業別の稼働率を市場集中度との他の要因に回帰させた分析結果を示す。第二に、企業レヴェルの稼働率に対する市場構造要因の影響や売上総利益率に対する遊休能力変数の影響を、マーケットシェアの大きな企業と小さな企業と分けて検証する。その結果は理論的結論をある程度支持するものとなつた。以下、一で理論的背景を述べ、二で実証分析を示し、理論との適合性を議論し、最後に結論をおく予定である。

定理によればゲームが繰り返し無限に行われる状況では協調的均衡が成立し得る。価格設定企業を考えよう。ライバルを裏切って協調価格から値引きした企業（離脱企業）は一時的には顧客を増やすことができるが、やがてライバルの報復的な価格引き下げに直面し、協調価格を維持した場合に比べて長期的には赤字を減少させることになる。離脱企業の値引きに対するライバルの報復的な価格引き下げこそが協調からの離脱に対するペナルティーに他ならない。

（ベナルティー価格）とそれが設定される期間（ベナルティー期間）の長さによって決まる。ペナルティーの厳しさはペナルティー価格の設定以降に離脱企業が獲得する利潤の割引総和によって表される。最も厳しいタイプのペナルティーのもとでは次が成立する（Abreu [1986], Lambson [1987], 竹中 [1995] を参照）。

二 実証分析

ある。ライバルの生産能力が小さければ残余の需要はその分だけ大きくなり、ミニマックス値も大きくなる。従つてペナルティの厳しさも遊休能力の発生を意味するものではない。さらに同定理を導くモデルでは生産能力は明示的に扱われておらず、限界費用が資本量に依存すると仮定している。しかしながら生産能力を均衡価格のもとでの限界費用曲線までの水平距離と定義し、遊休能力を生産能力と供給量の差でとらえれば「過当」投資競争の結果として産業全体として遊休能力が生じる可能性がある。

以下では先の理論的結果に従つて第一に遊休能力を稼働率によつてとらえ、産業あるいは企業レベルで稼働率と市場集中度やマーケットシェアとの関係を実証する。第二に稼働率を含め遊休能力を表す変数の価格形成に与える影響を確かめる。

化学、鉄鋼・金属等素材産業を対象に一九八五年から一九三三年までの各年別に製品別産業稼働率を被説明変数とし、クロスセクションデータをもとに多重回帰分析を試みた。稼働率は現在の需要条件に加えて過去の投資結果を反映するものである。ここでは単純に各企業は過去のデータから得られる産業全体の生産量トレンドに沿つて将来需要を予測し、それを基に投資決定を行うと仮定した。資本の調整費用を暗黙のうちに仮定すればトレンド上の成長率も稼働率の説明変数となり、他の条件が同じならばトレンド成長率が高いほど稼働率も高くなると予想される。また実現生産量のトレンドから上方向(下方向)への乖離は稼働率を引き上げる(引き下げる)方向に働くであろう。さらに国内生産量に対する輸出入比率も説明変数とした。輸出入の動向は一部はトレンドに反映されていようと

じる可能性もある。

が、同時に予期せぬ変動もあるし、輸入に関しては市場集中度（国内生産上位四社）を補完する意味もあるため独立変数とした。最も関心があるのは市場集中度と稼働率の関係である。市場集中度が高い産業では寡占的相互依存性が強く認識される結果、企業行動は協調的となると想定した。そうであれば協調のための遊休能力が必要となる。一方、市場集中度が低い産業では企業行動は競争的となる。したがって前述のように「過当」投資競争の結果遊休能力が生

しさはまたライバルの生産能力によって決定されることになる。考えられるペナルティーは上で述べた最も厳しいタイプのみではなく他にもあり得る。例えば「トリガー戦略 (trigger strategy)」もその一つである。この場合もペナルティーは各企業の生産能力の拡大にともなってより厳しいものとなる。

かくして生産能力の拡大がより厳しいペナルティーを生み、それがより高い協調価格を成立させることになる。重要なことは価格協調を実現するためには一定の遊休能力が必要となると言うことである(Benoit & Krishna [1987])。ペナルティーが必要なときにペナルティーを実現するに足るだけの生産能力が必要であるが、それは協調均衡では使われず遊休化する。

ペナルティーの厳しさは企業数にも依存する。最も厳しいタイプのペナルティーを考えれば、産業全体の生産能力が同じでも企業数が減少するにつれてミニマックス値は増大するからである。言い替えれば、協調価格を所与とすれば企業数の減少にともなって産業全体としてより大きな遊休能力が必要となる。ただし実際に協調的市場でこれが観察されるかどうかは実証すべき問題である。企業数が少なくなるにつれて一定の価格をあきらめる代わりに小さな遊休能力を選ぶこともあり得るからである。

表1で一九八六、八九、九二年について回帰分析結果を示した。他の年次についてもほぼ同様の結果が得られた。一般に上位四社集団の中度が五〇～六〇%を境にその効果が異なることが読み取れる。集中度が上昇にともない稼働率は上昇しやがて低下していく。仮に集中度が六〇%前後を境に協調的な市場行動の可能性が高くなるとすれば、六〇%以下の市場では競争的行動に基づく「過当」投資競争理論が、六〇%を超える市場では協調理論がそれぞれ整合するような実証結果となつた。競争的市場では集中度の上昇にともなつて過当投資競争の可能性は低下するから、産業全体として遊休能力は減少し、稼働率が上昇する。一方、集中度のさらなる上昇は企業間協調を生み、そのために遊休能力を保有する必要性が生じることになつた。これが集中度が五〇～六〇%の産業で稼働率が最大となる理由であると考えられる。集中度の高い市場で稼働率が低下するのはそこで拔うデータは表1で使つたデータとは異なりことにする。ここで拔うデータは表1で使つたデータとは異なり

表2 变数一覧

売上総利益率	:企業別の(総売上高-売上原価)/総売上高,
国内市場規模	:調査製品の全国生産量(額)-全国輸出量(額)+全国輸入量(額)。
広告宣伝	:企業別の広告宣伝費/総売上高
成長率	:当該企業が生産・販売する調査製品の国内生産量の平均伸び率。各調査製品の国内生産量対前年比を当該企業の製品別売上高で加重平均。
企業輸出比率	:企業別輸出比率。当該企業の製品別輸出比率(輸出量(額)/生産量(額))をその売上高で加重平均。
輸入シェア	:当該企業が生産・販売する市場での輸入シェア。各調査製品の輸入シェア(全国輸入量(額)/国内市場規模)を当該企業の製品別売上高で加重平均。
固定資産比率	:企業別の総売上高に対する有形固定資産の比率。
棚卸資産比率	:企業別の期末棚卸資産/総売上高。
AMS	:当該企業の調査製品別マーケットシェア(企業別販売量(額)/国内市場規模)をその企業の調査製品別売上高で加重平均。
AMS≥10	:AMSが10%以上の場合のAMS。AMSが10%未満の場合にはゼロ。
AMS<10	:AMSが10%未満の場合のAMS。AMSが10%以上の場合はゼロ。
AMSダミー	:AMSが10%以上の場合1。10%未満の場合にはゼロ。
ACR4	:当該企業が生産・販売する市場の生産4社集中度。調査製品別生産4社集中度を当該企業の製品別売上高で加重平均。ただし1991-92年分は未発表であるため、両年分については1990年のデータを使った。
企業稼働率	:当該企業の調査製品別稼働率をその企業の製品別売上高で加重平均。
企業稼働率MS≥20	:AMSが20%以上の場合の企業稼働率。AMSが20%未満の場合にはゼロ。
企業稼働率MS<20	:AMSが20%未満の場合の企業稼働率。AMSが20%以上の場合にはゼロ。
供給余力	:当該企業が現在の供給量に加えてどの程度の供給余力を持っているかを示す。調査製品別の各企業の供給余力を、生産能力×(1-稼働率)/ライバル全体の国内市場規模で定義し、これを当該企業の調査製品売上高で加重平均した。ライバル市場規模は国内市場規模から当該企業の国内販売を差し引いて定義した。
供給余力MS≥10	:AMSが10%以上の場合の供給余力。AMSが10%未満の場合にはゼロ。
供給余力MS<10	:AMSが10%未満の場合の供給余力。AMSが10%以上の場合にはゼロ。

験的には決定できない。各変数は表2で定義した。

表3の推計結果によれば先の産業稼働率と異なり、企業稼働率に対して市場集中度はプラスの線形関係しか見られない。シェアの効果は表3のモデル(1)による推計結果から直線的ではないことが判る。ここではシェアは10%を境界値としたが、シェアが10%以下の企業の稼働率はシェアとともに明らかに上昇しているが10%以上の企業ではシェア増大の効果は小さく、有意性も低い。

われわれはシェアの大きな企業と小さな企業とではどちらが稼働率が高いかという問題に関心がある。表3のモデル(2)による推計結果によれば、シェアの大きな企業は小さな企業に比べて稼働率は平均しておよそ10ポイント程度低くなっている。一般にシェアが比較的大きな企

表1 産業稼働率の回帰分析結果

変数	
産業稼働率	:国内生産量/国内年末生産能力
成長率	:国内生産量(額)対前年比
トレンド成長率	:過去15年間のデータに基づく国内生産量についてのトレンドの該当年での成長率。トレンド生産量は以下のように求めた。 t 年における実現生産量 Q_t を対数変換 ($\ln(Q_t)$) して、 t の関数(最大3次)で回帰して求めた。
トレンド乖離	:実現生産量のトレンド生産量からの相対的乖離 (実現生産量-トレンド生産量)/トレンド生産量
輸出比率	:全国輸出量(額)/国内生産量(額)
輸入シェア	:全国輸入量(額)/国内生産量(額)
CR4	:生産4社集中度

被説明変数 稼働率年定数

年	定数	トレンド成長率	トレンド乖離	輸出比率	輸入シェア	CR4	CR4の自乗	R ²	データ数
1986	0.5093 a (3.308)	1.7158 a (5.204)	0.7091 b (2.311)	0.3387 a (2.998)	-0.2474 (-1.162)	0.8623 (1.656)	-0.6876 c (-1.703)	0.5232	52
1989	0.4528 a (3.228)	2.5346 a (7.157)	0.4923 a (3.340)	0.3612 a (3.506)	-0.5269 a (-2.708)	1.1774 b (2.543)	-0.9607 a (-2.762)	0.5731	53
1992	0.5862 a (2.953)	1.1731 b (2.245)	0.9171 b (1.945)	0.2649 c (-2.287)	-0.7730 b (-2.667)	0.9208 (1.462)	-0.7158 (-1.518)	0.1718	53

()内はt値。aは1%, bは5%, cは10%で有意。

データ出所：通産省「生産動態統計」、公正取引委員会「主要産業における累積生産集中度とハーフィンダール指数」。

製造業九七社の企業データである。さらに表1の分析対象が素材産業であったのに対しそれ以外に食品や機械組立企業をも対象としている。表3で一九九一年の回帰分析結果を示した。他に八九、九〇、九二年についても分析を行ったが結果に大きな相違はない。先の産業稼働率の回帰分析と同様に説明変数として市場構造変数、国内生産量成長率、輸出比率、輸入シェアをとった。ここでは市場構造変数として集中度のほかに個別企業のマーケットシェア(以下では単にシェアと呼ぶ)をえた。協調的な企業はシェアが大きな企業であり、競争的な企業は比較的小な企業であるとするればシェアが稼働率に及ぼす効果は異なると考えるからである。モデル(1)ではシェアの効果をシェアが10%以上の場合とそれを下回る場合とに分けて推計した。モデル(2)ではシェアが10%以上を1、それを下回る場合をゼロとするダミー変数によって稼働率への影響の差を測った。

また国内生産量の成長率はその実現値をとった。輸出動向は生産量の成長率に反映されていると考えられるが、個別企業の稼働率はその企業の輸出戦略にも左右されるから、ここでは「企業輸出比率」を説明変数として加えた。成長率と企業輸出比率の増大は稼働率を引き上げる方向に向くのに対して、輸入シェアの増大は引き下げる効果をもつと予想される。さらに売上高に対する固定資産の比率と棚卸資産の比率を説明変数に加えた。前者は生産設備の固定性と分割性を考慮して、大規模な生産設備を必要とする産業では稼働率は一般に低くなると予想しこれを加えた。後者は在庫の代理変数とした。ただし在庫の増大が稼働率にどのような影響を与えるのか先

表3 企業稼働率及び企業売上総利益率の回帰分析結果(1991年)

被説明変数モデル	企業稼働率		企業売上総利益率	
	(1)	(2)	(3)	(4)
定数	0.7560 a (8.523)	0.8515 a (10.440)	0.1143 b (2.505)	0.1136 a (3.785)
固定資産比率	-0.0633 (-0.598)	-0.1094 (-1.047)	0.0440 (1.112)	0.0400 (1.031)
棚卸資産比率	-0.3186 (-1.185)	-0.3486 (-1.335)	0.0511 (0.507)	0.0516 (0.518)
広告宣伝			2.4866 a (5.890)	2.4214 a (5.824)
成長率	1.1449 b (2.114)	-1.1546 b (-2.155)	-0.4005 c (-1.946)	-0.3221 (-1.580)
企業輸出比率	0.1003 (0.697)	0.0916 (0.637)	-0.1591 a (-2.899)	-0.1561 (-2.874)
輸入シェア	-0.3274 a (-3.369)	-0.3252 a (-3.386)	-0.0271 (-0.705)	-0.0253 (0.694)
ACR4	0.2450 c (1.897)	0.2731 b (2.327)	0.0638 (1.265)	0.0561 (1.162)
AMS			0.2835 a (3.066)	0.1802 a (2.706)
AMS ≥ 10	0.0462 (0.232)			
AMS <10		1.4344 c (1.774)		
AMSダミー			-0.0967 b (-2.313)	
企業稼働率MS ≥ 20				-0.0497 (-1.061)
企業稼働率MS <20				-0.0066 (-0.165)
供給余力MS ≥ 10				0.1808 c (1.719)
供給余力MS <10				0.2313 (0.738)
R ²	0.2079	0.2248	0.3791	0.3871
データ数	97		97	

()内はt値。aは1%, bは5%, cは10%で有意。

データ出所: 通産省「生産動態統計」、公正取引委員会「主要産業における累積生産集中度とハーフィンダール指標」、日刊通信社「酒類・食品統計年報」、食品産業センター「食品産業年報」、「有価証券報告書」。

企業間で価格協調が成立するとなれば、この結果は前述の理論的結論と整合する。
 以上の実証分析は遊休能力を稼働率によってどのような影響を受けているかを確かめるものであった。協調理論の現実への適合性を実証するためには遊休能力と価格形成との関係を実証的に確かめる必要がある。そこで、企業稼働率の分析と同じサンプルを使って企業ベースの売上総利益率を非説明変数とする多重回帰分析を行った。売上総利益率は「各企業の販路一齊用マージン率」を近似する変数として取り上げた。「通常の販路一齊用マージン率」の分析と同様の説明変数をとっている。このうち「固定費率」は広告宣伝費それ自体が売上に含まれておらず、かつ製品差別化の程度を表しているため加えた。「企業輸出比率」は売上総利益率に対する影響を除去するための変数である。「広告宣伝」は広告宣伝費それ自体が売上に含まれておらず、かつ製品差別化の程度を表しているため加えた。「企業輸出比率」は中度が望ましい。そこで「輸入シェア」も説明変数とした。

遊休能力に関する変数を説明変数とした点が通常の分析と異なるところである。在庫も一種の供給能力であると考え、在庫の代理変数として「棚卸資産比率」を加えた。遊休能力を表す変数として稼働率と「供給余力」をおいた。一定の遊休能力がペナルティーとしてどれほど敵しさをもつかはライバルの供給規模との比較で評価されなければならない。遊休能力を「生産能力×(1-需給率)」でとらえ、これをライバルの国内販売規模に対する比率として「供給余力」と定義した。シェアの大きな企業は協調的な行動をとる可能性が高いと仮定し、稼働率と「供給余力」の影響をシェアの大きな企業と小さな企業とに分けて推計する。理論が適合するならばシェアの大きな企業について稼働率はマイナス、「供給余力」はプラスの効果が予想される。

分析結果は表3で示した。一九八九、九〇、九二年についても推計したがどれも結果に大きな差はみられなかった。集中度についてのみ九一年はその有意性が例外的に高くなっていることを指摘しておく(他の年次ではt値は○・四~○・七)。稼働率と「供給余力」の推計結果はほぼ理論仮説に一致した。稼働率の効果はシェアが一五~二〇%以上の企業とそれ以下の企業では有意性に差が生じており、シェアが二〇%以上の企業では各年次に共通してt値は両側検定で三〇%以内である。ただし稼働率の効果から、シェアの大きな企業では遊休生産能力は価格形成にプラスの効果をもたらしている、と即断することはできない。生産能力に変化がなければ、稼働率の一ポイントの上昇はシェアの大きな企業ほど追加される生産量が大きくなるために価格を引き下げる効果もまた大きくなるからで

ある。従って、表3のモデル(3)の結果からだけでは、稼働率の上昇が遊休生産能力の減少による協調価格引き下げ効果を意味しているのか、あるいは供給量の増加による価格の下落を意味しているのか区別することは困難である。問題は稼働率というよりもむしろ相対的な遊休生産能力の大きさにある。

稼働率に代えて「供給余力」変数を導入したモデル(4)によればシェアの大小にかかわらずその効果はプラスであり、効果の大小関係は年次によって異なっている。ただし各年次に共通して、シェアが小さな企業では「供給余力」の有意性は非常に低いのにに対してシェアが大きな企業では有意性は高いことに注目したい。シェアの売上総利益率に及ぼす効果やその有意性はシェアが大きな企業と小さな企業との間でそれほど差はない。従って、シェアの大きな企業において遊休能力が売上総利益率に対しても効果をもたらすことは否定できないようと思われる。これら、協調的企業では遊休能力は価格形成に対してプラスの影響を与えているが、競争的企業ではほとんど影響を与えていないと結論する。

おわりに

実証結果はわれわれが想定した理論的結論と整合的であった。しかししながらいくつかの問題点が残されている。以下では大阪市立大学の明石芳彦氏から寄せられたコメントを中心に問題点を整理し結論に代えたい。氏のコメントは第一に、「稼働率あるいは遊休能力の価格に対する効果を見るには、売上総利益率を被説明変数とするクロスセクション分析よりも、製品(産業)ごとに時系列的に価格

と遊休生産能力との関係を直接実証すべきではないか。第二に、「投資モデルを特定化して遊休生産能力を考えるべきではないか、あるいは遊休生産能力の代理変数として稼働率や「供給余力」がはたして妥当かどうか」。第三に、「本稿では市場集中度が五〇～六〇%を境にして、市場を競争的市場と協調的市場と判断してよいのかであるが、この点はむしろ議論が必要ではないか」。氏のロマンではすくなく今後の研究課題であるが、これは最後のコメンントを中心簡単に述べておこうとする。

本稿では集中度の高い市場では企業間協調が成立し易いと暗黙のうやうやしく仮定しているが、これが実証すべき問題である。売上総利益率の回帰分析によれば、シニアの効率に比べて市場集中度は係数有意性もともに非常に小さく（一九九一年は例外的に集中度の有意性が高い）、効率性仮説が成立する見えてる。しかししながら、企業間で効率性に格差が存在するなど認めが、だからといって企業間の協調は起こり得ないと判断するにあたらない。もし企業間協調の可能性を否定し、売上総利益率の格差を企業の効率性のみから説明する（効率性仮説）ならば

(1) 効率性の一つの指標である産業稼働率や企業稼働率はシニア

（2）供給余力と売上総利益率との関係は希薄（あるいはマイナス）となるはずである。

ところが実証分析はそうした仮説とは矛盾する結論を出している。効率性仮説のように企業間の協調の可能性を否定するにあたらない。むしろシニアの大企業間での遊休能力に基いて価格協

調を想定した方がいいでの実証結果とは整合的であるように思われる。また売上総利益率に対しても市場集中度は直線的に影響しているわけではない。實際、売上総利益率は集中度が五〇～七〇%を境に不連続的に上昇していくことが同じサンプルからの読み取れる。この点においては別の機会に示したことと考えている。

最後に有益なロマンを頂いた明石芳彦氏に感謝し、厚く御礼申し上げます。

参考文献

- Abreu, D. [1986], "Extremal Equilibria of Oligopolistic Super-games," *Journal of Economic Theory* 39.
Benoit, J. and V. Krishna [1987], "Dynamic Duopoly: Prices and Quantities," *Review of Economic Studies* 54, No. 177.
Brook, W. A. and J. A. Scheinkman [1985], "Price Setting Supergames with Capacity Constraints," *Review of Economic Studies* 52, No. 172.
Lambson, V. E. [1987], "Optimal Penal Codes in a Price-Setting Super-game with Capacity Constraints," *Review of Economic Studies*, No. 179.
Osborne, M. J. and C. Pitchik [1986], "Price Competition in a Capacity-Constrained Duopoly," *Journal of Economic Theory* 38, No. 2.
赤澤元重・鷹野一治・奥野正寛・鈴村興太郎[1988]、第14章「投資競争と政策的介入」、『産業政策の経済分析』東京大学出版会。
竹田康治[1995]、第8章「過剰設備と寡占」、植草益編『日本の産業組織』有斐閣。

レント・シーキング再考：規制緩和と圧力団体

中村 伸一郎

（筑波大学）

一 レント・シーキング(rent seeking)社会
先進工業諸国における規制緩和の動きは、市場経済の発展とともに政府による保護政策が意義を失ったことが背景となっている。そのため、民主制のもとでは公共の利益を目的としたはずの政府の規制

自体が社会に損失をもたらすものと認識されるようにならなかった。

「レント・シーキング(rent-seeking)」の概念を最初に提起した G. Tullock は、政府の保護政策の社会的費用に注意を喚起した。規制などの保護政策は市場への新規参入阻止、価格水準の維持、補助金の給付を通じて政治的独占利潤を生み出す。これは政治的に創出された「レント」であるが、利潤追求(profit-seeking)活動の誘因となる経済的レントとは異なり、市場における生産活動に起因するものではない。

生産活動に投入されるべき利潤が、規制を求めるロー活動に投入されても、経済の成長には貢献せず資源配分上の経済効率を低下させ。その結果ロー活動は生産者の経営努力を阻害し、政治的竞争を激化させ、社会の浪費を増倍させると Tullock は結論した。

二 レント・シーキングの社会的費用

従来、独占の社会的費用は、独占価格のあたるアンドラムウェイトのロスによって表われて来た。Harberger の計測によれば、独占の社会的費用はアメリカのGDPの〇・一〇%を占めるにすぎず、社会にとって取るに足りないものであるとのインプレーションを導いた。

しかし、R. Posner は、規制の社会的費用は規制のもたらす独占のデッドウェイト・ロスだけではなく規制の導入に際してのレント・シーキング活動にかかる費用を含めるべきであると主張した。それほど、規制の社会的費用を計測し直した結果は、GDPの三・三〇%にも及ぶと指摘した。

三 レントの消滅(rent dissipation)

Posner のモデルは、完全競争のイメージによって叙述されたい。レントは最終的に規制を勝ちとてはじめ手に入るのだが、投資を無駄にしないため、規制によって期待されるレントの水準を上限に投資が続けられる。生産者が手に入れたレントは生産活動に還元されることなくロー活動に費やされ、社会から「消滅(dissipation)」してしまふことになる。すなわち、レント・シーキングが競争的なるばく、レントはすべて社会的損失となつてしまふ。

レントの完全な消滅は、「政府の失敗」という問題意識にとつて

興味深いものである。ただし、レントが社会から消滅してしまうことは現実のロビー活動などからも直感的に支持できるとしても、その割合が一〇〇%かどうかは当初から疑問が投げかけられてきた。

Tullock は、レント・シーキングの投資額は、参加者の人数と、限界費用に依存することを示し、不完全なレント消滅の基礎を自ら提供した。その後レント・シーキング活動の分析はゲームの設定を明確化していくことによって、より一般的なモデルへと精緻化され、リスク回避的な行動を想定した場合、長期的な均衡水準、協力的なゲームの導入、参入の自由など、多様な費用条件のもとでレントの不完全消滅の条件が導かれていく。

また、次のようにレントの性質を区別するによって、レントが生産者の手元に残る可能性も指摘されてきた。

- ① レント・シーキング活動に参加する初期状況が異なれば、そのような差異が「差別的レント」として残る。
- ② 参入障壁を目的とした規制は、潜在的競争者の排除というレントをもたらす。その場合、潜在的競争者からの「レント防衛」に投資されることになる。

この議論の流れでは、レントを守るために投資が社会的損失となる。そこで、レント消滅の程度を論じるためには政治過程の具体的な叙述が必要となってくる。

III 規制の再分配効果

Tullock と同じ時期、M. Olson は、民主主義の副産物として利益団体の形成を説明し、政治過程の分析に転換点をもたらした。ま

た、J. Stigler は、利益団体の行動をもとに政治過程における規制の需要の形成を説明し、実証的規制理論の出発点となつた。レントが誰の負担によって誰の手に渡るのか、という図式で捉えると、Posner は規制の効果が最終的には課税と補助金の役割を果たすことを指摘した。Becker は、政治過程をいかに少ない税負担でいかに多くの補助金を獲得するか、という競争として捉え、政府活動はすべて圧力団体の影響力に応じて定式化が可能であると主張する。レント・シーキングの研究は、「政府の失敗」に着目し、経済分析と整合する政治分析の枠組みを提示する一連の研究のなかで、相互に刺激を与えるながら展開してきたといえる。

(1) 差別的レント

規制理論におけるレント創出は産業全体のカルテルとして説明されてきた。Buchanan and Tullock は、規制の効果がすべての企業に均等ではないという視点から、課徴金と補助金による経済的手段が環境汚染防止に効率的であるにもかかわらず、環境規制がもたらすレントの概念を用いて産出量の直接規制が往々にして採用される理由を説明した。

同一産業内でも、効率的な企業と非効率な企業では環境規制の影響が異なる。環境規制は資源配分の非効率を是正し、本来の目的である外部性の問題を減らすと考えられてきたが、生産費を引き上げ、産業への参入が制限されることがなければレントを創出する。企業によって費用関数が異なれば、規制の効果も異なってくる。そこで、効率的企業と非効率的企業と、さらには消費者を含めた競争の図式から産業内の企業間の再分配の構図が明らかになる。

(2) 費用負担の非対称性

Bartel and Thomas は、費用負担が企業に対して非対称的に分配されるならば、競争企業の生産費を引き上げる目的で規制が政治的に利用される可能性を指摘した。

- ① 規模の経済性が存在する場合、小規模な企業ほど、あるいは設備の古い企業ほど高い費用負担を被る。

② 旧来の産業が新興産業の競争力を減じるために、新規の設備や特定の地域に限定した規制の施行法が採られる。

このような効果は、規制が公益よりもむしろ政治的な手段であることを示している。経験的にも、非効率な企業が優遇され、特に旧来の産業が先端産業の負担によって富を得ている場合が往々にして生じる。非効率的企业が効率的企業に対する費用増大的な規制を制定するような政治活動が公然と行われるならば、当然、社会全体の経済効率を低下させることになる。

IV レント概念の拡張

このようなケースは効率的企業から反発をうけるはずであり、次のような課題を抱えている。規制のレントの分配により、産業内はグループ化するので、コアリシジョンの限界的調整を行うことは困難になる。実際のコアリシジョンの形成は、企業家精神をはじめ、生産物の機会費用にも依存する。ただし、効率的企業にとってロビー活動の機会費用は非効率的企業より高いので、レント・シーキングへのインセンティブは低いとも考えられる。

(1) レント採取 (rent extraction)

生産活動とロビー活動との機会費用に注目するならば、レント・シーキングの議論は、「レント創出(rent creation)」の局面に集中してきたことは明らかである。McChesney は政治家を独立した主体として考え、政治家のもうとも明白な戦略は、規制産業に対して規制緩和の賛成を与えることであると主張する。レント防衛のための政治家への恒常支出は、レント創出への投資とは異なり、規制の耐久性の程度に依存する。

政治家は、権力の行使を控える戦略も可能である。増税法案は企業家の投資収益を減じるので、期待損失の範囲内で政治家との交渉や賄賂を画策するインセンティブをもたらす。賄賂は生産活動への投資に対するインセンティブを減退させるので、社会の損失となる。長期的にみると、政治家の「レント搾取(rent extraction)」は経済活動に負の効果を及ぼすと考えられる。

(2) 過剰な消滅 (superdissipation)

規制によって損失を被る人々がレントを阻止する活動を平行して起すことも、当然の可能性として考えられる。Wenders は、並行して行われる反対運動を考慮すると、レント・シーキングの社会的費用は、レント消滅の議論が指摘した社会的費用をはるかに凌ぐことを指摘し、デッドウェイト・ロスとレントを合計しただけでは、実際の社会的損失には遠く及ばないと、「過剰な消滅」を主張した。

それでは、レントの社会からの消滅がそれほど多大なものならば、規制の撤廃によってレント・シーキングの社会的コストは回復されるのだろうか。産業に競争が回復されたとしても、すでに行わ

れたレンタルの投資は社会の富を縮小させてしまつてしまふ。McCormic, Shugart and Tollisonによれば、規制を導入するための支出は一時的に社会から消えるのではなく、永久に経済から消え、「埋没費用 (sunk cost)」となつてしまふ。

やいど、レンタル・シーキング社会での規制緩和の収穫は考えられべきたほど大きくはないという主張が出てくる。それとは対照的に、独占化の企てを早い段階で阻止できた場合、収益は比較的高いものとなると想像できる。

(3) レンタルの耐久性 (durability)

やいど、一度成立した規制の効力がどの程度の期間保たれるのか、その「耐久性 (durability)」が生産者がレンタル防衛 (rent defending) にかける費用を左右する。Charakes, Friedman and Spivak の主張は、レンタル・シーカーと新参者の区別や、 Δ ハルゼン入のインセンティブを創出するのだ。レンタルの創出に費された投資は埋没費用となつても、新参者の投資はレンタル防衛費用であり、規制緩和によって社会に戻ると考えられる。

Crew and Rowley は、規制緩和の効果に否定的な見解に対し、次のような指摘を行っている。

- ① 規制の実施に伴う産出制限を考慮すれば、少なくとも Harberger が指摘した独占のリストは復帰可能である。
- ② 規制の耐久性を仮定しても、時とともに独占的地位が下がっていかなければ、レンタル防衛費用は膨張すると考えるべきである。

したがって、規制緩和の効果を考える上で、レンタル創出も含む

I B M は市場を独占したか ——反トラスト法と競争政策——(一)

小川 敏明

（新潟中央短期大学）

一九六〇年代後半からIBMは司法省及び110社の民間企業によつてシャーマン法二条違反で訴えられたが、これらの訴訟はアメリカの反トラスト政策において重要な意味をもつた。本稿は、この問題に対する経済学の立場からの考え方を示したものである。

II 事例の紹介

1 問題の提起

本稿では、コンピューターの周辺機器メーカーであるトランシット(1) 原告の主張

原告は、次の点を主張した（ただし、本稿では価格設定についての訴えだけを説明する）。

被告は、一九六〇年代後半から周辺機器であるディスク装置とデータ装置の新製品を販売したことにより、価格・リース料金を従来のよりも最高三〇ペーセント程度引き下げた。ところが、被告は実

際には総原価を割り切っていたとかわらず、次のような会計処理を行つたことによって総原価を割らずに、そのような価格引下げを行うことができたのである。その第一は間接費の性質をもつ販売費および一般管理費を配賦する方法であり、第二は新しいディスク・ドライブの製造原価の算定方法である。

(1) 間接費の性質をもつ販売費および一般管理費を配賦する方法

被告は、価格を設定する場合、各製品に配賦する間接費の性質をもつ販売費および一般管理費を、その製品が獲得する収益の一定割合を予め決めて配賦する方法を採用していた。簡単な例で説明しよう。いまA製品の価格を100ドルとする。被告はこの製品に間接費を売上の三五ペーセント、すなわち三五ドルを配賦すると決めている。したがつて、この製品の製造原価が三五ドルであるとするが、総原価は七〇ドルになり、利益が三〇ドルになる。ところが、この製品の価格を六〇ドルに引き下げるとしよう。製造原価が三五ドルであるとするならば、この製品に配賦される間接費は二一ドルで、四ドルの利益をあげる事ができる。その代わり、これまでこの製品に配賦していた間接費を、もっと利益をあげている他の製品に転嫁していた。被告は、このような方法でディスク・

防衛、Tullock & Harberger のロストの概念を、政治過程において具体的に検討する必要がある。

レンタル・シーキングが社会において何の価値も生み出さず、かえりばん經濟効率を低下させてしまうメッセージは、政府活動の經濟分析において、強烈なメッセージとなる。だが、それに規制緩和の議論へのインプリケーションを考えると、以上の論点の検討が今後の課題である。

参考文献

- Buchanan, J. M., Tollison, R. D. and Tullock, G. (1980), *Toward a Theory of the Rent-Seeking Society*, Texas A&M University Press.
- Rowley C. K., Tollison, R. D. and Tullock, G. (1988), *The Political Economy of Rent-Seeking*, Kluwer Academic Publishers.
- Tollison, R. D. (1982), "Rent Seeking: A Survey," *Kyklos* 35: pp. 575-602.

ドライプの価格を引き下げていたが、これはあまりにも柔軟性をもつ方法であり、本来もっと高い価格を設定しなければならなかった。

(2) ディスク・ドライブの製造原価の算定方法

被告は、ディスク・ドライブをリースしていたが、その場合、企業会計上それをまだ減価償却していない未償却額(IBMはこれをネット・ブック・バリューとよんでいた——筆者注)に計上していた。

被告はリースが完了して回収したこの製品を改造して、新製品として販売又はリースしていたが、その製造原価をネット・ブック・バリューに改造費用を加えた金額で計上していた。その場合、被告がそのディスク・ドライブを定期法で償却していたといふこと、その製品の耐用年数が四年であったが、すでに三年経過していたといふことから、もしも被告がまったく新しくその製品を製造する場合に要する製造原価の一〇分の一程度の金額で計上していた。このようないふように、被告は企業会計上妥当ではない会計処理を行なっており、被告がまことに新しくその製品を製造する場合の製造原価の算定方法は、企業会計上妥当ではない。

以上の点から、被告がまことに新しくその製品を製造する場合の製造原価を割っていた。以上のようないふな被告の行為は、略奪的価格設定に該当する。

(2) 判決

これに対し、第一審は次のような判決を下した。

被告、略奪的価格設定の判断基準を独占企業が総原価を下回る價格を設定する場合、その正当性が認められないかぎり違法であると説明した。本件において、被告は価格を設定していと主張するが、実際にには総原価を割っていた。以上のようないふな被告の行為は、略奪的価格設定に該当する。

III ロンピューター産業の市場構造とIBMの経営戦略

(1) ロンピューター産業の市場構造

IBMは一九五〇年代にはロンピューター産業において支配的な地位にあつたと考えられるが、六〇年代になるとディスク装置やデータ装置などの周辺機器だけを製造するメーカーが市場に参入してあつた。その後、ミニ・コンピューター、マイクロ・コンピュータ、アーケード・ロジック・ノン・コンピューターなど製造するメーカーが参入してきた。現在においでは、ロンピューターに関する企業をすべて含めたデータ・プロセス市場が形成されていく。本件において問題にされたシステム・コンピューター市場、データ・マーケット、データ・マーケット・システムの市場シェアはかなり高い数字を示していると思われるが、データ・マーケットにおける市場シェアは、一九七〇年代にかけてかなり低下していくと想われる。

(2) IBMの経営戦略

本件発生当时、IBMはいのちのような状況に対応して次のようないふな経営戦略を探つていた。

(1) システム360 IBMは、一九六四年にシステム360というファミリー・コンピューターを開発した。これは、処理能力の違う処理装置を接続するといふだけで六つのモデルから構成されていて。IBMは、初心者には処理能力の小さいモデルを利用させ、その後顧客が操作に慣れてくると必要に応じて付属部品を取り換えることによって、処理能力の大きいモデルに変換させていく方針を

行うことによって、原告が訴えたほとんどの製品について三〇ペーセント程度の利益率を獲得できると予想していた。

それでは、原告が主張したように、価格を設定する場合に製品の原価の算定に企業会計上の問題があつたのであらうか。以下、その点を説明する。

(1) 間接費の性質をもつ販売費および一般管理費の配賦方法について

間接費は、直接などの製品の製造に投入されたかが明確ではない性質をもつ。そのため、どのような方法を採用して製品に配賦しても恣意的で、いくつかの欠点をもつ。したがつて、被告が採用した配賦方法が柔軟性をもつことは明らかである。しかし、この方法は一般に認められたものであり、広く採用されている。したがつて、被告の配賦方法は企業会計上妥当である。

(2) ディスク・ドライブの製造原価の算定方法について

財務手続説明書にネット・ブック・バリューの使用を認めていたが、その場合定期法による減価償却の方法を採用することはない。第一審は原告のその他の主張も退けた。また、控訴審もはが行つたディスク・ドライブの製造原価の算定方法は企業会計上妥当である。

以上の点から、被告は問題となつた製品について事前にその製品かい十分な利益を獲得であるといふ予想をもつ、また企業会計上妥当な方法で算定した総原価を超える価格を設定したと考へられる。したがつて、被告の価格設定行為は略奪的価格設定に該当しない。

やがて、第一審は原告のその他の主張も退けた。また、控訴審もはが行つたディスク・ドライブの製造原価の算定方法は企業会計上妥当である。

採つていた。そして、IBMは、このシステム360のコース料金を処理能力の小さいモデルには低い料金を、処理能力の大きいモデルには高い料金を設定していた。このような料金を可能にしたのは、顧客が一度IBMのソフトウェアを利用する、他のメーカーのシステムに転換することがむずかしいとIBMが考えていたからである。また、IBMは周辺機器であるディスク装置とテープ装置には高い料金を、一方処理装置であるCPUには低い料金を設定していた。このよろんな料金体系によつて、IBMは周辺機器によつて高い収益を獲得していたといふ。

(2) 周辺機器メーカーの参入とシステム370の販売

一九六〇年代後半になると、周辺機器メーカーが市場に参入してきた。これらのメーカーはIBMのシステム360に接続して使用するディスク装置やテープ装置を中心に製造し、IBMの製品価格よりも一五から二〇ペーセント程度の低い価格を設定していた。一方当時IBMは、一九七〇年代にシステム360の後継機種としてシステム370を販売する予定であった。ところが、システム370に接続して使用する新しいディスク・ドライブをそれまでに完成する見込みがなかつた。そのため、システム370にはそのディスク・ドライブが完成するまでの間、従来のディスク・ドライブを改造して使用する計画であつた。

このような状況において、IBMは二つの戦略を探つた。第一は、ディスク装置とテープ装置を中心に関連機器を販売したことである。ただし、それらの新製品は、リースを回収したものを作成したものが多かつた。第二の戦略は、従来採用してきた価格・リース利

これらの価格・リース料金を引き下げ、その代わり処理装置の価格・リース料金を引き上げたのである。

四
す
ひ
に

(一) 日本は猶口方を保有していたが、

(1) より詳細な説明は、拙稿「IBMは市場を独占したか」『毎星論』に記載したが、機器メーカーの参入によって価格競争が激しかったことを十分評価しなければならないと筆者は考える。

叢（新潟中央短期大学研究紀要）第三六号、一五一四七頁を参照されたい。

はハードおよびソフトの両部門においてコンピューター産業全体を支配していたと言える。しかし、六〇年代後半には周辺機器メーカーが参入し、この分野におけるIBMの支配力は弱くなつたと考えられる。あるいは、その影響でIBMは、

(付記) 報告に当たり座長の関西学院大学小西唯雄先生と討論者の慶應義塾大学小澤太郎先生より大変貴重なコメントを頂いたことに対し深く感謝致します。

が、ハード（M P U）はインテルが市場を独占し、もはや I B M はシステム・メーカーとしては第一位の地位にあるが、コンピュータ産業全体を支配する力をもっていないと思われる。司法省が I B M に対する訴えを取り下げた八〇年代前半は、まさに I B M がそれまでの支配力を失い、その後の凋落に向かう時期にあったと思われる。このような見方からすると、筆者は I B M が独占力を保有していたという考え方方に疑問をもつ。

略奪的価格設定についての法学上

いが、価格が総原価を超えているならば、それを規制しようとする考え方には否定的であると思われる。二つの原価の算定について、は、判決の考え方が妥当であると考えるが、経済学の観点からはコンピューター産業におけるIBMの地位が変わっていたこと、周辺

商店街の競争構造と規制の計量分析

一
はじめに

大規模店舗法の大改正を機に、商店街の空洞化が全国的傾向になりました。これは地域経済を疲弊させる一大要因でもある。そこで一つある。商店街活性化する要因を横浜の八六商店街のデータから抽出して検討を加える。そのデータから、以下数量的に検討を加える。

る重大事でもある。今後とも上で述べた傾向が強まることが当然のようすに予想される。そこで、商店街単位でどのような活性化策をとるべきか。そのための要因を定量的に検討する。

二 横浜市商店街の事例に関する予備的検討

ここでは、八六商店街の平成六年作成の各種データをもとにして検討してみる。横浜市を事例にした理由は、東京に隣接しているため社会経済的にある程度従属していること、と同時に地方中核的都市としての独立性も保持していることによる。横浜市の商店街を、立地場所で分類する。ここでは商店街の活性度を「売上高合計」、「売場効率（売場面積当たり売上高）」と「最寄り品と買い回り品の自

「区購買率」の四つの指標で判断する。評価に当たつての各数値は分
布が極めて歪んでいたため、平均値ではなく各グループが折半され
るよう、「中位値」を使用する。実証作業としては各評価項目に対
して、各類型の商店街の実数が、5%水準で統計的有意に期待数
(どの類型の商店街も売上高などの評価項目とは無関係として計算)
よりも多い(+)か、それとも少ない(-)か、統計的には有意
ではないが多い(+)か、少ない(-)かで表現する。無印は実数
と期待数が均等の場合である。

三 立地別の自区購買率

細野助博

寄り品の自区購買率が最も高いのは、横浜の場合、「駅周辺型中小規模商店街」であり、地元密着型商店街ではないことにそれが表れている。また中心地の商店街と郊外の商店街では、顧客層が異なることに注目すべきなのである。顧客の平均年齢は、中心地の商店街の方が、郊外の商店街よりも「若い」ことに気が付かなくてはならない。したがって、若年層をターゲットにした買い回り品をベースにした商店街も一つのあり方といえる。若い顧客ほど商品の質やセンスを「価格」以上に求める。そのためには仕入れから接客まで一連の訓練をつんだ従業員の配置が絶対条件となる。したがって、買かい回り品の自区購買率の高い商店街として、「駅ビル型」「地下街型」「駅周辺型大規模商店街」が突出することになる。商店街で買かい回る距離は限られている。そのためには、個性化を計る必要がある。

まず商店街の立地別区分で見ると、売上高で中位値を超える商店街が多いのは、駅ビル型、地下街型、商店街の年商合計二百億円以上の駅周辺型商店街である。売場効率では駅ビル型、地下街型、年商合計五百億円以上の駅周辺型商店街、ロードサイド型、地元密着型商店街で中位値を超える商店街が少ない。横浜の商店街へのアクセスには電車や地下鉄に依存する割合が車よりも高い。これは大都市特有の現象だろう。しかし、電車や車などの交通手段の如何を問わず、アクセスの容易な場所（駅前や大駐車場付近）に立地し、比較的大きな集積を形成している商店街ほど販売成績は高くなっている。また、ロードサイド商店街が目立った販売成績をあげていないことも注意する必要がある。ところで自区購買率

を見ると、最寄り品については地元密着型よりもむしろ駅周辺の中商店街の健闘が目立つ。これは、最寄り品についても交通アクセスが重要であることを示す。車社会では移動コストはさほど気にならないし、まして公共交通機関が比較的整備されている横浜市では、消費者の時間で計った移動コストは他の追随を許さないくらい低く、したがって食料品など低価格が吸引力を持つ商品のまとめ買いでさえ、区域や市域を容易に超えてしまう。買い回り品では駅ビル型、地下街型、年商合計五百億円以上の駅周辺型商店街、それにロードサイド型が健闘している（表1）。

次に最寄り品販売比率で分類した商店街特性で検討してみよう。最寄り品の販売構成比が低ければ低いほど、売上高の中位値より高い商店街が多い。これは単品の価格や、店舗の客単価を考慮すれば納得がいく。また売場効率では、最寄り品が四〇～五五%の構成比、あるいは二〇%未満の構成比で中位値より高くなっている商店街が多い。しかし、いずれにしても、最寄り品の構成比の高い商店街が苦戦していることがわかる。ところで自区購買率みると、最寄り品構成比が二〇%から五四%の商店街で中位値より高いところが多い。最寄り品の構成比が高いことイコール最寄り品の自区購買率が高いという図式は成立しない。また当然のことだが、買い回り品については最寄り品の構成比が低い商店街ほど、自区購買率が中位値より高いところが多い（表2）。

四 大型店舗を含んだ商店街の多様性の検討

地方の商店街の衰退を商店街が提供する多様性の減退というキーワード

表1 立地区別商店街の販売成果と自区購買率

立地区分	駅ビル型	地下街型	駅周辺年商合計(5百億円以上)	駅周辺年商合計(2百億円以上)	駅周辺年商合計(2百億円未満)	ロードサイド型	地元密着型
売上高期待以上	++	++	++	++	--	--	--
売場効率期待以上	++	++	++	--	--	--	--
最寄り品自区購買率期待以上	--	--	--	++	+	+	--
買い物回り品自区購買率期待以上	++	++	++	--	--	++	--
多様性(販売商品+大型店)の高さ		++	++	++	++	--	--
大型店舗近接度	++	++	++	++	--		--

表2 最寄り品販売比率別商店街の販売成果と自区購買率

最寄り品販売比率の高さ	55%以上	40%～54%	20%～39%	20%未満
売上高期待以上	--	++	++	++
売場効率期待以上	--	++	--	++
最寄り品自区購買率期待以上	--	++	++	-
買い物回り品自区購買率期待以上	--	++	++	++
多様性(販売商品+大型店)の高さ	--	-	++	++
大型店舗近接度	--	++	++	++

表3 多様性、大型店舗近接性と販売成果、自区購買率の関連性

	売上高	売場効率	最寄り品自区購買率	買い物回り品自区購買率
販売商品の多様性	+	+	-	++
従業員規模の多様性	--	--	-	--
店舗規模の多様性	--	-	-	-
多様性(販売商品+大型店)の高さ	++	-	+	+
大型店舗近接度	++	++	+	++

ワードで説明する例が多い。しかし多様性とは何かを具体的に示した例は少ない。ここでは多様性を、商品のばらつき、従業員規模のばらつき、売場面積のばらつきとして、ハーフィンダール指数で計算する（この計算には店舗数合計、種類別店舗数の変動係数の自乗値を用いる）。以下販売商品別店舗数、従業員規模別店舗数、売場面積別店舗数、販売商品別店舗數十百貨店數十量販店數の四種類で計った。また、大型店舗の近接度を商店街から半径一・五km以内の大型店舗売り場面積合計を大型店舗と商店街の平均距離で割って求めた。今までと同様にこの二種類の指標の中位値と商店街と売上高、売場効率、最寄り品と買い回り品の自区購買率の各中位値の組合せで、 2×2 のクロス表分析を行った。符号は先の分析と同じである。この分析から、従業員規模がある程度似通った店舗構成の商店街が、販売力や自区購買率に対してもプラスに働く。他方、販売商品の種類に関しては多様性が要求される。それが消費者の選択の自由度を高め、買い回り客の支持を取り付ける。売上高に対して、大型店の数を加味した多様性の指標はプラスの関係にある。それに関連して、大型店舗との近接度が商店街の死命を制する、という分析結果が出た。より魅力ある大型店舗を商店街に引き入れ、集客効果を高める必要がある。ともすれば、商店街側で大規模店舗法をタテに大型店舗の参入をはばんだり、あるいは大型店舗側で、魅力の薄れた商店街から真っ先に退出しようとする傾向が一部で見られるが、その退出が持つ破壊力は個店の退出の比ではない。また回帰分析の結果から、近接大型店舗の面積合計値の一%増加、あるいは商店街との距離の一%短縮で、買い回り客の自区購買率は〇・一三%

上昇する。同様に、買い回り客の他の市への流出率は〇・二%減少する。また従業員の一%減少か、売場面積の一%増加（つまりスパン形式の大型店舗志向）で、最寄り品の自区購買率は〇・二三%上昇する。つまり、大型店舗の吸引力を利用することが、商店街にとって生存可能性を高めることができるとわかる。これは、横浜市だけの特殊事例ではないことに注意すべきだらう（表3）。

おわりに

以上の分析で商店街が大型店舗を巻き込んで個性を演出できる場合は、販売成果も自区購買率もある程度増大させることがわかった。商店街の多様性を議論するとき、ある商品群に専門特化して、しっかりと訓練した従業員を張り付かせて「深みと選択の多様性」が生まれてくるような「商店街の個性」をアピールする戦略こそ、成功の鍵を握る。横浜市の八六商店街の与える教訓は、交通アクセスの良さ、人的訓練で個性を高める多様性の追求、大型店舗の抱き込みの重要性である。

参考文献

細野助博『現代社会の政策分析』勧業書房、一九九五年。
細野助博「商店街・大型店との共存の道を」日本経済新聞『経済教室』
一九九五年七月一四日。

（付記）香川敏幸（慶應義塾大学）先生には予定討論の快諾を頂き、大型店舗の削減率について有益なご指摘を頂いたので、再計算して発表する。

一九九〇年代のイギリス産業政策 ——その特徴と有効性——

はじめに

第二次世界大戦後のイギリスの経済政策、とりわけ産業政策の展開を開いてみると、それが実に錯綜したものであることが了解される。

だがこのように錯綜した産業政策も、一九七九年のマーガレット・サッチャー首相の登場以来、少なくとも政策の一貫性という意味では新たな展開を見せ始めた。首相就任とともに強力なリーダーシップを発揮し始めたサッチャーは、産業政策の面でも、少なくともそれ以前の三〇数年間とは異なる政策スタンスを示し、それを継続するようになつた。彼女の追求した政策は、基本的には市場経済において企業と労働者に自由にビジネス活動を行わせ、その活力を引き出そうというものであった。このようなサッチャー首相のアプローチは強いインパクトを持ち、一定の成果を示したように思えた。だが同時にそれはその限界をも明らかに孕んでいた。それゆえ一九九〇年一月にサッチャーが首相を辞任し、ジョン・メージャーがその後を継いだとき、基本的にはサッチャーの遺産を最も良く引き継ぐものと想定されていたメージャーの下で、保守党の産業政策のスタンスは若干の流れ戻しを経験することになった。このことは一九九

阿 部 望

（東海大学）

二年に保守党の有力政治家マイケル・ヘーゼンタイングが貿易産業大臣に就任して以降、特に顕著となつた。そのスタンスの変化は、一言でいって、政府による産業および企業への援助は、やり方によっては有益であり得るし、またそれは必要であるというものである。

本稿の課題は、このように変遷してきたイギリスの産業政策の現在の基本スタンスを吟味し、その有効性を一定の制約の中で検討することである。ここで対象となるのは一九九〇年代の産業政策だけであり、それ以前の産業政策については言及しない。

一九九〇年代のイギリス産業政策の特徴

一九九〇年代のイギリス産業政策は、サッチャー政権下のそれと基本的指向性においては同じであると考えられるが、産業に対する政府の関心を明示的に表明した、大変包括的なものである。その特徴を、基本文献たる政府の『競争力白書』（一九九四年）（その副題は、「ビジネスの勝利に対する援助」となっている）により調べると、非常に多岐にわたる分野で政府の活動が予定されていることがわかる。その主要なものは、①マクロ経済の枠組み、②雇用、③経営、④技術革新、⑤公正でオープンな市場、⑥ビジネスへの融資、

⑦ビジネスの枠組み、などの分野を含んでいる。

これらさまざまな分野において、現在イギリスの政府、国会、産業界などの各分野において最も大きな争点となっているのは、(1)中小企業への融資問題、(2)シティー（金融界）と産業との関係、(3)組織上・経営上の問題、であるが、このうちかなりの部分は一九九四年の競争力白書および一九九五年の競争力白書において取り上げられている。だが(2)のシティーと産業の関係の中の中心論点である「ショート・ターミズム（短期指向主義）」の問題は、直接には取り上げられていない。この論点について、簡単に検討しよう。

ショート・ターミズムというのは、ビジネスないしは金融が、ビジネスの長期的発展を軽視し、短期的販売額もしくは利益の最大化を指向する傾向を指す。このショート・ターミズムの問題で興味深いのは、そもそもショート・ターミズムがイギリスにおいて存在するか否か、存在するとすればそれは主として金融界の責任かそれとも産業界の責任かといった基本問題について、関係者の評価が一致しないのみならず、鮮明に対立している点である。金融界は基本的にはこの問題の存在自体を認めないと、消極的に認める場合でも主たる責任は産業側にあると主張する。他方、産業側は、特に中小企業側は、この問題が実際に存在し、またその主要な責任は金融側、特に機関株主たる機関投資家に存すると主張する。

この点に対する政府側、特に貿易産業省の立場は、ショート・ターミズムの存在を否定するものであるのに對し、下院貿易産業委員会のそれはその存在を基本的に肯定するものである。

委員会のこのような立場は、一九八〇年代以降のイギリスの政治

いて金融界と産業界そして政府との間でコンセンサスが依然として得られていないことを反映しているものと考えられる。

二 イギリス産業政策の有効性

現在のイギリス政府の追及している産業政策はどの程度有効であろうか。この問いに全面的に答えることは非常に困難であり、筆者も現在の力量を大幅に超えている。本報告では、その準備作業として、産業政策の有効性と関連すると思われるいくつかの論点を取り上げ、検討することに自己限定する。なお本報告で依拠する分析の枠組みは、M・ポーターにより与えられた分析基準（『国の競争優位』）である。

まず最初に確認すべきは、イギリスの産業政策のカバレッジである。イギリス政府はこの間他国産業政策を詳細に検討してきた。「ビジネスの勝利に対する援助」としてのイギリス産業政策は、それらを踏まえて非常に広範囲にわたり重要な政策項目をカバーしておらず、また多数の官庁の管轄にまたがっている。この意味でイギリスのアプローチは体系的であり、かなり有望であると判定されよう。次に現在のイギリス政府のアプローチの中で特に注目に値するところは、四つの論点を取り上げ、若干の検討を加える。

第一は「産業クラスター形成」の意義についてである。M・ポーターは、一国の中に世界クラスの購入者産業、供給者産業および関連産業が存在すること（クラスターの存在）が、産業の競争優位の向上に自己強化的な利益をもたらすことを強調する。そして一国が成功した産業は、通常垂直関係または水平関係で連結していること

的潮流の中あって、非常に注目すべき新たな動きである。という

のは、それはともすると「介入主義」のレッテルを張られかねないからである。だが委員会はこの点で、立場が明確である。委員会は、「政府は、必要な場合には、金融機関の活動がイギリス経済全体に利益を与えるのを保証する義務を有している」と確信し、また「最悪のオプションは現状を維持することである」と主張する。

以上の認識に基づき、委員会は次のようない勧告を政府に對し行った。第一に、利潤の留保と再投資を目的とした、特に配当支払書の活用促進による、配当とキャピタル・ゲインに関する租税制度の変更。第二に、一九九一年の「買収と合併に関する貿易産業委員会報告」の内容に沿った、敵対的買収に対する制限付きのコントロール。そして第三に、他国で使用されている方法と匹敵するペンション・ファンディングの代替的方法の調査。

このようなかなり強力な勧告に対し、政府の政策提言は、一九九四年白書においてはほとんど述べていなかった。わずかに企業内部留保に有利になるような租税政策の変更を仄めかしていくにすぎなかつたのである。だが一九九五年白書においては、この点での政府のスタンスに若干の変化が見られた。すなわち政府は減税による企業への資本の留保を奨励する手段として、キャピタル・ゲイン税減税や相続税減税について具体的に言及しているからである。その意味では、九四年に出された委員会報告の勧告に、政府が一段と歩み寄りを見せたと言うことができるであろう。

いかいづれにせよ、現段階において政府がショート・ターミズム問題を全面的には取り上げていないという事実は、この問題についてはこの点の重要性はほとんど強調されていない。

第二は「会社の目的と投資活動」である。ポーターによれば、会社の目的は、所有権の構造、所有者の債務保有者のモーティベーション、コーポレート・ガバナンスの特徴およびシニア・マネジャーのモーティベーションを形成するインセンティブ過程によって最も強く影響を受ける。ただ会社の目的は何であれ、競争優位を獲得維持するためには、産業へのかなり高レベルの投資の継続が必要であることは明白である。投資の中でも研究開発、新設備、教育等に対する継続的投資が重要なことは言うまでもない。それゆえ、上記の所有権の構造、所有者と債務保有者のモーティベーション、コーポレート・ガバナンスの特徴およびシニア・マネジャーのモーティベーションを形成するインセンティブ過程が、イギリスにおける会社の目的にいかなる影響を与え、またその結果、会社の投資活動にいかなる影響を与えるかを検討することが重要となるのである。

現在のイギリスにおいて、会社の目的と継続的投資との関係をめぐって実に激しい論争が展開されており、それが政府の政策に最終的にどのように結実していくのかは、現段階では不明である。だが既に指摘しておいたように、現政府の考えている政策が実施されても、イギリス企業の短期利益指向はほとんど改善されないのであると考えられる。それゆえ、この目的と整合的なイギリス企業の低投資傾向も、政府はそれを改善するためのいくつかの政策手段を講じる意図があるにもかかわらず、現行の政策の枠組みの中では、存続するに至らざる。以上要するに、イギリス企業の低投資傾向をもたらしていると考えられる企業の短期主義的目的をより長期的なものに誘導するという一九九四年白書で提案されている政府の施策は、非常に不十分であると判断される。

第三は、「国内での競争関係」である。一国の産業の競争優位を高めるには、国内で企業間の激しい競争が必要であるというのが、ボーダーの見解である。

これまでイギリス政府は、国内の競争を促進するために、主として規制緩和と（分割）民営化に頼ってきた。これは今後ともイギリス政府の基本スタンスとなる。だがこれら二つの手段は、自動的に会社間の競争関係を激化させるとは限らない。イギリスの会社は、過酷な競争を避けるという伝統的な傾向を持つとしばしば指摘されている。もしもその通りだとすると、国内競争を奨励するためには、従来の規制緩和と民営化といった手段ではなく、もっと別なアプローチが要請されるであろう。

最後は、「外国対内投資」である。外国対内直接投資は一国の経

済発展あるいは競争優位確立にとって有効であろうか、そしてもしそうならどの程度有効であろうか。これは現在でも依然として重要な論点であるが、特にイギリスにおいて重要性を有している。しかしながら、M・ボーダーにとっては、この外国対内投資は一国の競争優位を向上させるための手段の一つとして、彼の眼中にはほとんどないことは明らかである。（つまり彼にとっては、外国対内投資は一国の産業競争力向上にとっては本質的ではないのである。）

イギリスは先進工業国の中で恐らくは最もリベラルで、オープンな対外直接投資政策を採用しており、外国資本導入のために積極的な政策を展開している。現時点では、イギリス政府のアプローチは一定の成果を上げているよう見えるが、これが長期的にイギリス産業に積極的な寄与をするか否かを判定することは、現段階では不可能である。

結語

イギリスの産業政策は、一九八〇年代以降に關する限り、イギリス産業の国際競争力を向上させることを目的とし、市場メカニズムの自由な作用を最大限活用しつつ、政府の産業および企業に対する適切な関係のあり方を追求してきたと総括できるであろう。その試みは必ずしも成功したとはいえないが、そこにはこの問題に関する多くの重要な教訓が埋もれているように思える。政府と産業の関係を含む産業システムの構造とパフォーマンスに興味を有する研究者にとって、このようなイギリスの経験は、今後の有益な検討材料となるであらう。

イギリス石炭産業の再建策と将来像 ——エネルギー分野の自由化推進との関連において——

はじめに

イギリス石炭産業は National Coal Board (NCB) により独占的に運営されてきた。国有化直後の一九四七年には炭鉱数九五八、從業者数七一八、〇〇〇人、生産量二億トンであったが、長期的には衰退傾向をたどり、一九八九年には炭鉱数八九、從業者数八〇、〇〇〇人、生産量一億トンにまで落ち込んだ。サッチャー政権は NCB の民営化を模索したが、労組の一年間に及ぶ長期ストによつて結果的に民営化は実現しなかった。石炭は発電用燃料として電力産業の Central Electricity Generating Board (CEGB) に供給され、国有企業である NCB と CEGB の間に固定的取引が成立していった。しかし電力産業に民営化が適用された一九九〇年以降、発電会社は価格の高い国内炭の需要を減らすところとなってしまった。政府は不採算炭鉱を開墋し、NCB から改称した British Coal (BC) を民営化する方針を明にして、以下では石炭産業をエネルギー分野で進展している自由化と関連づけて考察し、政府が模索している再建策についての評価を試みる。

野村宗訓

（大阪産業大学）

Ⅰ エネルギー分野における自由化

(1) 石油産業

石油産業には自然独占の要素は存在しないので、民営化は単に国有企业の株式売却を意味した。British Petroleum は一九七九、八三、八七年に、British Oil は一九八一、八五年に、Wytch Farm と Enterprise Oil は一九八四年にそれぞれ株式を売却して民間企業に移行した。民営化推進過程で問題となつたのは外資系企業による株式取得である。一九八七年一〇月に British Oil の株式がアメリカ企業に、British Petroleum の株式がクーリー企業によって買い集められる事件が起きた。国有企业が民間企業に転換した段階では、たとえ外資系企業からの株式取得に直面しても、政府は本来、関与できない。しかし、政府は株式売却企業を外資系企業から保護するために「黄金株」(Golden Share) を考案し、政治的判断から外資の支配を回避した。

(2) ガス産業

ガス産業では一九八六年に British Gas (BG) が株式売却を通して民間企業に転換したが、BG の独占的地位に対する改革は加え

られなかつた。一九八二年石油・ガス（企業）法により BG の天然ガス購入独占権が廃止され、第三者のためのコモンキャリッジが認められた。しかし BG がなお、独占を保持していたため、競争者は出現しなかつた。民营化から二年後の一九八八年に独占・合併委員会（MMC）の勧告案に基づき、BG は九〇／一〇%ルール（ガス購入のシェアを九〇%に抑え、他社に一〇%を譲る措置）に従い、料金表を公表し、パイプラインを第三者に開放する決定を下した。

このような競争促進の方策が整備されると同時に、後述するよう発電会社によりガス発電を開始する動きが見られ、ガス供給事業への新規参入者が現れ始めた。

(3) 電力産業

電力産業では一九九〇年に C E G B の発送電事業が分離され、更に発電事業は三社に分割される再編成が進められた。発電市場には、新規会社である National Power (NP) と PowerGen (PG) の他、新規参入者が出現し、市場構造は独占から競争へ移行した。一九九一年に発電会社の株式売却が実施され、NP と PG は民間企業となつてゐる。多くの議論の末、国有下に残された原子力発電も将来的には民間企業への転換が予定されている。配電会社の株式売却は一九九〇年に実施され、從来から存在した一二配電局が地域別に分割され、相互に成果を比較する競争者となつた。配電市場では段階的に競争を導入し、一九八八年に完全自由化が達成される。

二 石炭産業と電力産業の取引関係

(1) 石炭の優位性喪失

することにより、一九九〇年に BC と発電二社との間で一九九一九年七、〇〇〇万トン、一九九一九年七、〇〇〇万トン、一九九二九年六、五〇〇万トンという取引契約が締結された。

三 炭鉱閉鎖計画の発表と軌道修正

(1) 石炭危機

一九九二年一〇月に NCB の五〇炭鉱のうち三一炭鉱を三年三月までに閉鎖する合理化計画が発表された。計画が実行されると從業者数は五四、〇〇〇人から二四、〇〇〇人に、生産量は約八、〇〇〇万トンから約四、〇〇〇万トンに減少する。炭鉱閉鎖論争を引き起こしたこの合理化計画は「石炭危機」(Coal Crisis) と呼ばれている。多くの批判を受けた政府は閉鎖炭鉱を一〇に減らし、二二炭鉱については猶予するとの見直し案を提示した。さらに、通産特別委員会 (Trade and Industry Select Committee) と民間四社の調査報告を受けた上で最終結論を出すという方針に切り換えた。

政府は強硬な態度を軟化させ、軌道を修正したものの、計画そのものを取り下げる決定を下さなかつた。

(2) 合理化計画発表の背景

この計画が発表された背景にはいくつかの要因がある。第一に NCB を円滑に民間企業へ移行させるためには、本格的な合理化によって株式売却以前に企業体質を改善しておくる必要があった。一九八四年から八五年の長期ストにより労組が弱体化したので、政府はこの時期に大幅な合理化を実現しようとした。第二に一九九二年四月に総選挙が既に終わっていたので、保守党は合理化計画を発表しや

NCB が国有化された当時には石炭はエネルギー源としての優位性を保持していた。しかし、工業用石炭については石油との競争が、家庭用石炭についてはガスとの競争が進行するにつれ、エネルギー市場での石炭の比率は徐々に低下した。政府は電力産業との取引関係を利用して NCB を保護する措置を講じた。NCB の電力産業への依存度は年々高まり、生産量に対する発電用石炭の比率は一九四七年に一四%であったが、一九八〇年には六九%にまで達した。

(2) 発電用石炭の継続的取引

一九七九年までは石炭は半年ごとの契約に基づいて取引され、価格の調整に関しては NCB が主導権を掌握していた。しかし、一九七九年に大量の海外炭が安値で輸入される可能性が明らかになり、B は価格について譲歩することになった。NCB と C E G B の不確実性を取り除く点で継続的取引はメリットがあると考えられたが、設定される価格の水準については必ずしも両者の合意形成が容易ではなくなってきた。

(3) 電力民営化に伴う状況変化

電力民営化の実施に伴い状況は一変し、民間企業となつた NP や PG はコスト削減の観点から石炭需要を徐々に減らす意向を表明した。国内炭に代わり価格の低い海外炭やガスが新たな燃料源となる傾向にある。しかし、発電会社による石炭の引取量が急激に落ち込むのを避けるためには、民営化後も継続的取引を成立させる必要があった。配電会社への価格転嫁を認める条件を発電会社に付与

すい状況にあった。総選挙前であれば社会的混乱から保守党が不利な情勢に陥ることは避けられなかつたであろう。第三に一九九〇年からの電力民営化が石炭需要にマイナスの影響を及ぼすことが容易に予想できた。競争的状況に置かれた発電会社がコスト削減の観点からガスや海外炭へシフトするのは当然の動きと言える。

(3) 通産特別委員会リポート

一九九三年一月に公表された通産特別委員会リポートは石炭産業を救済するために国内炭の市場拡大に関する種々の方策を検討し、電力産業の自由化延期案、補助金支出案、原子力と輸入電力に対する対抗策案を含む三九項目にも及ぶ勧告内容をまとめた。このリポートは政府の合理化計画に対する「歯止め役」を果たしたが、勧告内容のすべてが後述する政府白書に反映されたわけではない。

四 BC 再構築のための政府白書

(1) 政府白書の公表

通産特別委員会と民間四社による報告書が出された後、炭鉱閉鎖計画についての政府の公式見解である白書 (The Prospects for Coal) が発表された。白書では市場機構に基づくエネルギー政策の重要性が強調されながら、他方で石炭産業に関しては補助金支出の必要性が明示されている。政府は不採算炭鉱を閉鎖する一方、存続炭鉱を補助金により維持し、将来的にすべての炭鉱を民間企業に売却することを狙いとした。

(2) 閉鎖炭鉱数の再検討

一九九二年一〇月の合理化計画発表における炭鉱数は五〇であ

り、開発中の一炭鉱を含めると全体で五一であった。政府の当初計

画によれば、このうち三一炭鉱をすべて閉鎖し、生産を継続するのは残る二〇炭鉱だけに限定された。しかし、社会的批判の増大から閉鎖炭鉱数を三一から一〇に変更し、二一炭鉱は猶予するという譲歩案を示した。猶予された二一炭鉱のうち八〜九炭鉱が閉鎖・休山となる点は公表されたが、具体的な炭鉱名はあげられなかった。現実問題として発電会社による石炭の引き受けが困難な状況にあるので、政府はBCと協議の上で閉鎖・休山を進めるなどを明らかにした。

(3) 補助金支出の方針

政府白書では通産特別委員会による提言にそつて補助金を支出する方針が固められた。BCと発電二社との間で成立した契約量に追加する取引量に関して、海外炭との差額分に相当する補助金が支出される。白書では厳密な補助金額は示されていないが、年々その額は縮小される予定である。政府は国内炭生産の費用を可能な限り国際的な水準にまで低下させることを狙っているが、基本契約部分には自助努力原則を、追加契約部分には補助金原則を適用しようとしている。

(4) 通産特別委員会リポートとの関係

通産特別委員会が提案した電力産業の自由化延期案について、政府白書は否定的見解を明らかにした。やむに、原子力やガス火力、フランスからの輸入電力に關しても通産特別委員会の提言とは異なり、制限的措置を実施しない方針が採用された。基本的に政府白書は市場機構に基づくエネルギー産業の運営を主張している。

だ。

(3) 民営化の適用

NCB・BCの労使関係と財務状況はきわめて悪かったので、他の国有企业のように株式の公開売却による民間企業化を図ることには困難であった。BCの民間企業化には入札を通じた株式売却が利用されるが、競争促進の目的から企業分割も実施される。株式売却を成功させる上で炭鉱別企業分割が有益と考えられる。民営化政策上、大規模な入札方式の前例がないために、それらがどのような手順で進展するかは予測できない。基本的には立地条件、取引相手、炭鉱規模、採炭方法、設備老朽化等の要因が当事者の意思決定に影響を及ぼす。入札者は単に国内企業だけとは限らない、リスクを避ける目的から共同入札方式が採用されるかもしれない。

結　び

イギリスではエネルギー分野において市場原理を機能させる路線が政策的に追求されている。白書で決定された補助金支出は過渡的措置であり、基本的には民間企業の効率的経営を目指されている。民間企業への転換には時間を要するが、政府の再建築はエネルギー政策全体とは矛盾していない。石炭産業再建築の実態が結果的に石炭産業縮小策となっている点を批判する見解がみられる。しかし人為的な石炭産業の存続措置は非効率を助長するだけで、赤字経営に支出される補助金は租税負担の増大につながる。ガス発電の普及、海外炭との価格競争、電力供給事業の完全自由化等の影響から石炭生産は縮小せざるを得ない。市場機構を利用し、政府介入を撤廃す

五 入札によるBCの民間企業化

(1) 新取引契約の成立

配電会社が石炭によって生産される電力を購入することが確実にならない限り、発電会社はBCとの契約に応じたくないとの意向を持っていた。それに対して、配電会社は電力をできる限り低価格で購入しなければならない立場に置かれていたので、発電会社から高い電力を購入する行為が電力産業の規制機関である電力規制庁(Office of Fair Trading)によって違法ではないと保証されないと指摘された。

が、白書策定過程において石炭生産の指針が明らかにされ、一九九三年三月にBCと発電二社の間で九八年までの新たな取引契約が結ばれるに至った。取引量は以前より大幅に減少したが、民間企業へ移行するBCにとって供給先が確保できたことは意義深い。

(2) 閉鎖炭鉱数の確定

BCの炭鉱閉鎖は一九九二年一〇月以来、大きな争点となってきたが、法的協議を経て閉鎖される一〇炭鉱に加え、閉鎖猶予炭鉱のうち九炭鉱が閉鎖・休山となる。それに対して、存続するのは初期に閉鎖の対象から除外された二〇炭鉱と猶予炭鉱で閉鎖・休山が一九、存続が三二となる方向が打ち出された。合理化計画は不採算炭鉱の閉鎖と優良炭鉱の維持のバランス問題であったが、それに対する解決策が見いだされ、しかも発電会社との取引契約についての不確実性が取り除かれたので、最大のテーマは民営化そのものに移ってきて

る方向での石炭産業縮小策は短期的には摩擦を伴うが、長期的にはエネルギー産業の発展を促す効果をもたらすであろう。

参考文献

- Department of Trade and Industry, *The Prospects for Coal: Conclusion of the Government's Coal Review*, HMSO, 1993.
Kernot, C., *British Coal: Prospecting for Privatization*, Woodhead Publishing Limited, 1993.
(付記) 報告に際し、福山女学院大学教授・山田健治氏、東海大学教授・阿部望氏、神戸学院大学教授・井手秀樹氏、追手門学院大学教授・遠山嘉博氏から貴重なコメントを賜ることことができた。以上に記して謝意を表したい。本稿は一九九五年度文部省科学研究費補助金（一般研究C・課題番号06630044）に基づく研究成果の一部である。

高度情報化社会における企業責任と産業政策

鈴木博
(北海学園北見大学)

一 問題提起

高度情報化社会においては、情報通信の諸種課題が発生し、それ

に関わる企業の責任範囲が拡大しており、新たに発生する企業責任問題に対する産業政策が必要である。産業経済はグローバル化され、それに伴つて企業間競争は一国内のみならず多国間へと一層拡大し、各国の対応ならびに各企業の責任範囲が益々拡大している。

今日までのガット(GATT)の多角的貿易交渉や二国間の貿易交渉、先進諸国や発展途上国の自発的な市場の開放を初めとして各国の産業経済政策は複雑化している。輸送手段や通信手段の変化および発達等により政府の産業構造転換政策と共に、企業の変化に対しての適応と自助努力が必要である。ウルグアイ・ラウンド、その後のガットに代わる二一世紀の世界貿易ルールを律する世界貿易機関(WTO)の一九九五年一月一日からの発足によりボーダーレス化や情報化が更に加速していることによる。ガットの多国間貿易交渉や、世界貿易機関の設立等に適合させると共に、情報化を伴つた経済産業社会には情報化社会に適合した機構の設立が必要であり企業の社会的責任の国際的ルール作りが求められる。従来の目標達成のための政策に加えて、経済産業社会の課題解決を主とする新たな政

り、日本企業との競争から発生する摩擦も増大し、個別企業のみでは解決し得ない問題が頻発している。

三 高度情報化下の企業責任とその範囲

高度情報化によって産業社会や各個別企業活動は大きく変容し企業責任も多様化しており責任範囲も拡大している。具体的には建設企業の設計やレイアウト等の外部への委託、製造企業の生産下請け委託等を行う単純な二企業間の関係から複雑な情報手段による企業間関係へと進展している。バーチャル企業と呼ばれる企業形態の出現やインターネットの増殖等によって、従来のビジネス慣行が大きく変化している。一国の文化、言語、および行政の範疇を超えて、国外からの情報を瞬時に入手し、同時に発信するインターネットを使い、発信者同士が自発的および相互依存的に結合するものである。このシステムは例えば、バーチャルコープレーションと呼ばれる仮想企業を運営すること等にも利用される。各プロジェクト毎に最適化を具現化する方法はコンピューターネットワークを相互に駆使し、発信者同士が自発的および相互依存的に結合するものである。

駆使した経営を開拓する企業や個人が現われた。この情報のやりとりを具現化する方法はコンピューターネットワークを相互に駆使し、情報通信やマルチメディアの問題が企業責任問題として発生するのには二種ある。一つは情報通信機器やマルチメディア機器を通じて

策が必要である。

二 従来の産業政策から新たな産業政策への転換

新産業政策は情報通信の課題や将来の展望を明確にし、製造物責任法が日本でも施行されるおよび、情報ネットワークによる新生産形態の分業が進行して、国際間取引も急速に変化する中、新情報通信産業や諸国家間の諸法律・制度の調整と統一なる政策を行うための諸国家間の話し合いが必要である。例えば、日本の製造物責任法施行に伴い、運輸省は消費者に代わって自動車事故等の原因を究明する組織を設けるが、国際的な技術上の課題や情報通信の競争を促進させる産業政策等が求められる。企業は海外戦略の必要性や貨幣価値評価の影響により、海外に進出して企業戦略を展開する機会が増大したが、その結果、否応なく日本企業も、企業責任が国内のみならず海外においても増大している。特に日本企業の進出が拡大して世界の成長地域としての高度経済成長を達成しつつあるアジア諸国や、産業経済のリストラクチャリング、リエンジニアリングおよび経営革新等によって成長を回復した米国、および地域統合による拡大と深化を通して経済の活性化を図るEU(欧州連合)の各国はグローバルで自由な大競争に加えて、情報化時代をも迎えておる。

四 情報化社会の企業活動と産業政策

情報化社会が高度に進展することによって、従来の一国内のみ、

また下請け関係等の単純な生産の加工や製造委託等の企業間関係を注視し、監督する産業政策だけでは通用しない。通信手段および交通手段の発達によって国際化、つまり、人、金、商品、技術、サービス、情報等の国際的流れが加速している現在、新たに生じた高度情報化社会の問題とその影響力を考慮した新産業政策である。産業政策は国家の法律・制度・時代背景等を基盤として国際関係に配慮しつつ、複数の制約条件によって決定されるが、その時代の潮流や国民意識の変化にも大きくなり影響されて、施策・施行される必要があることも考慮しなければならない。

日本は大幅な対外不均衡とそれによる諸外国との経済摩擦、円高による相対的コスト高、製造業の海外移転と国内産業の空洞化、雇用調整を含む企業のリストラクチャーリング等多くの課題を抱えているが、アジア諸国の経済的台頭や各國經濟の国際化の進展によってもたらされた大競争時代と、それに伴う情報化社会という新たな世界情勢の下で、日本經濟および日本の各地域經濟および日本企業はいかなる対応策を採るかが緊急の課題となっている。この背景のもと、各個別企業は日本国内のみならず、海外展開によって企業責任が海外にまで波及するに至っている。高度情報化によって、この問題は更に増幅している。ボーダーレスの社会の出現によって、企業とその本社の所在する国家との関係は希薄となり、国民經濟の用語さえもたそがれといわれる状況になつてゐるが、國家が存在し、政府が行政を司り、諸法律や政府規制があり、国民として所属している以上、各國政府の産業経済政策を無視することはできない。政府の産業政策を具現化する方法は諸制約条件とその時代背景の下で大きく、発展途上国に配慮した論議と政策を進めなければならない

とされ、諸国間問題にも関心を払う必要があった。

各國政府は必要に応じて企業への影響力を持ち、その善処・対策の効力を發揮させてきたが、国際的に進展している情報ネットワークを操作することによって、従来の産業政策では力の及ばない範囲が拡大し、他国・多国間ににおける共通の法律や制度の整備、並びに共通の産業施策が緊急に必要になつてゐる。現実には情報通信やマルチメディアに関して標準化や規制緩和の進め方への考え方においても日本・米国・EUの間で実態の相違、考え方や立場の相違が浮き彫りになつてゐる。電気通信分野において主導権を握るか否かが国際社会における発言力の拡大や産業の発展につながっていくためにこれから推移を各國は注視している。この情報通信やマルチメディア社会への移行は国際間の問題だけではなく、各國の問題でもあり、かつ、各國政府と企業間の問題にもなり、複雑化の様相を呈する。これら主要国サミットや産業人どうしの国際会議等も設定されており、次第に論点が明らかになりつつあるけれども、より具体的に詳細にわたって検討していくことが求められる。(ミクロ的視角に立てば、実際の運営と生産流通販売行為は各企業の問題となるために、これまでの国際的動向に注視しつつ、各企業の問題として受け止め、実際の企業経営活動時に問題が発生しないように心がけね

ばならないと共に、各企業は国内における産業経済活動において高度情報化社会の企業責任が発生することと同時に、グローバル化社会では全世界が企業責任の範囲となる。国際間取引の複雑化によって企業責任は広範となり、必要に応じて政策介入が求められる。

六 結 語

国際的な高度情報化社会の出現は、従来のような単純な一国内における生産企業の企業間下請け生産委託問題、また設計のような無形の生産委託など単純なものから他国・多国間において瞬時にやりとりができる、無形の取引が行われる社会へと取引の慣行を変化させてきた。しかし各国家の存在がある以上、他国に譲れない基本的な諸法律・諸制度などを緊急に洗い出し、他国・多国間において共通化が可能なるものは早急に共通項を標準化・統一化させ、混乱を未然に防ぐ各國共通の仕組みの構築と共通認識の確立が求められる。各個別企業では、各國政府と強調しつつ、データベースの作成やコンピューターネットワークシステムの整備等、情報化的推進施策への適合が課題である。また、グローバリゼーションに伴う社会構造の変化について、世界が情報化・市場経済化・国際化等を通じて大きく変化する中、日本の産業空洞化、日本型産業経営および雇用慣行の変化、多国籍企業や知的財産権の問題、国民生活や文化へのインパクト等、社会構造に生じてゐる新課題を洞察して、これに抜本的に対処、処置するための産業政策の再検討が求められている。それは、個別企業のみでは力の及ばない範囲が存在するためるために企業セクターと政府間の新たな協力維持関係が必要となつてゐるからで

いくつかに分類することができる。(1)高度情報化社会になつても、従来の産業経済政策を踏襲し、既存の政策に若干の修正を加えるのみで実現させる方法がある。(2)国民的コンセンサスともいえる規制緩和の下に、社会がどんなに変化しようとも産業社会・企業社会に関係しないで黙認する態度をとる。(3)高度情報化社会の変化に積極果敢に挑み、行政が情報化社会の問題にリーダーとして取り組む態度が採れる。(4)国内の産業政策で最低限必要な政策の抽出と、産業社会や個別企業では実現できない国内・国家間の調整、各國の共通な制度の確立や法律の制定の早期実現に邁進する態度をとる。等であるが、適宜、最善の政策が求められる。情報化社会に突入した今日の動きに合わせるように、主要七カ国的情報通信分野の閣僚による情報通信問題で初サミットが開催されたが、その目的は情報通信の共通の課題と将来の展望を話し合う初の情報通信サミットであった。(2)情報通信・マルチメディアの社会において、技術的な課題・競争政策の促進や知的財産権問題・機会均等・文化への影響と文化の尊重等の原則に基づき、現実に起きてる諸問題やそれらに対する方策等を議論し、共同プロジェクトも決定したものである。電気通信技術の急速なる発達が社会に与える影響について討論されたが、自己責任原則下でも最低限の政策が必要である。

五 国民経済の産業政策と他国・多国間調整

産業政策の主体は、各国に独自の文化・政治制度・経済制度・法律・組織等々がある以上、各國独自の有効な産業政策が求められるために、各國に存在する。事実、一九九四年七月、主要国首脳会

ある。

- (1) ボーダーレス化社会になった現在、一国を離れて国際的な問題にならうとしている状況下、製造物責任(P.L.)法が施行されている。国家のみでなく、全世界的に企業の責任問題をどうするのかの共通のコンセプトを持つことが必要となっている。具体的には、各国の製造物責任法を統一させて運用。問題が発生した時、すみやかに各国に公平に適用されるような仕組みの組成を各国の話し合いで確立し、企業に明示する」とも産業経済政策の重要な役割である。
- (2) 「情報通信サミット」であり、主要七カ国(G7)の情報通信分野の閣僚が集まって、一九九五年一月二五日と二六日ベルギーのブリュッセルで「情報通信」の初サミットが開催された。

経済開放化の中国と東欧の労働力移動問題 ——社会主義経済転換過程の意図せざる結果——

山本 太一
(三重大学)

一 問題解明のための背景と調査

本研究は、私が三重大学と国連地域開発センターとの共同研究における一テーマ「国際労働力移動と地域開発」へ一九九三～五年度に参加し、調査している背景がある。その成果は、「社会主義経済変換過程で生む外国人労働者と資源環境問題——経済停滞の東欧と経済発展の中国との比較研究」というサブテーマで現地を踏査し、毎年二、三回報告している。以下はそのうち、主に国家レベルの経済政策の「意図せざる結果」に絞ってまとめた研究である。

二 問題解明のための視点②予想はずれ(意図せざる結果)

私は、自らが農業の研究で発見した以下のミクロ的「予想はずれ」はすれの経営行動」仮説が、社会主義の計画経済を市場経済へ転換するマクロ的な国レベルの政策や戦略でも、「予想(期待)はずれ」現象ないし「意図せざる結果」として観察できるのではないかとうか、という動機から、国連との共同研究に参加した。

その仮説とは、「環境的・認識能力的に制約された経済主体は、

限られた合理性の意思決定になり、ミクロ的・個別的な予想はずれ現象、マクロ的・社会的な意図せざる結果を回避できないため、危険管理を基礎において、競争他者より早く独自の戦略や政策を展開する必要がある」というものである。

この仮説は、リビジョニストなどの日本異質論に対抗できるように、途中で若干修正したものである。彼らによれば、日本の経済システムは、政治家・官僚・企業・農家から様々な制度やルールにいたるまでが、外国から外圧をかけて市場・技術・政府などの環境を揺さぶって変化(外部不均衡)させないと、自ら本格的な戦略や政策を意思決定しない、という。だが、日本の経済システムも「予想はずれ現象(意図せざる結果)」で揺らぐ内部不均衡を免れないはずである。そこで新事実を発見した時の「潜在的な驚き」と、危険を回避できないという「自省」とが起きる場合は、既存の価値体系(認識図・慣行・ルール)や経済システムを創造的に破壊して、新たな戦略や政策、とりわけ新しい仕組み(システム)の技術や組織・制度などの「自己革新的な組織化戦略」の展開が期待できる。中国や東欧諸国の経済開放化政策は、社会主義の計画経済における閉鎖的な指令システムが、情報化社会のグローバル化(外圧)に

よつて揺れる外部不均衡と、ベルリンの壁崩壊など「予想はずれ現象」の続出によつて揺れる内部不均衡との擦りで崩れて、選択されたものとみる。以下では、中国・東欧のいずれが、他国よりも独自の開放政策や戦略を展開したかを究明する。

三 中国と東欧の差異・独自性

(1) 中国労働力移動の特徴

① 巨大な農村人口の国内移動 中国が経済開発の拠点として対外へ開放した経済特区は、改革開放政策の始まつた七九・八〇年に、広東省の深圳・珠海や福建省の廈門など沿海地区から、八四年には天津・上海・大連（遼寧省）・青島（山東省）など一四の沿海港湾都市を経て、八八年に長江・珠海南などのデルタと海南島の経済技術開発区（インフラ整備した工業団地）、九〇年の上海浦東新区（一〇年後の極東経済・金融・貿易センター）へと、沿岸部中心に発達した。これら沿岸部の経済開発地域では、新たな技術・管理・知識の人材の他に、大量の一般労働が需要され、賃金も年々上昇している。このため、開発から取り残された農村部や内陸部の都市との間で所得格差や生活格差は拡大し、国内で巨大な労働力移動が起きていく。

九〇年度の人口センサスによれば、過去五年間で「一年以上の移動者」三、三八〇万人の内訳は、省内移動が二、二八三万人、省間の遠距離移動が一、〇九七万人であった。国家統計局は、このセンサスの対象外にある「一年以内の移動」、いわゆる出稼ぎを四千万人と推定し、合計で約七千万人が年間に移動すると見込んでいる。

② 巨大な華僑人口の国際移動 中國の労働力移動は国内が主流であり、ごく一部が海外へ流出する。とはいっても、世界の華僑人口は大きいうえに、六四年の一・七千万人から約三〇年後の九年には約二倍の三・二千万人（このうち一・六千万人は東南アジア（華僑經濟年鑑九二年版））へ増えている。華僑の出身地は多くが福建省や台湾、広東省にある。例えば日本の法務省入管に登録している中国人は、九三年末現在、二一・一万人だが、福建省の中でも日本出稼ぎの多い福清市は、市公安当局の把握している労働者や留学生だけでも約五万人いることが、九五年一月の調査で分かった。なお、九四年五月現在、不法残留者二三・七万人のうち、タイ人・韓国人に次いで多いのが中国人である。それでも、最近は、彼らが不況下の日本よりも米国やシンガポールへ行く傾向にある。

(2) 中国労働力移動の特殊要因

① 労働力の国内移動を推進する「構造的余剰」 九二年現在、農村労働力四・四億人の二四%に当たる一・一億人は、農村部の郷鎮企業で働くか、小城鎮（小都市）や大都市における企業や個人の店・工場で働くかの農業外就業者である。その残り三・三億人のうち、農業に必要なのはせいぜい二億人ぐらいであり、一億三・七五千万人以上が余剰労働力だと見積もられている。これに、毎年約二千万人以上の新規卒業者が出てることを考慮すると、農業余剰労働力はさらに大きくなり、中国科学院の発表では九〇年の二・六億人から二千年的の三・一億人と推計されている（若林・一四五頁）。

さらに国有企業は従業員を約一億人を抱えていて、最近その三分の一から四割までが赤字経営だと報じられている。国有企業の倒産

や整理からも約三千万人がそれ以上の余剰労働力が放出される可能性が高い。中国经济はGDPの成長率が高く特に過去五年間では年率一〇%になる反面、巨大な余剰労働力の时限爆弾を抱えている危険な面を見落としては、その実態に迫れない。

② その他の労働力移動の特殊要因 (1) 毛沢東政権下で農村部から都市部への人口流出に歯止めをかけていた戸籍法が、「改革開放政策」で効かなくなつた点である。同政策下では、経済発展を担う沿岸経済開発区や大都市への出稼ぎ労働者の盲流が、地域や産業の需要に応じて、ある程度認めざるを得ない状況にあり、九三年以降は「民工潮」と呼ばれだした。

(2) さまざまな職種の労働力移動を集団で可能にする全国規模の市場の設立である。一般労働者向け公設・私設の「職業紹介所」は九三・九四年に、高級技能労働者向けの公設「人材市場」は、深圳市で九一年に、上海市その他大都市で九五年に開設された。

(3) 最低生活の保障や合作医療を受けられた人民公社が八四年に廃止されたので、農民は、都市戸籍者などの生活保障や医療保険をカバーするため、仕事のある都市部へ大舉して移動せざるを得ない。

(4) 鄧小平が言ひ出した「先に富める人・企業・産業・地域から発展して、後続のものを引き上げる」という先富論思想の全国的普及である。この思想の普及は、貧富の差を拡大させ、八〇年代後半からは一部の農村では不満な農民がときどき暴動を起こすので、農民の巨大な流出圧力には、近隣諸国は目を離せない。

(3) 東欧労働力移動の特徴

(1) 東欧諸国は、労働力移動の主流が旧ソ連・トルコから複数の東欧諸国間を経て、西欧諸国や北米へ移動する国際移動と、ドイツ系家族の帰還とにあり、国内移動が主流の中と異なる。

実際、ドイツ連邦統計局によれば、合法的外国人の居住者数は、九二年末に旧西独が約六五〇万人だが、政府当局の分からぬ不法者を含めるとさらに大きい人数である。彼らの出身国別では、旧西独でドイツ人就業者の少ない三K労働者を埋め合わせるために移入させたトルコ人が四七〇万人で圧倒的に多く、次にユーロ・スラビア人九二万人、ボーランド人二九万人、ルーマニア人一七万人、チエコ・スロバキア人六万人、ハンガリー人六万人の順になつていている。また、旧東独の合法外国人は九一年末で一四万人であり、旧西独と比べて少ないが、その大半はボーランド人とベトナム人である。統一ドイツは九三年六月から「新収容所法」で厳しく取り締まるようになり、八九年の開放後に激増した外国人労働者や難民の流入が下火になつていている。

(2) 以上のような東欧（トルコを除く）からドイツへ流入した移民数が、人口对比で〇・五~四%といふのは大きい。なぜなら、出身国の人口はポーランド三・八千万人、旧ユーゴスラビアとルーマニア二・二千万人を除くと、他は一千万人かそれ以下だからである。

(3) 外国人労働者問題が民族の独立や離散によつて生じている。例えば九三年一月に分離独立したチエコ・スロバキアとは、人口が一千万人と六百万人になつただけでない。調査したチエコ側のオブストラヴァ市ではスロバキア人が外国人労働者になり、不利な立場に置かれている。またハンガリーは第一次世界大戦でルーマニアの

トランシルヴァニア地方を失ったため、今日、同地方に約二百万人のマジャーラル語系住民がいる。彼らは八九年の開放後、三〇日の観光ビザでハンガリーの三K職場へ出稼ぎに来ている。

(4) 東欧労働力移動の特殊要因

東欧諸国は、ルーマニアのような農業国を除けば、農業労働力の割合が中国の七六%よりも遙かに低い。だが、コメコンの解体した冷戦後は、①世界市場で売れる工業製品や原材料資源が少ないうえに、農産物の生産も停滞しているため、②貿易赤字と対外債務に苦しめられ、③失業率が三~四%のチニコを除いて、一三~一六%と高い。しかも、④チニコやハンガリーを除けば、極端なインフレで実質賃金の低下が激しい。東欧諸国がこのような特殊事情から、少しでも高賃金の職を求めて国外へ移動する労働力をくい止めるには、外資系企業の誘致が欠かせない。だが、⑤政治的・社会的な不安と⑥国内の小さい消費人口とのため、⑦中国のように、日米欧、華僑、NIES諸国などからの投資と新技術が活発に導入されない。

(5) 中国と東欧の経済政策（戦略）の差異

中国における市场化・民営化の経済改革は、まず「農業」から始まり、次に「経済特区」を設けて工業や小売・流通業で進み、さらに「金融業や国営企業」で全国に広げる実験主義的なプラグマティズムの漸進的戦略に特徴がある。これに対して、東欧諸国の経済改革は、ハンガリーが長期に漸進的戦略を推進したのを除けば、いきなり工業や金融業から全国規模で始めた「ショック療法」の革新的戦略に特徴がある。このような経済政策の差異が、今日、中国の経済発展に比べて東欧諸国の経済停滞の差異を生み、労働力移動の違への加盟の見通しは困難である。

廃棄に追い込まれているものが少なくない。この意図せざる結果として、大量の労働力が郷鎮から出始めた。

② 開放政策が民族紛争を起す「意図せざる結果」 東欧諸国の政府や人々は、豊かで自由な「西欧化（政策）」こそが発展の唯一可能な道だと考えて、新体制確立の当初から、EC・NATOへの接近を最大課題にし、市场化・民主化の条件整備政策を競つて行った（羽場・二〇八頁）。だが、その結果、東欧諸国では、旧ソ連の諸国ほどでないにしても、市场化・民主化の改革政策が、経済社会の混乱、政治の不安定、民族の独立や対立という「意図せざる結果」にあって、九一年以降、GDPや工業生産が予想はずれに悪く、最近やや好転したボーランドやハンガリーでもEUやNATOへの加盟の見通しは困難である。

参考文献

[1] 羽場久津子『統合ヨーロッパの民族問題』講談社現代新書、一九九四年。

[2] 若林敬子『中国・人口超大国のゆくえ』岩波新書、一九九四年。

いになって現れている面は見逃せない。

四 中国と東欧の共通点：一般性

(1) インフラ整備と設備更新の遅れ

中国も東欧も、情報システムや流通システムの機能するインフラの立ち遅れのため、至るところで物の不足や停滞、資金不足が起きている。このような遅れは、首都や大都市よりも地方の商業都市の方がより深刻であり、中国や東欧の生産性を著しく低めている。このため、労働力が地方都市→大都市→国外へ移動する。

(2) 経済政策の予想はすれ（意図せざる結果）

① 中国の改革開放政策の意図せざる結果 ここでは八四年から興きた郷鎮企業が意図した「労働力吸収」の予想はすれに絞つて説明する。「郷鎮企業は、当初、鄧小平が意図した農村部の余剰労働力吸収だけの役割に止まらず、予想はすれに成功して、中国の工業生産の牽引役を国営企業に代わって行う」という、彼の意図せざる結果を生んだ。この第一の予想はすれ現象（意図せざる結果）から、現在、第二次のものが起きつつある。

というのは、郷鎮企業による農村部の労働力吸収力が予想はすれに伸びず、一・一億人に達した九二年以降、頭打ちになりだしている。この原因は、郷鎮企業の成績の良いものがインフラ整備の比較的進んだ沿岸部か大都市近郊かに偏っているためである。さらに、郷鎮企業は農村部の中小企業であり、九〇年代に急増してきた外資系の三資（独資・合弁・合作）との競争で不利であるうえに、インフレ沈静化を狙う政府の緊縮財政政策をもろに受けて、最近、倒産・

環境と貿易——中国の経済発展と環境に対する企業の認識・対応

荒山裕行
（名古屋大学）
竹歳一紀
（京都府立大学）

一はじめに

発展途上国は環境問題への認識を高めつつあるが、環境保護と経済成長のトレード・オフのため、必要な環境コストへの支払いが不十分なまま生産を行っている。このことは、途上国自体の環境悪化を招くと同時に、環境対策に多くの負担を強いられている先進国との間の貿易摩擦の原因ともなっている。先進国の生産者は、支払われない環境コストの分だけ途上国の企業が製品を安く輸出できることによる、「不公平な」価格競争の発生を危惧する。そのため、政府に対して、そのような途上国からの輸入に対し関税をかけるか、あるいは先進国並みの環境基準を途上国に達成させるよう要求する。一方途上国は、このような先進国からの要求は企業自体の競争力を失わせ国全体の経済発展を遅らせるものとして反対する。

このような状況を開拓するためには、まず先進国が、途上国の抱える環境問題の本質を理解する必要がある。そしてこの理解の上に立ち、環境をめぐる南北間の貿易摩擦を回避しつつ途上国の経済発展を進めるための最適な経済政策を、先進国・途上国双方が実行する。

筆記入者が直接日本宛郵送する方法を取った。このため、厳密な意味での無作為抽出とはなっていないが、結果的に合計一九八の企業から回答を得ることができた。地域や業種なども多岐にわたっていれる。

単純集計の他、クロス集計に関しては企業・回答者の属性とそれに対して意味のある設問すべてについて行った。さらに対数線形分析を行い、二つの設問に対する回答が独立であるかどうかをAIC（赤池の情報量基準）により判定すると同時に、二つの設問に対する回答間の関連についての有意性をも検定した。

回答企業の所在地については、三つの直轄市、一七の省・自治区に及んでいる。企業タイプについては、国営企業が七二%と最も多い。作業別に見ると、機械工業が最も多く四三%，次いで化学、その他製造の順である。従業員数は一〇〇人以上一、〇〇〇人未満が三四%で最も多い。主なエネルギー源については、七割を超す企業が電気を主なエネルギー源としている（複数回答も含む）。一方、石炭を主なエネルギー源としている企業も半数近くあり、エネルギー源として石炭の比重が大きい。回答記入者については、男性が七六%で、職種別に見ると管理者が三三%を占める。年齢については、三〇歳代以下の比較的若い人が六〇%近くを占める。

三企業の環境対策および実施にあたっての障害

環境対策としては、廃棄物（気体、液体、固体）処理対策をとっている企業が、六六%と最も多い。以下、環境問題を起こさないような生産工程の選択（五二%）、環境・公害対策の専門の部署の設

ることが求められる。そこで、この目的に資するために、環境問題のような外部不経済が存在する場合における関税等の貿易政策が、先進国・途上国の生産や所得分配に与える影響についての理論的検討と、途上国の環境対策および環境政策に関する実証研究を行った。実証研究では、環境問題が懸念され、かつ今後ますます国際貿易の中でのプレゼンスが大きくなると考えられる中国を対象とし、企業へのアンケート調査および現地調査を実施した(1)。

本稿では、アンケート調査結果から、環境問題に対する中国企業の認識および対策、対策を実施するにあたっての障害、企業が有効と考える環境政策などについて報告する。そして最後に、環境問題についての南北間の望ましい協力体制を探る上で、これらアンケート調査結果が持つ意味について考察する。

II アンケート調査の概要

アンケート調査は一九九四年三月に実施した。アンケートの配付は、現地調査の際に訪問した各地方政府の環境保護局や見学先の企業に依頼した他、中国各地の研究・教育機関にお願いし、回収は回

置（四六%）と続く。一方、環境対策の技術面では、独自の技術開発を行っている企業は二二%、外国からの技術援助を受けている企業は九%と少ない。排污費制度や三同時政策といった、現在すでに広く実施されている政策に対応する形で環境対策がとられている。

企業タイプ別に見ると、図1に示すように、廃棄物処理対策をとっているのは国営企業が多い。専門部署の設置、独自の技術開発についても同様である。国営企業は他と比べ技術力や資金力に勝ることが理由として考えられるが、国営企業に対しては、環境対策に対する政府の管理が厳しいことも一因であろう。

環境対策を実施するにあたっての障害について見ると、エネルギーの節約や生産工程の選択に対しては、技術水準の不足が最も多くあげられている。一方、廃棄物処理、専門部署の設置、環境対策のための独自の技術開発、環境対策のための外国からの技術援助に対しては、資金不足をあげた企業が最も多い。廃棄物処理に関しては、資金不足をあげた企業が努力を行っている一方、五七%にのぼる企業が資金不足を障害としてあげている。

またクロス集計によると、廃棄物処理に関して資金不足を障害としてあげた企業は、地域や企業タイプ、企業規模などの属性についての偏りが見られない。つまり、どのような企業もほぼ同じような割合で、廃棄物処理に対して資金不足が障害と回答していることが特徴的である。

排污費制度、三同時政策などへの対応から、多くの企業が廃棄物処理対策をとっている。しかし、これには大きな投資が必要となり、中国经济全体の資金不足状況がこのような回答結果に現れてい

図1 環境問題を起こさないような廃棄物の処理方法をとっている

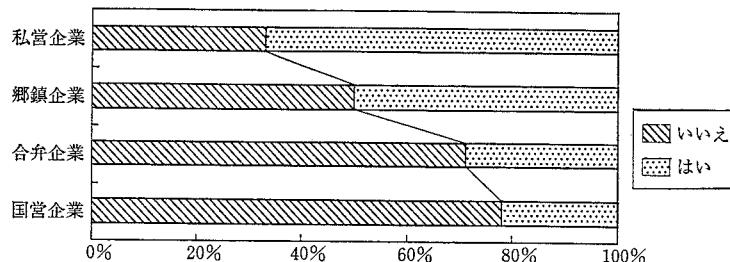
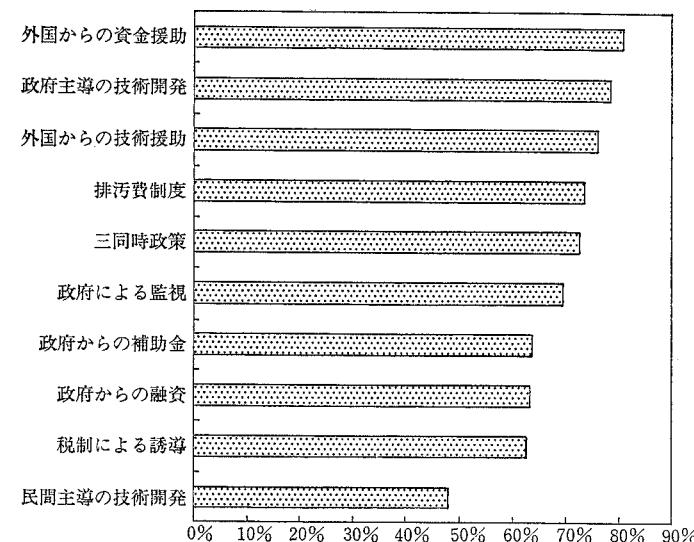


図2 有効と思われる環境政策



ると考えられる。一方、廃棄物処理に関する技術水準が不足しているという回答は国営企業に少ないという偏りが見られ、技術面での国営企業の優位性を示している。

四 環境政策の有効性

各種の環境政策を有効と思うかどうかをまとめたものが図2である。最も多かったのが、外国からの資金援助で八〇%、次いで政府主導の技術開発、外國からの技術援助となっており、外國からの援助に大きな期待がかけられている。民間主導の技術開発は最も少ない。現在中心となっている排污費制度や三同時政策については有効とする回答が比較的多い。

また、政府からの補助金が有効とする回答は、海外からの技術供与を受けている企業に多い。逆に、政府主導の技術開発、民間主導の技術開発、外

国からの資金援助については、有効とする回答が海外からの技術供与を受けている企業が多い。海外からの技術供与を受けている企業は、内外の技術格差を実感することにより、国内での環境対策のための技術開発に大きな期待をかけている。

回答記入者の性別を見ると、政府による監視、補助金を有効と思うのは男性に多く、民間主導の技術開発、外国からの技術援助、資金援助を有効と思うのは女性が多い。男性は政府に、女性は民間や外国の力に期待するという違いは注目に値する。

五 環境対策の企業活動への影響

環境対策を実施することにより、企業活動の様々な面にどの程度の影響を受けるかという質問を行った。その結果、大きな影響を受けるという回答は、海外の他の企業との競争力についてが最も多く、三三%である。これを逆に見れば、環境対策をとらないことが海外企業との競争力の一つの要因となっている。この場合、対外競争力の低下への懸念が環境対策への取り組みを遅らせる。

海外からの技術供与の有無で見ると、海外の企業との競争力に大きな影響を受けると回答したのは技術供与を受けていない企業に多い。一般に海外から技術供与を受けている企業は輸出比率が高く、それゆえ環境対策への支出が対外競争力に影響する可能性が高い。

六 まとめ——環境政策と国際協力

アンケート結果を見ると、資金や技術力の不足、特に中国経済全

体の資金不足状況が環境対策の面でも如実に現れている。また、中国の経済発展の原動力とされる、郷鎮企業、私営企業の環境対策が今後問題となつてこよう。これは、環境問題の農村部への拡散、食糧生産環境の悪化につながる重大な問題である。貿易との関連については、技術供与の有無から判断すると、輸出企業において環境対策へのコストが対外競争力に影響することはかなり認識されている。

ここで理論的研究の結論を要約すると、途上国が環境を汚染する部門の生産物を輸出する場合、外部性が補正されるよう途上国の輸出企業に対して環境対策のコストを課すと、輸出競争力は低下するが途上国は社会的厚生は向上する。この結果、途上国は国内政策として生産税などにより輸出企業に環境対策のコスト負担を求めることになるが、先進国としてはそのような政策を途上国に求めるインセンティブは生じない。

これとは逆に、途上国が汚染により生産量の減少を被るような部門の生産物を輸出している場合には、汚染部門に対して外部性を補正するような環境政策を途上国に求めるインセンティブが先進国に生じる。それゆえ先進国としては、途上国の国内政策に対して影響力を行使できるWTO（世界貿易機関）のような組織が必要となる。

アンケート結果に表れたように中国では、排污費制度や三同時政策など企業に環境対策の費用負担を求める政策には、多くの企業がそれに応じた対策をとり、有効な政策と判断されている。こうした環境対策の推進は、中国だけでなく中国と貿易を行う先進国との社会

的厚生をも向上させる可能性がある。しかしそのためには、先進国からの資金・技術援助に対する必要性が非常に高い。今後、WTOなど相互に影響力を持つチャネルを通じ資金・技術面で先進国が積極的に協力をすることが、中国の環境問題とそれに伴う貿易摩擦の解決のために重要である。その際、資金力・技術力に乏しい郷鎮企業や私営企業への協力を進めることが、および全般的な資金不足の中で資金援助が適切な環境対策に使用されるよう配慮することが課題となる。

(1) 本稿は平成五年度日本生命財團研究助成『環境をめぐる先進国と発展途上国間の貿易摩擦解消のための経済政策に関する研究』の研究成果の一部である。詳細については、荒山・瀧・竹歳『環境と貿易摩擦—中國の経済発展と環境に対する企業の認識・対応—』名古屋大学大学院國際開発研究科開発・文化叢書11を参照されたい。

(付記) 本報告に対し、討論者の神里八公先生(東洋大学)、座長の加藤壽延先生(亞細亞大学)、およびフロアの植田和弘先生(京都大学)から有益なコメントを頂きました。記して感謝いたします。

国際化時代のリサイクル事業と経済ルール —せつけんと古紙を例にして—

一はじめに

安価な輸入資源が再生資源を駆逐し、経営基盤が弱いリサイクル事業を危機に陥れ、わが国の環境の荒廃を加速させる事態を引き起こしている。ボーダーレス化した経済的行為が市場原理のみに左右され、社会的諸要素を適切に組み込んでいたために起る悲劇である。リサイクル事業は、政策的市場制御手段を導入せず、市場の「見えざる手」にゆだねるのみで、社会的に定着し、成熟して行くものだろうか。植田敦著『環境保護運動はどこが間違っているか』(宝島社、一九九一年)は、善意の環境保護運動やボランティア活動のみに依拠する従来型のリサイクル運動が皮肉にも現在の不完全なリサイクル・システムの基盤を蚕食して行く構図を明示し、わが国経済社会のリサイクル事業に対する本格的な政策的調整の必要性を訴えた、奇立ちにも似た叫びと受けとができるのではないか。

本論文で取り上げたせつけんや古紙は、リサイクル商品の中でもとりわけ海外市場の影響を受けている。このためリサイクル事業の市場形成政策を考察する格好の事例研究の場を提供するものである。私は、経済学会を含む経済界からこの種の市場形成に関する経

稻場 紀久雄

大阪経済大学

済政策のグランド・デザインが提示されたことを寡聞にして知らない。せめて経済学の分野からデッサン(素描)なりとも提示すべきではないか。この論文は、このような課題に挑戦するものである。

例えば中堅スーパー・イズミヤが扱っている環境に優しい商品は約四百品目、このうちリサイクル商品は約百品目にも及んでいる。ある幹部職員の話では、これらの商品群は、アルミ製天麩羅ガードやガスマット等僅かな商品を除いて、押しなべて売れ行きが悪い。価格面と消費者ニーズへの適合度において相対的に劣位にあるためであるが、果たして現状のままで価格競争力の強化と消費者ニーズを反映した商品開発が行えるであろうか。おそらく経済活動の主流から取り残され、いつまでもアイディア産業の域を出ないのでないか。

既に遅きに失しているが、海外との関係を含めてグランド・デザインの体系を提示することが必要である。

二せつけんの場合

安価な外国産食用油輸入が廃食油による粉せつけんリサイクル運動に深刻な打撃を与えている。滋賀県環境生活協同組合(以下「環

境生協」の第五回総代会議案書は、その様子を次のように述べている。「地球環境にとって最も重要な熱帯雨林を伐採し、安価な労働力から生み出した食用油の大量輸入により、日本の廃食油業界は壊滅の危機にみまわれました。これまで十七年間培ってきた滋賀県民の廃食油リサイクル運動の抜本的な見直しを迫られ、製品（せつけん）利用の意思が見られない回収ステーションについては廃止する決断を致しました」（一九九四年五月）。

使用済天ぷら油の汚染度は、百万ペーピーム（生物化学的酸素要求量）と極度に高い。近畿圏の水瓶・琵琶湖流域で廃食油リサイクル運動がもたらす社会的便益は莫大である。だが廃食油価格は、ここ数年安価な外国産食用油に押されて値崩れし、再生粉せつけんの消費も減る一方で、廃食油回収量が増えるほど赤字が膨らむという悪循環となつた。廃食油を満たしたドラム缶が倉庫に山をなし、遂には環境生協は消防署から防火上危険と警告を受けた。何しろ加工したせつけんは、生産量の約二〇%しか売れないと、

藤井絢子氏は、次のように話している。「大手商品との価格競争力は、経費を切り詰めることで、ほぼ拮抗している。だが付加価値、香りと白さ（螢光増白剤添加）に対抗できない。リサイクルせつけんは、残念ながら現在の消費者ニーズに合わず、現状のままでは消費の伸びは、もはや期待できない。BDF化（後述）に懸けている」（一九九五年五月四日談）。

一九九四年度の総代会時点では行き詰まりかと心配されたが、ここに廃食油のディーゼル車用燃料BDF（バイオ・ディーゼル・フューエル）への転換の可能性という一筋の光明が差し込んだ。環境

紙リサイクル事業の経営の安定化は環境保全の側面から重要な問題である。ところが経営環境は、今年になって様変わりした。

塩瀬氏は、次のように話している。「古紙の市況は、昨年と様変わりして、バージン・ペルプ価格もアメリカ産の古紙価格も急騰、製紙各社の古紙在庫は底をついている。主因は、アメリカの古紙リサイクルの急伸。回収率は、目標の四〇%に限りなく近い状況で、輸出余力は全くない。ASEAN各国も好況で古紙ニーズが高く、アメリカが上述の状況、その上ドライからも古紙が流出しなくなつた。このため価格が急騰して、国内価格も最近三円/kg値上げになつた。古紙業界は、需要量の三%の余剰の有無で価格が変動する不安定な業界だ」（一九九五年五月一日談）。

廃棄物リサイクル先進国・ドイツもかつて回収過剰古紙を輸出し、國際古紙マーケットを大暴落させたことがあつたのである。いずれも市場原理の自然の帰結ではあるが、わが国の環境保全の観点からすれば荒波を制御する社会的システムが必要である。例えば、アメリカがカナダから新聞紙を輸入する場合、アメリカ産古紙を一定率配合していることが前提で、その条件が満たされない場合、課徴金を賦課すると聞いている。古紙の需要安定化の強力な政策的措置である。週刊誌で唯一再生紙を全面使用していた『エコノミスト』（毎日新聞社）は、一九九三年九月十四日号をもつて再生紙使用を断念した。リサイクル事業にとって市場形成の重大性を示唆してある事件と言えよう。

四 社会的経済ルール

一九九四年十一月閣議了解された「公共投資基本計画」は、二十二世紀初頭を目指して循環型のごみゼロ社会への転換を提唱している。同じ十二月閣議決定された「環境基本計画」は、四つの基本理念の第

生協の熱心な働き掛けに動かされた愛東町（滋賀県）は、実験用BDFプラントを設置、順調に稼働している（一九九五年九月二十日現在）。製造過程で廃食油に添加するメチル・アルコールに廃メチル・アルコールが利用できる見通しも立つた。藤井の私信（一九九五年九月十二日付）によると、販売用プラントが完成し、十月から販売が開始される。最大の障害は、BDFに対する軽油取引税賦課問題で、自治省見解では微量のためテスト・ランとみなし、賦課対象外とする方針と聞いている。藤井氏によると、課税された場合、現在の技術水準では価格競争力は損なわれ、甚大な影響を受けることは必至である。このため用途は、当面課税問題が生じない公共道路外で使われる農耕用機械等に限られる予定である。愛東町は、廃食油回収ステーションを現在三七箇所復活させた。せつけんの消費低迷で機能を失っていた回収ステーションが蘇ったのである。

三 古紙の場合

わが国の古紙の再生利用は、千年以上も歴史を持つ基盤の強固なリサイクル事業である。昨年までは、その基盤が安価な輸入ペルプと外国産古紙の脅威、町内会や子供会等の集団回収による回収率の向上、再生紙製品の消費の低迷によって揺らいでいた。大和製紙の塩瀬宣行氏の話では、「ここ数年輸入ペルプのため需要バランスが崩れ、価格が三分の一ほどに下落。古紙より安いペルプがある。」という状況であった。古紙価格は値崩れし、伝統的な回収システムも崩壊寸前の危機にあった。古紙ペルプ加工は、新原料ペルプ生産に比べ汚染排出量と消費エネルギー量が共に極めて少ないのである。

五 リサイクル商品の市場形成と利用促進に関する法律要綱試案

に「循環」を掲げ、包装廃棄物リサイクル・システム導入措置を講ずる旨を明らかにしている。包装廃棄物リサイクル促進法案は、

この方針に沿うもので、今後の経済システムに大変革をもたらすだろう。廃棄処分を市町村にゆだね、事業者・消費者双方とも国外に立つて、外部経済としてその利益を享受するというワンウェイ・システムから、廃棄処分をそれぞれが内部化するサイクリック・システムに転換するという社会基盤の根幹に触れる対応を伴うからである。だがこれには、相当の痛みを伴う。この法案は、対象が容器包装に限られるうえ、分別収集の全面的市町村依存や再商品化物の利用義務（第三六条）が従前の域を出ていないと考えられる点等的理由から、なお今後に大きな課題を残している。回収包装廃棄物がそのまま再生原料として海外市場に振り向かれる可能性も無いとは言えない。リサイクル事業全体を視野に収めたグランド・デザインに立ってこの法案を適切に位置付け、その上で今後の戦略・戦術を構想することが、進路を誤らないためには不可欠な要件である。

リサイクル事業を健全に育成するためには、リサイクル商品が通常商品と市場で対等に競争できる最低限の条件を整える必要があるのではないか。私は、そのために価格形成の合理化、価格の安定措置、最低限の需要喚起措置等を法制化する必要があると考える。以下に五項目に整理し、その内容を示したい。

第一 リサイクル事業に対する補助金の交付と租税特別措置

リサイクル事業は、なかなか社会的效益を伴ううえ、廃棄物処分経費を軽減する。少なくともいの経費軽減分に相当する金額を補助金として交付するとか、奨励的な意味で税制上の優遇措置を講ずる

といった措置の導入は、社会的公平の観点からも妥当ではないか。

（参考例：加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第五条、その他）

第二 公共団体や一定規模以上の事業者のリサイクル商品使用義務

物品調達に際して、一定割合でリサイクル商品を購入する義務を賦課することで、最低限の市場の確保を図るものである。

（参考例：障害者の雇用の促進等に関する法律第一条・一四条）

第三 再生（リサイクル）原料の価格安定措置

海外の安価な原料が国内の再生原料の市場価格を低落させ、国内のリサイクル・システムを危機に陥れる恐れがある場合、輸入原料に課徴金を賦課する等国内市場の健全化に努める。逆に海外で同種の危機を生み出すような再生原料の輸出は禁止する。

（参考例：関税定率法第四条の三、関税暫定措置法、農産物価格安定法、その他類似の法律多数あり）

第四 再生原料の使用可能な製造業における同原料の使用義務

再生原料の妥当な範囲の使用を義務付け、義務を達成していない場合における販売停止措置あるいは課徴金賦課措置を可能にする。

（参考例：食品衛生法第四条、薬事法第一四条、その他）

第五 國際リサイクル振興基金の設置と再生資源利用の国際協調

どの国も相手国のシステムを尊重し、混乱に陥れるような行為を行なうべきではない。自國および相手国のリサイクル事業の安定と振興に資する基金をわが国の発意で設置し、再生資源の利用促進といふ省資源外交を通して地球環境の保全に貢献する国際協調に努める。（参考例：世界自然保護基金、世界遺産保全基金、熱帯木材に関する国際合意、その他）

環境・経済統合勘定体系（SEE A）の展開

— SEE A 完全体系の基本構造 —

有 吉 範 敏
（熊本大学）

— ムーラークの観点から整理し、国連SEE Aがその適用範囲に関して限界をもつことを指摘するとともに、この限界を克服しうる勘定体系として、SEE A 完全体系（有吉（1994）の提案を行った）。

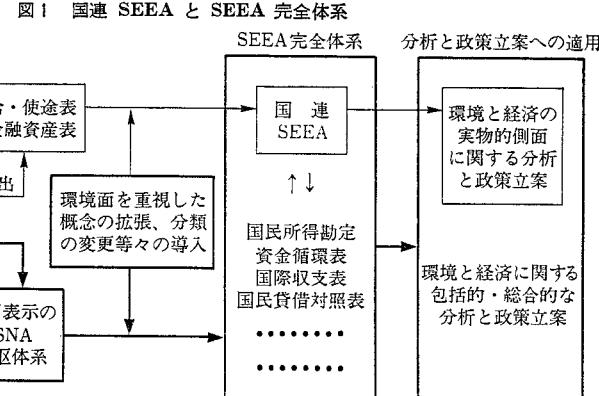
本稿は、有吉（1995）で国連SEE A の例示に用いられた仮設数値例をSEE A 完全体系にも援用し、その基本構造を明らかにするところより、環境と経済に関する包括的情報システムとしてのSEE A 完全体系の可能性を示唆しようとするものである。

II SEE A 完全体系の考え方

SEE A 完全体系は、SNA 中枢体系全體を行列形式で表示し、これに国連SEE A導出の際と同様に環境面を重視した概念の拡張

や分類変更等を施すことによって得られる（図1の太線部分参照）。

SEE A 完全体系の基本的特徴の一つは、それがシステム・アプローチの立場をとっている点にある。これは、環境・経済統合政策の立案に際しては、グリーンGDPのような一つの指標や、国連SEE A のようなSNAの実物的部のみを基礎とした部分勘定体系だけでは不十分であり、所得分配面や金融面も含めた経済活動と自然環境の間の直接・間接の相互関係をすべて網羅する包括的かつ整



合的なデータ・セットをもつてこれに対応する必要がある。環境と経済に関する包括的勘定体系として、やがてこうしたストーンの考え方を受け継ぐものである。この考え方には、他ならない。

A中枢体系を表すストーン型勘定行列に環境勘定である国連SEEAを緊密かつ整合的な形で組み込んだものとして提示される。

A (United Nations)

(1) 若干の準備

表1は、仮設数値例を用いてSEEA完全体系を例示したものである。表中、網かけ部分は、そこに記入された数値とともに、有吉（1995）の表2に対応している。その他の部分の数値は、SEEA完全体系を完成させるために筆者によって補足されたものである。表1の表側と表頭にはこの勘定行列を構成する各勘定の名称が番号とともに記されている。勘定行列では原則として、同じ勘定名をもつ1組の行と列が一つの勘定を構成する。したがって、同じ勘定名（番号）をもつ行と列について、その行和と列和はつねに等しい。各勘定はまた、それに付された番号で呼ばれることがある。たとえば第4行と第4列から成る生産勘定を第4勘定と呼んでよい。

勘定行列では、行はT型勘定の貸方（右側）に対応しており、そこには勘定への購買力の「入」が記帳される。また列はT型勘定の借方（左側）に対応し、その勘定からの購買力の「出」が記帳される。表1では、矢印によって購買力の入と出が示されている。

の統合された体系とした

生産物分類の小行列として表される。なお、勘定行列内の各cellは（行番号、列番号）によって表示するといふ。さて、SSEA完全体系においても国連SEEAと同様に、貨幣単位データに物的単位データをリンクさせ、記帳するが、やがてそれが、表1では簡略化のため貨幣単位データのみの表示とした。

（2）生産勘定と環境費用

以下、生産勘定（第4勘定）から順次、SEEA完全体系内の各勘定の流れを追って述べることとする。

生産勘定は、通常のT型勘定表示のSNAであれば、産出が貸方（右側）に、そして中間消費、固定資本減耗およびNDP（国内純生産）が借方（左側）にそれぞれ記帳される。これは対して表1のような行列形式では、趣由517.4は第4行の（4,3）に記帳され、中间消費224.0～固定資本減耗26.3およびNDP-267.1は、それぞれ第4列の（3,4）、（11,4）および（13,4）に記帳項目となる。

表1はSSEAの勘定行列であるので、生産勘定の借方である第4列にはやむなし、SNAでは費用とみなれない生産活動や消費活動による非生産自然資源の使用分が、当該活動の負担をくわ費用として記載される（11,4, 1, 1, 10, 0, -2, 0, 0, 3）。したがって（10,4）成分の0, 3が（6,5）に記載されてくる消費活動による自然資源の減耗に対する負担分0, 3が、これがいかに記及するマクロ指標に反映されるたまに、第10行を使って軸記したのである。

やがて、帰属環境費用の合計20,8および267.1から控除した額246.3は、環境調整済み国内生産、またはHDI（国内生産（environmentally adjusted domestic product or eco domestic product）：

で表示した（United Nations (1968), Table 2.1.）。

SEEA完全体系は、環境と経済に関する包括的勘定体系として、やがてこうしたストーンの考え方を受け継ぐものである。SNA中枢体系を表すストーン型勘定行列に環境勘定である国連SEEAを緊密かつ整合的な形で組み込んだものとして提示される。

III SEEA完全体系

(1) 若干の準備

表1は、仮設数値例を用いてSEEA完全体系を例示したものである。表中、網かけ部分は、そこに記入された数値とともに、有吉（1995）の表2に対応している。その他の部分の数値は、SEEA完全体系を完成させるために筆者によって補足されたものである。表1の表側と表頭にはこの勘定行列を構成する各勘定の名称が番号とともに記されている。勘定行列では原則として、同じ勘定名をもつ1組の行と列が一つの勘定を構成する。したがって、同じ勘定名（番号）をもつ行と列について、その行和と列和はつねに等しい。各勘定はまた、それに付された番号で呼ばれることがある。たとえば第4行と第4列から成る生産勘定を第4勘定と呼んでよい。

勘定行列では、行はT型勘定の貸方（右側）に対応しており、そこには勘定への購買力の「入」が記帳される。また列はT型勘定の借方（左側）に対応し、その勘定からの購買力の「出」が記帳される。表1では、矢印によって購買力の入と出が示されている。

勘定行列内の任意の成分は、一般に小行列の形をとる。たとえば、（4,3）成分（第4行と第3列の交点の成分）は、活動別分類×

表1 SEEA 完全

行：購買力の入・・・(貸方)
列：購買力の出・・・(借方)
矢印は、購買力の流れを示している。

* 表中、網かけ部分は国連 SEEA に対応している。有吉 (1995) 表 2 参照

** 第22勘定と第25勘定は、それぞれ当該勘定の中に、期首国民貸借対照表／資本勘定／金融勘定／その他の不動産勘定／期末国民貸借対照表、を含んでいることに注意されたい。

*** cell (12, 19) に記入されるべき 20.81 は、符号を変えて対角位置 (19, 12) に記帳されている。このような整理によって第19行と第19列のストックとフローの関係の理解が容易になる。

体系の例示*

列の必須条件を満足しなければ容易に確認がむずかしい。

(3) 所得の分配・使用勘定

アリ、リリド (13,4) の NDA 267.1 に戻り、その循環過程を追跡する。第13勘定は活動別記帳である (13,4) 成分の NDA を制度部門別に並べてある (14,13) と記録する。第14勘定は、ルの (14,13) 成分の NDA 267.1 から海外への要素所得 8.0 が支払われ、同時に海外から 0.9 の要素所得を受取るといふこと、国内制度詰合せ 260.0 の NNI (国民純所得 net national income) を受取ったことを示す。

国内制度部門は、ルの NNI からの各種経常移転（所得税や社会保険負担等々）を国内制度部門へ海外部門に合計 92.1 ((15,16) 成分) だた支払う。経常移転の支払いは海外部門による行われる ((15,23) 成分の 0.6)。ルの結果、国内制度詰合せ 80.0 の経常移転を受取り、海外部門が 12.7 だた受取る。NNI 260.0 は経常移転の純受取 : -12.1 (= 80.0 - 92.1) を加えることによって国民純可処分所得 247.9 となるが、ルの 217.5 が最終消費 (5,16) に向かひ、ルの結果 30.4 が貯蓄として (22,16) に記録される。

(4) 備蓄勘定

蓄積勘定では、国内制度部門が、貯蓄 30.4、資本移転の純受取 5.0 同時にして相殺する 0.3 (6,5) が記帳される。

(5) 蓄積勘定

蓄積勘定では、国内制度部門が、貯蓄 30.4、資本移転の純受取 5.0

(= 受取 5.5 - 支払 0.5) および負債の純発生 (新規発行 - 消滅) 80.0 を原資とする。生産資産に関する純資本形成 43.1 (= 45.0 - 1.9) と非生産自然資産に関する資本形成 7.3 および金融資産の純取得 (取得一廻分) 65.0 を用いたことが示されている。

第20勘定は資本移転の支払いと受取を記録する勘定で、行には国内部門による支払 0.5 と海外部門による支払 5.0 が、また列には国内部門の受取 5.5 と海外部門の受取 0.0 が記帳されている。一方、第21勘定は、金融資産の純取得と負債の純発生を記録する勘定で、行には

国内部門による金融資産の純取得 65.0 と海外部門による金融資産の純取得 (国内部門による対外負債の純発生) 23.6 が、また列には国内部門による負債の純発生 30.0 と海外部門による負債の純発生 (国内部門による対外資産の純取得) 8.6 が記帳されている。

非金融資産については、経済資産だけを記録の対象とする NIA 中枢体系とは異なり、すべての資産を記録の対象とするより資産概念を拡張する。ルの自然資産をとくに詳細に示した独自の資産分類を導入する。 (17,22) と (18,22) に記帳されると生産資産の純資本形成 (45.0 - 1.9) が、それぞれ第17および第18勘定によって純資本形成 (68.0 - 1.4) へ生産固定資産の使用 (-23.0 - 3.3) に分けて記録される。一方、非生産自然資産については、非生産自然資産の使用が第19列の (6,19) ～ (9,19) に記録される。

(6) 海外勘定

ルの海外部門の勘定に由を軸とする。第23勘定は海外部門の経常勘定で、行に海外部門にとっての収入項目が、列には海外部門に由る支出項目がそれが記帳される。ルの勘定では、海外部門

は輸入 (海外部門からみるルの輸出) 74.5、海外への要素所得支払 8.0、および海外への経常移転 12.7 を取入として得る一方で、輸出 (海外部門からみるルの輸入) 73.7、国内制度部門への要素所得の支払 0.9 および国内制度部門への経常移転 0.6 を支出する。ルの結果 20.0 (= 74.5 + 8.0 + 12.7 - 73.7 - 0.9 - 0.6) の経常バランスを得たといふが、ルの 7.6 と (6,23) と (8,23) の 0.1 が (12,23) の -0.2 ともいって相殺されるので結果はルの影響を与えないとみなす。

海外部門の経常バランスは国内部門勘定の時著に対応する額金である。したがって海外部門の蓄積勘定は、経常バランスと 20.0 の資本移転の純受取 : -5.0 (= 0.0 - 5.0) と負債の純発生 8.6 を加えた額 23.6 が、金融資産の純受取額 23.6 によって表示される。

(7) 貨貸・サービス勘定

生産勘定から順次ルの勘定が理りあだが、ルのまどろみの多いルの財貸・サービス勘定 (ルの勘定) の記帳項目がすぐ出ていた。ルの勘定は現行 SNA (68SNA) やは商品勘定と呼ばれるもので、生産物の供給に対する需要のバランスを記録する。

財貸・サービス勘定の行には生産物に対する需要項目 (中間消費 224.0、最終消費 217.5、総資本形成 76.7 (= 68.0 + 1.4 + 7.3)) がルの輸出 73.7 が記帳される。需要項目が行に記帳されるのは、それが財貸・サービス勘定による購買力の「入」になるからである。一方、列には生産物の供給、やなわら産出 517.4 と輸入 74.5 が記帳される。

(8) スマック勘定およびスマックアローの関係

ルの NDA 第17～19列は SFA 分類の非金融資産について、そ

((22,16) 成分)、資本移転の純額5.0〔=5.5 ((22,20) 成分) - 0.5 ((22,22) 成分)〕をよぶその他の変動543.8を加えた合計は554.8億円である。

海外部門については、第25勘定がそのパートナーとの関係を得られる。

したがって、それは、第22勘定から類推するといふことによって容易に理解することができるであろう。

四 結わりに

最後に、環境と経済に関する包括的情報システムとしてのSEE

A完全体系の利点について言及しておくことにしよう。SEE A完全体系の第一の利点は、それが、環境と経済の相互関係についての鳥瞰図を与えてくれることである。この場合とくに、(1) SEE A完全体系が、国連SEE Aと違って実物的側面だけでなく、所得配分、金融取引、国際関連等々、様々な側面をカバーする広範な鳥瞰図を与えること、(2) SEE A完全体系を構成する各勘定(行と列)の細分化や統合化を通じて様々な縮尺の鳥瞰図を提供できるところ、および(3) 環境と経済との間の直接・間接の因果関係を逐一、の見方A完全体系上で辿り得ること、の3点を指摘したい。

SEE A完全体系の第二の利点は、それが持続可能な発展のための指標体系となる可能性をもつてることである。持続可能な発展は、通常、環境保全と経済発展の両立として理解される。これに対して、SEE A完全体系は、UNA中枢体系がもつ様々な社会・経済的情報と国連SEE Aがもつ、物的単位データを含む種々の環境情報を、互いに緊密な関連の下に保持している。したがって、SEE

EA完全体系は、それが保有する情報についての今後の一層の整備を期して上記のような役割を期待することができると言えられる。

参考文献

- 有吉範敏(1994)「の日本A完全体系——包括的環境・経済分析のための勘定ハーマワード——」西日本理論経済学会編『現代経済学研究』第四号、勧業書房、111-115頁。
有吉範敏(1995)「環境・経済統合勘定体系——その勘定ハーマワード——」『環境監査』第六八号、(社)環境調査研究会編(1994)「の日本A完全体系——包括的環境・経済分析のための勘定ハーマワード——」西日本理論経済学会編『現代経済学研究』第四号、勧業書房、111-115頁。
Commission of the EC, IMF, OECD, United Nations, and World Bank (1993), *System of National Accounts 1993*.
United Nations (1968), *A System of National Accounts*, (ST/STAT/SER.F/2/Rev. 3).
United Nations (1993), *Handbook of National Accounting, Interim version*, (ST/ESA/STAT/SER.F/61).

(付記) 本報告に際して、序説論者の藪田雅弘先生(福岡大学)はじめプロアの先生方から貴重なコメントを頂いた。また、自由投稿論文として投稿の際には、二人のノフリーリーの方から示唆に富む幾つかの有益ない指摘を頂戴した。心より感謝の意を表します。頂いたコメントの趣旨は今後の研究の中で生かしていくつもりです。

環境管理・監査の国際的システム化と産業体制

福岡 勉也

〈福岡大学〉

し、一九九三年七月にはその規格を公表し、一九九五年四月からの発動を宣言している。ここでは、環境方針・目標の設定、環境マネジメントの策定などが指示されており、関連して環境管理体制を確立することが求められている。

企業はその実施状況について、最低一年(原則は三年)に一回、社内の監査人または社外の監査人(独立した公正なもの)によって自主監査を行い、環境監査終了後、環境声明書を作成、これについて公認環境認証人の監査を受けなければならなくなっている。なお、この監査で承認されなければ、適格登録を取消されることになっている。適格企業は、適格であるとのマークを使用でき、環境監査に不適格な企業と明確に区別されることになる。

このようなことから、企業にとって、環境ラベリングがとくに消費者へのアピールにとって重要なこととなる。そのためにも企業においては、ライフサイクルアセスメント(LCA)を徹底していくことが求められる。

LCAは資源の採取、生産・加工・流通・消費・使用、リサイクル・廃棄を通して、資源、エネルギー使用、大気・水域・土壤への排出物質などの環境負荷を軽減することを目的とするので、データ分析を科学的に行い、さらに規制の基準・目標に対する重要度を加

一九九二年以来、イギリスでは環境規格がつくられ、BS(英国の基準)7750が定められている。規格制度は一応、自主参加を前提とした準規制的措置となつてゐるが、規格そのものは、あらゆる種類や規格の組織体に適用されるのであり、主にペーム(システム)のあり方を示すものとして実効力をもつ。

なお、欧洲標準化機構では、欧洲共同体での環境監査規格を検討

味した計量化をはかっている。

このようにISOと欧州共同体の動向は、新たな国際貿易の競争条件となるであろう。もしISOや欧州の基準(EMAS)を充足しない場合には、欧州市場への輸出は事実上、不可能となるであろう。これによつて欧州市場にかかる企業は、欧州の内外を問はず、環境監査についての適格者でなくては門戸を開きされることになる。

日本は通産省を中心として、既に一九九四年以来、ボランタリー プランによって、上場企業を中心に、自主的体制づくりを進めてい る。しかし、中小企業を含めた今後の体制づくり、あるいは近隣の アジア諸国における環境監査体系づくりに後れがあり、早急にその 具体的対応が求められていると言えよう。とくに、日本においては、 ISOへの対応、JIS(日本工業規格)の見直し、PL(製造物責任)法との有機的調整など、対外・対内ともに、試行と変革に迫ら れている。

環境監査ブームは、一九九五年において国際社会で一つのピーク を迎えることにならう。動脈・静脈を含めた経済活動の循環過程 で、物質収支のバランスをとることは、人間と自然の共生と循環を 確立するために不可欠なエコロジカルな経済原則と言える。環境問題が経済問題においては解決できない現状のもとで最低限の選択となつていることも否定できない。しかし、このブームですべてが解決されるわけではない。むしろ、これによつて真に進行している環境危機への意識の後退と風化がもたらされることが恐ろしい。エコ マークがすべてであるとする消費者の対応も同様である。

共生と循環が、市場や産業の意図にも拘らず一方では崩壊し続けているという現状認識、生態系の保全どころかその再生が不可能な状態にあるという認識が政策の基本におかれねばならない。

二 適正な静脈価格を導く環境監査

一九九〇年代でドイツ(旧西ドイツ)では年間一二〇一一五〇万トンの電気機器が使用済みとなって廃棄されているといわれる(商工会議所資料)。そのうち九〇万トンは家庭で使われた電気・電子 製品(そのうち五〇万トンは電子レンジ、洗濯機、冷蔵庫、食器洗いなどの大型家電製品)である。これらほとんどの製品はエレクト ロニクスにかかる製品で、金属類のほか、大量使用の各種プラス チック、テレビのブラウン管、コンピューター端末のディスプレイなどに使われるガラスなど、環境負荷のうえで問題のある材料・素 材が使われている。

とくに古いタイプの電気機器にはP.C.Bを含むコンデンサー、難燃剤を使ったキャビネット、ブラウン管の重金属・螢光塗料など、有毒物質を使用した部分が多く、家庭の廃棄物、粗大ゴミなどの回 収システムを通して処理された場合、最悪、処分場で埋立てられてしまふことすら懸念される。臭素系の難燃剤を含む基板、アスペス トを含むキャビネットなど、部分的にはリサイクルができない物質 が含まれる。機器や部品でリサイクルがうまくいかない物質は、環境阻害を生じないように、適正な処理が行われなくてはならない。さてこれらを環境監査の対象とし、これらの分野でライフサイク ルアセスメントを行うための努力が払われている。家電製品の加

工、組立、生産段階では、フロンの使用禁止をはじめとして、とくにプラスチック、ブラウン管、金属類、螢光灯使用の水銀、電池で使用の水銀、カドミウム、鉛などの有害物質の管理がとくに注意の対象となる。

あまり注意が払われてはいないが、テレビと受信機、電子レンジなどからの放射線量は、消費・使用段階では計測され、客観的に安全性が保証されてはならない。その他、時々みられていた住宅内でのテレビの火災などは、これを未然に回避できる工夫が払われていなくてはならないであろう。もちろん、使用後の廃棄の段階では、大気や地下水などに放出される惧れのある有害物質はストップされなくてはならないし、埋立処分地での有害物質などの腐食や溶出はシャットアウトされていなくてはならない。

これらの概念をクリアーするためには、例えば、テレビやパソコンなどは、少なくとも使用済みのものは、メーカーサイドの協力で

分別回収するシステムをつくり、家庭からの分別回収をスムーズに しておることが不可欠だ。とくにリサイクルなど二次資源化や、部 品の再利用など技術的な改善が求められる。

冷蔵庫など大型の家電製品では、プラスチックのリサイクルを考えた使用度の高いものを使うこと、リサイクルや処理についての改善をはかる技術の開発など、ハード面でのアセスメントのほか、現在の処理・処分の状況から、地方自治体と流通業者により完全な回 収も計るというソフト面でのアセスメントが求められる。

小型の通信・医療・音響その他の機器などは、多くの場合、家庭 の周辺から分別回収することが最も現実的なやり方である。

環境監査は、こうしたプロセスや段階ごとのチェックを、最初は 製品ごとに品質規格にかかる問題として行っていくが、既述した ように、リサイクル一つをとつてみても、大型、小型の機器の差などがあり、ましてや有害化学物質の取扱いを含めるならば、製品ごとの縦割りだけではなく、製品間の横断的な分別回収やリサイクリング、処理・処分など、生産から流通、動脈から静脈にわたる経営 管理組織をトータルとして含めた企業の環境保全にかかるペフォーマンス全体がどうなっているかを問うことになる。

こうした仕組みが産業間、企業間に広げられることによって、回 収義務とかリサイクル義務とかを果たすことができるようになるのであり、静脈コストの負担についても、公正な負担方法が生まれるのであろう。

三 環境監査と産業政策

市場の国際化は、同時に巨大資本による多国籍にわたる分割支配 の構造を押し進める。国際標準化機構などの動きが、一方では環境 管理に対する厳しい自己チェックと外部からの監査の認定を進めながら、他方では一定レベルに達しない中小資本や地域資本を排除する可能性が生ずる。適格企業の登録にしても、今は現実的配慮として中小資本は、大資本のそれに比べ、準適格で位置づけられている。しかし、環境ラベリングなどが進むにつれて、それは自ら差別性を明確にする結果となる。

また、LCAにしても、単一の企業の一貫した流れに関する限り、ある程度の系統的チェックは可能となるが、それを以て適格

とする」として十分である。環境の保全は、点や線の保全ではなく、面的広がりでの保全であつてはじめて保全たりうる。多国籍企業による地球的広がりの環境監査であつても、それは所詮、線と線とのつながりに過ぎない。面的構成たりうるためには、中小資本を含め地域ごとにまとまつた面的な環境保全をはかりうる「地域監査」たるべきである。単に技術的理由や特殊性による産業ごとの環境カルテルや企業の環境アイデンティティにとどまることがなく、多様な資本や企業による環境監査の地域ネットワークの形成が求められるのである。これはたとえ多国籍企業でも限界がある。

今日の環境監査は、企業の自主チェックという企業努力を払うことによって、自ら社会的コストの内部化を進め、それ自体を体化していく効果をもつ。しかし同時に企業はそのことを行うことによって生ずる限界的環境コストの上昇を、それを上回る限界的収益の上昇によつてカバーしなくてはならないことになる。しかしそこラベリングだけを理由として収益の限界的上昇を期待するには、まだ市場の対応力は十分ではない。ならば、限界環境コストの上昇を打消す代替的な技術革新によるコストダウンがはかられなくてはならないはずである。もちろん当該企業の商品が本来有する需要の価格や所得の弾力性が大きいか小さいかにも関わりをもつていて、単に環境戦略だからといって、そうした経済原理を考慮することもない。ただ環境に優しいでは、本来到底なり立つはずのないマーケティングをすることになる。多くの環境関連システムの商品が今一つ伸びられない理由として、こうした本来の経済性への配慮が欠けていることが挙げられる。環境ラベリングや広告宣伝のコストも、そ

の社会的必要性だけではなく、市場での優位度や競争力の大小にかかわることである。

国際的企業にしても、国内的企业にしても、動脈プロセスのみならず、今一つ静脈プロセスが見えていないことが、LCAの展開を妨げるものと思われる。化学的な素原料メーカーにとつても、LCAにおいて、その素原料を使用している加工メーカーの最終商品がどのように流通し、どのようにリサイクル廃棄物として一般家庭から出でてくるのか、さっぱり判らないというのが実態であろう。商品によっても違いがあるが、静脈プロセスの整序は、どのようなシステムによって行われるのか、はつきり決めておく必要がある。一概に公共システムの領域とばかりは決めていられない。公共・市場の混合システムなど、現代のソフトなインフラとともにるべき産業体制の整備がなされるべきであろう。

とくに日本企業とその産業体制は、一九七〇年代より公害防止対策を中心とする政府による規制政策のもとで、自らの市場の失敗を正すという公共システムへの依存が強く、歐州のような経営組織管理制度に基づいた自律的市場システムの監査的機能に欠け、公害防止技術や環境関連機器の開発というハード面での市場開発には前進があつても、ソフト面での対応に欠けている。

とくに、歐州のようなグリーン消費者運動に欠け、NGOの力も弱いことから、産業サイドの社会意識や市場への警戒心が欠け、緊張関係への認識がない。動・静脈を含めた新たな産業政策の展開と、産業サイドの構造的な自己管理、監査の体制づくりが求められているのが現状であり、日本企業にも新段階が訪れてきた。

コモンプールと環境政策

I はじめ

われわれは消費活動や生産活動を営むとき、大気・河川・海・地下水・土壤・森林などの自然に賦与される資源を、意識するしないにかかわらず、絶えず利用し続けている。先史から當まれてきた魚類や野生動植物の狩猟・採取という経済活動は、まさにこれらの資源が育んだ「幸」を利用して成立したのである。産業革命以降、工業化を伴つて、急激に進展し高度に発展した経済活動のなかで、これらの資源の必要性がますます高まつているにもかかわらず、今日、これらの資源の破壊や再生産能力の著しい低下を見ている。その結果、地球の温暖化・海洋汚染・砂漠化・生物種の減少などのいわゆる地球環境問題といふ現象が生じてゐる。

最近、コモンプール資源(Common-Pool Resources, CPRs と呼ぶ)という概念が提起され、CPRs の利用・管理システムを構築することによって地球環境問題を回避・解消するための研究が精力的に進められており(Ostrom, 1990), Ostrom et al. (1994),

今 泉 博 国
（福岡大学）
藪 田 雅 弘
（福岡大学）
井 田 貴 志
（熊本県立大学）

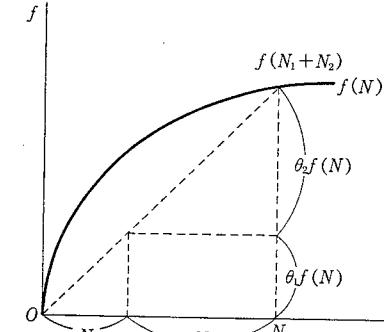
Schlager, et al. (1994))。われわれの小論の課題は、I)のよろな

CPRs の概念を明確化し、CPRs へのフリーアクセスを許したモデルを定式化した上で、環境問題の解決方法へ向けてのいくつかの施策を比較検討するといふのである。

II CPRs とは何か

周知のように、公共財の定義に関する議論では、財の性質を規定する二つの特性として、排除可能性(excludability)と排除可不可能性(subtractability)または競合性(rivalness)が挙げられる。この基準に従えば、CPRs は、排除可能性がきわめて低く、排除可能性の高い財として特徴づけられる。CPRs の特徴をより一層明確にするため、それが生産活動に利用されているケースを図1で示してみよう(詳細な定式化はIIで展開される)。N がもし私的財であれば、各主体の投入量に応じて生産量が個別に決定され((つまり、 $f(N_1), f(N_2)$)、その総計として社会全体の生産量($f(N_1) + f(N_2)$)が決まる)。一方、公共財が等量投入($N = N_1 = N_2$) による特性をも

図1 CPRsの特性



は各主体の投入量は異なる ($N_1 \neq N_2$, $N_1 + N_2 = N$)。CPRs では、各主体の自然への働きかけが同時に行われるので、社会全体としての利用状況が生産に影響し ($f(N_1 + N_2)$)、図 1 のように生産物の配分が行われるのである。

。すぐにわかるように、当該の生産に参加する主体数 n

となる。すべにわからぬと、当該の生産に参加する主体数 n が十分大きい場合 ($n \rightarrow \infty$) の状態、
 $f(N^0)/N^0 = p$ (2)

30

状態である。各経済主体にとって正の利潤が保証され、CPRs への自由な参入が続く限り、利用投入財は増大し続けるのである。

$$f'(N^e) \equiv p$$

築しようべ。つまり、生産関数は、

$$Y = f(N), f' > 0, f'' < 0, f(0) = 0 \quad (1)$$
で表わされる。ここで、 Y は生産量で、 N は生産時に利用される投入財の量を示す。この生産に関する経済主体数を n としよう。これら経済主体の個々の生産 ($Y_i, i=1, 2, \dots, n$) については各主体の投入財シグマ ($N_i/N = \theta_i$) に応じて、 $Y_i = N_i/N \times f(N)$ と表されるものと仮定する。(つまり、すべての経済主体は等しい生産技術をもつ、生産における投入財の利用権が等しく制限されていないことを意味している。経済主体で異なるのは投入財の利用量である。

(3)式と(4)式で決定される投入財のレベルを比較してみよう。生産が収穫遞減的である場合には、限界生産物はつねに平均生産物を下回るので、 $N^0 > N^e$ となり、個別主体行動のもたらすフリーアクセス均衡 N^0 は、必ずペレート効率的な解 N^e を上回ってしまう。

このような非効率性が生じる場合、改善のための様々な方策が考えられる。例えば、財の投入量を各主体で減少させることを明記した協定を結ぶこと、あるいはもともと非排除的であった CRPs を何

れる。ここで、 Y は生産量で、 N は生産時に利用される車を示す。この生産に関わる経済主体数を n としよう。

が収穫遙滅的である場合には、限界生産物はつねに平均生産物

等の手帳で分譲、お隣に角を曲げて CLAS の一元的所有権を語るようなことも考えられる。しかし、いずれの場合も、合意に導く政治課程で膨大な費用が嵩むことが予想される。また、フリーアクセス均衡でない場合には、新規参入者の権利を排除できないといつた問題も生じる。CPRs の利用規制、または強制による一元的管理は、個別主体にとっての追加的投入がより大きな利潤機会をもたらす限り、CPRs をより一層多く利用したいというインセンティブを押さえることはできない。こうして、CPRs は個別主体のアトミックな最適生産活動において過大に投入される傾向を持ち、その結果、社会的非効率性がもたらされる。

四 環境政策の評価

「生命環境」を悪化させ、社会的厚生を低下させる。このため一定の生産に対しては、なんらかの形で環境保全コストを負荷させなければ、生命環境は悪化の一途をたどる。前述の投入財の生産への利用が過大であるケースでは、そうした「環境への負荷」が一層強くなることは想像に難くない。この節では、過大な投入によって生じる、いわば地球規模の汚染を回避・解除するコストが

$$G=g(Y), \quad 0 < g < 1, \quad g(0) = 0 \quad (5)$$

$$G=g(Y), \quad 0 < g' < 1, \quad g(0)=0 \quad (5)$$

したがって、各主体の利潤は $\pi_i = Y_i - p_i N_i - \alpha$ で表され、ルールのもとでのハコニアクセス均衡は、 $((z^*(N), f^*, p^*) = g^*(N)/(f^*(N))$ である。

(2) は、次式となる。

公平ルール 環境破壊の因果関係が比較的明らかの場合に、各経済主体が、その生産（あるいは投入）シェアに応じた負担をするケースを考えよう。この場合、それぞれの環境保全コストの負担額

検討してみよう。

となる。問題は、(5)式で表される環境保全コストを、個々の経済主体に対してどのようにルールで負担させるかということである。以下では、「公平ルール」と「平等ルール」という二つの負担方式を検討してみよう。

$$f'(N^*) = p + g f(N^*) \quad (6)$$

となる。問題は、(5)式で表される環境保全コストを、個々の経済

下では「公平ルール」と「平等ルール」という二つの負担方式を検討してみよう。

公平ルール 環境破壊の因果関係が比較的明らかな場合に、各経済主体が、その生産（あるいは投入）シニアに感じた負担をするケースを考えよう。この場合、それぞれの環境保全コストの負担額 (δ_i) は、次式となる。

$$\delta_i = G \times \theta_i = G \times (N_{i*}/N) \quad (7)$$

それゆえ、各経済主体は、 $\pi_i = Y_i - pN_i - \delta_i$ を最大にする N_{i*} を選ぶように行動する。結局、このルールのもとでのフリーアクセス均衡解 N^{**1} は、次式を満たさなければならない。

N^{*1} は、次式を満たさなければならぬ。
 $f(N^{*1})/N^{*1} = \mu + \rho(f(N^{*1})) / N^{*1}$

平等ルール 因果関係が比較的明らかであっても、生産や投入の利用関係が複雑で、各経済主体の利用状況やシェアを特定することができないか、あるいはその合意に達しない場合には公平ルールを課すことは不可能である。この場合、各経済主体が環境保全コストを均等に負担することが考えられる。負担コスト(α)は、

いなん。したがって、各半球の範囲が $\pi_i = Y_i - pN_i - \alpha$ の範囲で、平等レベルの α までのハーフートクセバ均衡は、

図 2-a 環境保全コストが遞減的なケース

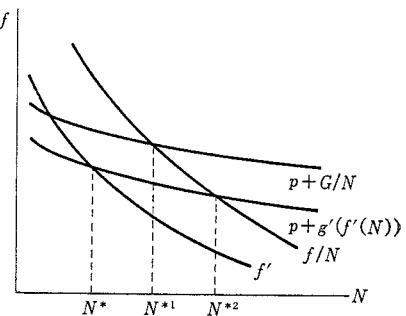
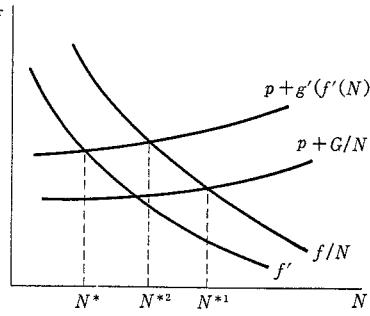


図 2-b 環境保全が遞増的なケース



常識的に考えれば、公平ルールによる負担の方が、生産や汚染の量とは無関係に投入財の利用者に負担を強い平等ルールよりも望ましいシステムのようと思われる。しかし、実は必ずしもそうではない。確かに、環境保全コストが遞減的なケースでは図 2-a のように $N^{*1} < N^{*2}$ となり、ペレート効率解 N^* とより接近可能という意味で公平ルールがより望ましいといえる。しかし、環境保全コストが遞増的な場合には、不等式は逆になります、平等ルールの方が、財の投入をより少なくせれる効果をもつのです（図 2-b）。

参考文献

- Hardin, G. "The Tragedy of the Commons", *Science*, Vol. 162., (1968), pp. 1243-48.
 Ostrom, E., *Governing the Commons*, Cambridge Univ. Press (1990).
 Ostrom, E., R. Gardner & J. Walker, *Rules, Games and Common Pool Resources*, Univ. of Michigan Press (1994).
 Schläger, E., W. Blomquist & S.Y. Tang, "Mobile Flows, Storage and Self-organized Institution for Governing Com-

mon Pool Resources," *Land Economics*, Vol. 70, No. 3, (1994), pp. 294-317.

井沢誠文「社会共通資本の理論分析」『経済学論集』八巻1号、一九七一年、11—1大頁。

(付記) 本論文の報告にあたり、討論者の田中廣滋教授（中央大学）からは、原稿を詳細に検討して頂き、数々の有益なコメントを頂いた。また、馬場孝一教授（明海大学）からは、共有の概念について貴重な助言を頂いた。这里に記して感謝申し上げます。

評

書

宮川公男著

『政策科学基礎』

郎 次 幸 新 野
<神戸大学>

東洋経済新報社、1994年、443ページ、
定価4,300円

本書は、いち早くMISやPPBSの研究に着手し、それらを基礎として成長した「政策科学」のわが国における先導的開拓者になられた宮川公男教授の金字塔である。著者は、本書の執筆を二五年も前に計画したが、その計画の固まらないうちに一〇年間も腎臓癌に侵され、二年にわたる闘病生活で奇蹟的に健康をとり戻し、ご家族の支えで本書を完成したと序文でも述べておられる。それだけで大変であるのに、何よりも本書は、私の知る限り、わが国では類書がないといえる「政策科学」についての辞書的とりまとめとなつてゐる。

私が辞書的理由はその構成をみても判る。すなわち、本書は、四部から成るが、第一部の三つの章では、これまでの政策科学の生成と発展の歴史を広汎に辿っている。それによつて、読者は、

つかの所感をもたざるをえない。私はさきに、本書は政策科学に関する優れた辞書的なテキストになつてゐると述べておいた。実際、政策学を学び、現実にも政策的提案を試みようとする者は、本書のとくに第二部以下の論点をそれなりに考慮し、それに対して、自分ならどう判断するかを確かめてみると有益であろう。その意味では、本書は経済政策学や経済政策を論ずるすべての人々にとって検討に値する内容になつてゐると言ふ。

しかし、政策科学そのものは、難かしい問題を内包している。著者も主張しているように、政策分析の難しさは、問題の構造化の難しさに一つの原因を見出しができる。すなわち、あらゆる政策問題は相互になんらかの関連をもつてゐるにもかかわらず、それらの相互関連のすべてを考慮にいれた問題把握や解決が困難であるために、問題は、政策を策定したり、分析したりする人毎に選別的に構造化され、解明される。その意味では政策問題は主観的判断の產物であり、概念的構成物であるといわねばならない。しかも、政策科学が包括しようとする個々の学問領域、すなわち、経済学や政治学や社会学等々の学究は、それぞれの学問の体系化を、いわゆる原子論的考察方法を利用して達成しようとしてきた。それは、問題を論理的に精緻化し、物理科学的ないし機械論的な必然性をもつて緩和することができるようにするの意味する。言いかえれば、それは著者もいわれるよう、分析者が問題を扱いやすくするために単純化し、あるいは、自らの専門的視野に合致するように限定してゆくことと同義である。もしそうだとすれば、こうして研究の視野、評価基準、推論方法等々が異なつてゐる専門諸科学を統合した形で構

政策科学の発生過程と、それがなにを目的とし、諸科学とのような関連性をもつて発展してきたかを理解できる。第二部「政策決定論の基礎」は三つの章に分けられ、第4章では政策問題を扱うため利用してきた厚生経済学、公共選択論、社会構造論、情報処理論および政治哲学の五つのアプローチが概観される。また第5章では政策決定に関する政治学的モデルと合理性モデルとシステム論モデルとが概説され、最後の第5章では、キューバ危機に際してのケネディ政権の政策決定をとりあげたアリソンの三つのモデルと政策プロセスにおけるアジャンダ設定の重要性を強調したキングダン・モデルとを分析紹介している。

第三部「政策分析の基礎」は次の四章から成る。第7章政策問題の構造化、第8章政策策定のための予測、第9章政策選択のアプローチ、および、第10章政策評価がそれである。なお、予測における定量的方法や、政策選択における便益費用分析などのきわめてテクニカルな政策分析手法の紹介や吟味は省略されているが、政策問題の構造化にかなりの焦点をおいているのは注目される。

第四部「科学としての政策科学」は、第11章政策科学の科学哲学的基礎と、第12章政策科学と政策科学における倫理的問題の二つの章から成り、それらを通じて政策科学の社会的責任にまで論及している。

私自身は周知のとおり政策科学を専攻している者ではない。その意味では私には本書を正当に書評する能力が欠けている。しかし、経済政策学を研究し、そのためには政策問題へのアプローチのためのいくつかのフレームワークを学んできた者として本書を読むと、いく

想される政策科学の体系化がいかに困難な諸問題に直面するか何人も理解することができるであろう。著者はその問題を十分意識して第IV部「政策科学の科学哲学的基礎」で政策科学の論理的成立要件を吟味している。それはいうまでもなく、單に政策科学そのものの直面している科学哲学的課題だけでなく、すべての政策学ないし政策論のかかえている課題である。

私はたまたま阪神・淡路大震災と関連して、その復興のための実に多分野にわたる学際的諸研究を総括する立場に立たされた。その課題は著者のとりあげているラスヴェル的な立場をも含んで、震災復興についての政策科学的アプローチの内包している困難をいかに克服するかにあつた。しかし、いうまでもなく、私たちはその実現から遙かに遠いところにしか近づけていない。私はこの際著者がさらに健康を維持され、この問題の解決に一步でも前進されることを祈つてやまない。

丹羽春喜著

『経済体制と経済政策』

税務経理協会, 1994年, 274ページ,
定価2,900円

著者丹羽春喜氏は旧ソ連経済の理論・計量的分析で著名な研究者であり、氏の数多くの論文がわが国の比較経済体制論の理論・実証的研究の発展に多大な貢献をしてきたことは周知のとおりである。

本書の内容は、第1章実践的・政策的経済学の方法論的基礎、第2章マルクス主義の滅亡、第3章体制比較の基礎理論、第4章ソ連革命経済の崩壊、第5章旧ソ連「社会保障」の危機、第6章「ケイノンズ主義」復権こそマルクス呪詛克服の大道、第7章不況克服のための緊急策を提言する、の七つの章から構成されている。なお第3章と第7章には主題に関する著者の立論を補強するための多くの付論が追加されている。

本書で議論される主要論点は次の三つである。第一は傍観主義的ニヒリズムから脱却した実践的経済学の方法論的基礎の確立、第二

はイデオロギー的、経済理論的両側面から見たソ連型社会主義経済体制の特異性と問題点、この体制が成功し崩壊した原因、およびこの体制における社会保障の実態の解明、第三はケインズ理論による日本経済の長期不況の原因解明と不況克服策の提言である。

第1章は第一の論点を開拓しており、そこではマルクス経済学やハイエク、フリードマンらを代表とする反ケインズ経済学における傍観主義的ニヒリズムの傾向が批判される。そして、科学的目的が事物に対する人間の支配の増大にあるとすれば、経済学は傍観主義的ニヒリズムを克服して実践的・政策的でなければならないが、方論的には人間文明の基礎となすべき自由主義やヒューマニズムの形而上学と結びついた実証的形而上学として基礎づけられることが論証されている。

第2章から第5章までの各章は第二の論点と関わっている。まず資本主義経済体制に対する憎悪と怨恨のマルクス主義的世界觀はソ連型社会主義経済体制をイデオロギー的側面で支えてきたが、その推進力と統合力は一九六〇年代から七〇年代にかけての近代経済学の長足の進歩とマルクス経済学の立ち遅れによって弱体化したこと（第2章）、消費者主権、価格機構、自由貿易を否定したスターリンの計画経済はソ連型社会主義経済体制を経済理論的側面で支えてきたが、この計画経済は国際分業の利益を喪失しているだけでなく、資源配分や情報の効率性でも劣っており、長期的には労働意欲の減退、技術進歩の遅れもあって経済発展のダイナミズムを失った欠陥体制であること（第3章）。それにもかかわらず、この体制が旧ソ連の重化學工業化を達成し七〇年にわたって存続したのは、極度

の消費圧縮による投資ドライブとそれに伴うインフレ圧力の克服に成功してきたためであるが、この体制を崩壊に導いたのは、ゴルバチョフ政権の通貨増発による過大な投資・軍事支出計画とともに伴ったインフレ圧力の克服の失敗であること（第4章）。またソ連の社会保障の水準は広義においても先進資本主義国と比べて相対的に低く、インフレ圧力が顕在化した段階では急速に低下していることが解明される（第5章）。

第6章と第7章では第三の論点が展開される。まず最近二〇年にわたる資本主義経済の長期不況の原因は反ケインズ主義が流行してケインズ的財政政策の効果が抑えられたためであり、ケインズ復権こそが恐慌による資本主義経済の崩壊というマルクスの呪詛を克服する大道であること（第6章）、不況の原因是購買力の注入不足であるが、長期不況でGNPベースで三〇%のデフレ・ギャップが存在する日本経済の不況を克服するためには、購買力の漏出以上の購買力の注入が必要であり、そのための緊急策として日銀の既発国債買オペと運動して約三六兆円の国債を発行し、それを財源として国民一人当たり三〇万円程度の臨時ボーナスを支給すること、また円高による産業の空洞化を阻止するためには適正な円・ドル交換レートを設定し日銀の無制限ドル買取り策を断行すること（ただし買い取ったドルでドル債券を購入し、それと等価交換で民間保有の既発国債を回収し過剰流動性問題を発現させないこと）などが提言される（第7章）。

以上が私なりにまとめた本書の概要であるが、本書にはここで言及されなかつた体制比較の基礎理論である最適経済体制や経済体制

の類型に関する議論が含まれていることを付記しておく。ともあれ本書は①実践的・政策的経済学の方法論、②体制比較の基礎理論、③ケインズ理論による長期不況克服のための緊急提言の三つの論点を中心にして、マルクス主義や反ケインズ主義の経済学における傍観主義的ニヒリズムの傾向を糾弾したニニークかつ今日的な経済政策論である。最後に評者の所見をのべて締め括りとしたい。緊急提言として総額三六兆円の臨時ボーナスを通貨増発で支給する政策について、その政治的実行可能性や即効的効果は別としても、大量の通貨増発が過度の信用膨張と誤投資を誘発し、その結果として不良債権の累積と金融不安の発生などの景気不安定要因が考えられるが、その対策について著者はどう考えられるのか。

幸
川敏香
<慶應義塾大学>

社会
「脱社会
主義」への道

家本博一著

『ポーランド

主義』

名古屋大学出版会, 1994年, xiii+255+13
ページ

は、社会主義体制建設の正統性とその権力支配ならびにこれに対する代替根拠というところに置かれている。その観点から本書を読むとき、「第Ⅱ部社会主義建設の正統性の危機—『ポーランド問題』の一〇年間—」こそ、本書のハイライトであるように思える。著者は、「第三章ヤルゼルスキ政権時代—一九八〇年から一九八九年—」において、いわゆる自主管理組織の労組「連帯」運動が社会主義体制に与えたインパクトとしてこの「ポーランド問題」の顕在化を挙げている。

本書の意図とまた特にポーランド研究に対する貢献の中心部分は、著者による「はしがき」に簡潔に述べられている通りである。著者によれば、ポーランド社会の変革過程を「社会主義体制の構築、改革、そして自己崩壊の過程から『脱社会主義』への移行過程に至る全体」として再検討する作業が必要であり、また「脱社会主義」を標榜する体制変革プログラムの実施と変革のプロセスが、なぜ国民にポーランド社会に対する別の幻滅を与えてしまった結果になつてしまつたのか、そしてこのことに対しても「脱社会主義」の最終目標を資本主義体制の再構築に置き、ポーランド社会にとって国民各層における政策決定に対する信頼醸成こそ必要であるという新たな視点を提示している。

著者の体制構築から変革・変容に至る過程の分析における視点軸

は、「ポーランド問題」とは何か。著者によれば、「……政権党が、新たな、有効な代替根拠を提示することができなければ、全般的な危機は、危機のレベルに止まるどころか、体制内部に自己否定の要素を生み出し、最終的には、体制の自己崩壊を引き起こしかねない、という深刻な問題」(本書六二ページ、ただし著者による傍点は省略した。以下においても同様)ということである。そして周知の通り、実際、一九八〇年八月から九月の「連帯」労組によるストライキとこれを支持する国民的な規模に及ぶ政権党リボーランド統一労働者党(PUWP)政府に対する公然たる反対運動が、一九八一年十二月のヤルゼルスキによる戒厳令の布告までの十七ヶ月間、ポーランドに革命的な状況を生起させたのである。

この一九八〇年代は、ポーランドにとって「連帯」労組・「連帯」系組織など、広い意味での「連帯」運動が、ヤルゼルスキ政権によって非合法化された時期を含めて、社会主義体制の正統性の代替根拠になりうる社会・政治組織として国民一般に提示され、ついには一九八九年六月の上・下両院国議員選挙と連立政権樹立の中核

的な政治勢力として、一九四八年以来続いたPUWPによる社会主義政治体制の崩壊を決定づけたと同時に、あの「一九八九年東欧革命」という、ポーランドのみならず旧ソ連・東欧全体の、それまで「現存する社会主義体制」と呼ばれたシステムの大転換という、主題の序曲を奏でることになるのである。

ここで著者のいうポーランド問題の顕在化における連帯運動の意義は、結局具体化されることなく挫折したとはいって、ポーランド社会の危機を克服するために、なお現存する社会主義体制の枠内では、自発性、分権制、ネットワーク、國民主体、誘導、直接民主制、そして原理としての個人主義などの諸要素を代替根拠とする改革案を政権および国民一般に対して提示したところにある、ということになる。言い換えれば、一九八〇年代のポーランド社会は、依然として、社会主義体制の展開もしくは体制内改革の可能性を探索していくといえるし、ポーランド社会に少なくとも体制転換や現実への失望が社会主義の理念に対する失望へと転化するという「脱社会主義」の段階にはなかつたということである。したがって、政権側が事態を受容する能力と寛容性とに欠けていたことになる。つまり、連帯運動の展開過程自体が示した「現実の社会主義社会のあり方」とは異なる『もう一つのあり方』と、また内発的な市民レベルの横断的な組織ネットワークづくりという「社会の自己組織化」を、政権に帰属すべき社会主義建設および体制の権力支配の正統性の喪失につながるものとして排除の原理が働いたのである。

ヤルゼルスキ政権の「非常事態宣言」・戒厳令の強行の背景には、政権内部のテクノクラート層に、「権力機構の立て直しを最優

先する基本的な合意、妥協が成立していた。ヤルゼルスキ政権はテクノクラート層を総動員して、ポーランドの社会主義体制を改革するための作業を進め、一九八一年七月には政治・社会改革の基本方向としての『政府プログラム』を作成した。これと並行して同じ時期に議会内部での作業と討議により、『経済改革の方向』と題する「一九八二年経済改革」の基本構想が示された。この経済改革構想は、いわば政権側にとっては「社会主義建設の正統性の根拠を自己調達しようとする最後のチャンスであり、最後の試み」であり、つまりは市場社会主義体制の最後の実験ということになる。またこれは一九五七年四月に、あのオスカーコランゲを議長として討議・策定され、公表された「経済モデルのいくつかの改革路線に関する提議」以来の大規模な改革案ということになる。著者は、つづく「第四章一九八〇年代の主要経済実績」において、マクロ経済面から最後の社会主義政権による経済改革のペフォーマンスを詳細に実証している。結果は、ポーランド国民の市場社会主義経済に対する幻滅にほかならず、「脱社会主義」への体制転換というダイナミズムのうねりとなるのである。

本書は、著者の一九八〇年から九二年に至る研究成果の集大成であり、しっかりした視点でポーランド社会を的確に捉えた力量感あふれる学術書である。また本書は、著者によるポーランド社会への愛着と冷徹な眼差しに加え、一連の社会主義体制建設と体制内改革、社会変容、そして体制転換という二〇世紀のある意味では壮大な実験の終焉に対するレクイエムである。

流手法を用いて――

報告者 渡邊真治（大阪府立大学）

討論者 大橋勇雄（名古屋大学）

(3) 教育パウチャーについて：経済分析と財

政分析

報告者 尾張 豊（広島大学）

討論者 長峰純一（関西学院大学）

セッション8 「産業組織（1）企業組織・企

業行動」

座長 吉田徳三郎（日本大学）

(1) 日本的経営と経済システム

報告者 高柳 晓（中央大学）

討論者 植村利男（亜細亞大学）

(2) 日本型企業間システムの政策課題――継

続的取引の評価を中心として――

報告者 村上 亨（京都学園大学）

討論者 新庄浩二（神戸大学）

(3)二十世紀・駆動する競争の変容

報告者 木下武人（中村学園大学）

討論者 百瀬恵夫（明治大学）

(4) 算占市場と遊休生産能力

報告者 竹中康治（東京電機大学）

討論者 明石芳彦（大阪市立大学）

セッション9 「産業組織（2）政府規制」

座長 小西唯雄（関西学院大学）

(1) レント・シーキング再考・規制緩和と圧

力団体

討論者 中村まさる（慶應義塾大学）

報告者 小川敏明（新潟中央短期大学）

(2) IBMは市場を独占したか――反トラス

ト法と競争政策――

討論者 横山 彰（中央大学）

(3) 商店街生存の可能性――横浜の教訓か

報告者 細野助博（中央大学）

討論者 香川敏幸（慶應義塾大学）

セッション10 「産業組織（3）産業政策」

(1) 一九九〇年代のイギリスの産業政策――

その特徴と有効性――

報告者 阿部 望（東海大学）

討論者 伊藤正昭（獨協大学）

(2) 経済発展と産業政策：日本とオーストラ

リア 報告者 大塚勝夫（早稲田大学）

討論者 遠山嘉博（追手門学院大学）

(3) イギリス石炭産業の再建策と将来像

セッション11 「中国経済」

――エネルギー分野の自由化推進との関連において――

報告者 野村宗訓（大阪産業大学）

討論者 山田健治（福山女子学園大学）

(4) 高度情報化社会における企業責任と産業政策

報告者 鈴木 博（北海学園北見大学）

討論者 井手秀樹（神戸学院大学）

(5) 中國の經濟体制、政策と官僚制

報告者 山本太一（三重大学）

討論者 中野 守（中央大学）

(6) 環境と貿易――中国の経済発展と環境に対する企業の認識・対応――

報告者 荒山裕行（名古屋大学）

討論者 神里 公（東洋大学）

セッション12 「環境経済」

座長 熊谷彰矩（青山学院大学）

本部部会

(1) 国際化時代のリサイクル事業と経済ルール――せっけんと古紙を例にして――

報告者 稲場紀久雄（大阪経済大学）

討論者 植田和弘（京都大学）

(2) 環境・経済統合勘定体系（SEA）の展開――SEA完全体系の基本構造――

報告者 有吉範敏（熊本大学）

討論者 蔵田雅弘（福岡大学）

(3) 環境管理・監査の国際的システム化と産業体制

報告者 福岡克也（立正大学）

討論者 神里 公（東洋大学）

(4) コモンプールと環境政策

報告者 今泉博国（福岡大学）

討論者 蔡田雅弘（福岡大学）

井田貴志（熊本県立大学）

田中廣滋（中央大学）

以上、今大会は二日間にわたり延べ約五五〇人の出席を得て、盛況のうちに終了することができた。ひとえに会員各位のご協力のお陰である。主催校として心から謝意を表する次第である。

（植草益記）

二 審議事項

(1) 新入会員承認の件

以上、今大会は二日間にわたり延べ約五五〇人の出席を得て、盛況のうちに終了することができた。ひとえに会員各位のご協力のお陰である。主催校として心から謝意を表する次第である。

会長より今年度の入会申込者について説明があり、これを承認した。

(2) 退会会員・自然退会会員承認の件

会長より退会会員・自然退会会員について説明があり、これを承認した。（なお、自然退会会員については、当該会員より会費の納入があつた場合には会員資格を継続する旨わせて報告された。）

(3) 平成六年度決算の件

丸谷治史常務理事より、「平成六年度決算書」について説明があり、つぎに中村一雄監

事より会計監査報告があり、決算書を承認した。

(4) 役員選出関係決算の件

丸谷治史常務理事より、「会員名簿・役員選出関係決算書」について説明があり、つぎに中村一雄監事より会計監査報告があり、役員選出関係決算書を承認した。

(5) 予算の件

丸谷治史常務理事より、「平成七年度予算案」について説明があり、これを承認した。

なお、これにより大会会費は明年度大会（平成八年）より五十万円引き上げて二百万円とすることになった。また、郵送料等の値上げ

にともない、繰越金が減少しているため、次期会長の下で学会会費値上げの方向で検討することになった。

(6) 五十周年記念事業委員会 植草益委員長より、次の各氏に学会費を授与する提案がなされ、これを承認した。

優秀賞：鳥居昭夫「技術非効率として観測

されるX非効率」

駒村康平「高齢者家計における遺

産行動の実証分析」

奨励賞：片山泰輔「芸術文化への公的支援

と競争」

(7) 書評対象文献の件

近江谷幸一委員長より、年報第四十四号に

次の三編の書評を掲載する旨の提案があり、

これを承認した。

宮川公男著『政策科学の基礎』(東洋経済新報社)

丹羽春喜著『経済体制と経済政策』(税務経理協会)

家本博一『ボーランド「脱社会主義」への道』(名古屋大学出版会)

(8) 役員選出の件

吉田徳三郎委員長より、今回の常務理事と

本部常務理事会・幹事会 平成七年三月十八日(土) 神戸大学経済学部会議室

① 常務理事の互選によつて植草益常務理

事が会長に選出された。

② 佐藤芳雄常務理事、鈴木多加史常務理

事、眞繼隆常務理事が副会長に選出さ

れた。

③ 高柳睦会員と中村一雄会員が会計監事

に推薦された。

④ 各委員会委員長として吉田徳三郎常務

理事(組織委員長)、近江谷幸一常務

理事(編集委員長)、加藤壽延

常務理事(国際交流委員長)が嘱任さ

れだ。

⑤ 明年度大会の件

第五十三回大会は、平成八年五月二十五日

(土) と二十六日(日)に、関西大学で開催

されることを承認した。

⑥ 総会議長の件

小西唯雄常務理事を総会議長として選出さ

た。

⑦ その他

この度の阪神大震災につき、各部会よりお

京 ルビーホール

月の総会に提案することになった。

⑧ 大会経費増大に伴う大会費引き上げと

本部事務の一部外部委託なし事務補助員の

雇用の必要性が高まってきたことが指摘され

た。

⑨ その他

また学会活動の活性化の費用に關して、レ

フュリー制度の拡大、機関誌の増頁を行なうこ

となどが提案された。

⑩ 新常務理事会 平成七年三月三十日(木) 東

京 ルビーホール

見舞いをいただいたことに対し、会長より感謝の意が表明された。また、これに関連して、五井一雄常務理事より、見舞金の提案があつた。

常務理事選挙について、全国部会についても、それについては、今後、部会の研究会や来年度大会で大震災関連のテーマを取り上げることによって、ご好意を生かすことになった。

理事の選出の経過について、ついで野尻武敏

会長より選出の結果について以下の報告があつた。

① 常務理事の互選によつて植草益常務理

事が会長に選出された。

② 佐藤芳雄常務理事、鈴木多加史常務理

事、眞繼隆常務理事が副会長に選出さ

れた。

③ 高柳睦会員と中村一雄会員が会計監事

に推薦された。

④ 各委員会委員長として吉田徳三郎常務

理事(組織委員長)、近江谷幸一常務

理事(編集委員長)、加藤壽延

常務理事(国際交流委員長)が嘱任さ

れだ。

⑤ 明年度大会の件

第五十三回大会は、平成八年五月二十五日

(土) と二十六日(日)に、関西大学で開催

されることを承認した。

⑥ 総会議長の件

小西唯雄常務理事を総会議長として選出さ

た。

⑦ その他

この度の阪神大震災につき、各部会よりお

京 ルビーホール

月の総会に提案することになった。

⑧ 大会経費増大に伴う大会費引き上げと

本部事務の一部外部委託なし事務補助員の

雇用の必要性が高まってきたことが指摘され

た。

⑨ その他

また学会活動の活性化の費用に關して、レ

フュリー制度の拡大、機関誌の増頁を行なうこ

となどが提案された。

⑩ 新常務理事会 平成七年三月三十日(木) 東

京 ルビーホール

新たに選出された新常務理事会を開き、選

舉によらない常務理事の推薦がおこなわれ、

また今後の学会運営について検討した。

本部事務局の移転 平成七年七月二十一日

(金) 神戸大学経済学部貴賓室

本部事務局の移転に伴い、植草益会長との

本部事務引継を行つた。

(藤岡秀英記)

本部常務理事会・幹事会 平成七年九月二日

(土) 日本海運俱楽部

財務問題について

学会の財務問題について議論し、学会費の

増額改訂が必要であるとの結論に達したた

め、各部会の意見を求めるに至った。

本部常務理事会・幹事会 平成八年一月二七

日(土) 東洋大学白山校舎

(1) 学会費改訂について

学会費の増額改訂について各部会とも容認

する意向であるとの報告が植草会長よりさ

れ、学会費の増額改訂を来年度より実施する

との方針が了承された。

(2) 名譽会員規定について

名譽会員規定について協議し、常務理事未

経験者であつても、永年にわたり学会に貢献し

た。

(3) その他

学会費の増額改訂について協議し了承し

た。

④ その他

第五回国際地域学会世界大会、日本学術シ

予定討論者 黒川和美(法政大学)

第二報告 座長 柏崎利之輔(早稲田大学)

報告者 樹下 明(技術総研)

「制度転換とイノベーション」

〈Summary〉

A Way of Existence of Government Regulation in *The Age of Internationalization*

—How a fair, efficient, and transparent
system should be inaugurated—

Toshimasa Tsuruta, Senshu University

This paper discusses how the government regulation should be in the very age of internationalization.

In Japan there often exist in so many industrial fields various types of regulation that are believed to be excessive, or government regulation is enforced even in a region where no problems will supposedly arise even if a region where no problems will supposedly arise even if resource distribution is entrusted to private enterprises. On the premise that such excessive regulation or unnecessary regulation is taken, there is a strong possibility, it can be said, that the work belonging to the government's intrinsic duty is left untouched and the nation's welfare and well being are distorted.

Judging from a way of existence of regulation, it is important to make conversion into the regulation of a rule type not from a standpoint of the conventional protected administration. The regulation of a rule type indicates a way of existence of the regulation always checking to see if enterprises observe the rules exhibited in laws and stipulations. Judging from the way of existence of regulation hereby argued, it cannot be said that the system of the government regulation in today's Japan has already exceeded the region of protected administration of a retarded nation. The government's role under a mixed economic system is now exposed to harsh criticism.

一、場所	熊本学園大学
一、理事・幹事会ならびに本部事務局報告	(十二時一十三時半)
一、研究報告会(十三時半—十六時半)	
(1) テムズ河畔の都市開発—その現状と	
課題	
(2) 加藤 嶽氏(中九州短期大学)	経済予測における地域問題
(3) 平尾元彦氏(九州経済調査協会)	地方分権と政府間租税配分

石川祐三氏(鹿児島経済大学)
なお、当時の理事・幹事会では、本部から植草会長も参加下さり、特に、学会財政問題(会費値上げ問題)を中心協議が行われ、後刻の部会総会で了承された。

共通論題報告のテーマは、「国際化時代の経済ルール」である。これは、企業行動のグローバリゼーションが進む中で、企業行動を律する国際的な協定や法律などの経済ルールについて、その国際的統一・協調に関する問題を探ろうとするものである。この問題について、「国際的調和の課題」「国際化時代の日本の課題」「国際化時代における政府規制のあり方」の三つのサブテーマを設けて論じたものである。

準共通論題報告は、共通論題に関連する報告を収録したものであり、「経済ルールの形成」や「経済ルールの国際化」に関する報告である。

自由論題報告は、「日本経済の変容」「経済政策理論」「国際経済」「人口・労働・教育経済」「企業組織・企業行動」「政府規制」「産業政策」「中国経済」「環境経済」の九部門から成り立っており、部門ごとにまとめて掲載されている。毎年のことであるが、自由論題報告には、貢献の関係で紙数制限を厳しくしている。報告者各位のご理解とご寛容を願う次第である。

自由投稿論文は、今年度は三篇掲載した。最後に、年報編集に御配慮戴いた全国大会開催校東京大学植草益教授をはじめとする諸先生、本部事務局及び各部会幹事と勤勉書房の方々に厚く御礼申し上げる。

(近江谷幸一記)

付記 本年度の刊行については、出版費の一部として文部省科学研究費(研究成果公開促進費)の交付を受けた。

⟨Summary⟩

Toward International Harmonization of Economic Rules

—An Overview from a Regime-Analytic Perspective—

Mikoto Usui, Keio University

This article dwells upon major features of ‘regime change’ in the economic domain. It focuses on the grappling of the principle of efficiency with that of equity through the ever more complex process of GATT negotiations with increasingly active participation of developing country members.

In regard to one of the outstanding agendas for future negotiations—International Coordination of Competition Policies, the author conjectures that the wisdom of ‘Slippery Hill Strategy’ should most likely opt for the Scherer (1994)—type approach as it moves from the currently bilateral struggle for ‘mutual recognition’ toward the multilateral setting of WTO, with initial focus on a monitoring of TNCs and case-by-case conflict mediation services.

In regard to still another important agenda—Trade-Related Environmental Measures (TREMs), the hill to climb would be certainly more expansive and more slippery with the advent of the multi-track environmental negotiations taking place outside the WTO. One of the priority issues for WTO to tackle would be how to couple environmentalist coalitions’ trade restrictive measures with forward cooperative actions for the capacity-building investments in straggling developing countries.

The reflection is then extended onto the broader issue of ‘ethics’ and ‘economic incentives’ in the governance of common pool resources. Designing operationally effective incentive policies would assume particular importance in the Olsonian situation in which the cost of a new regulation falls on a few actors (say, industrial concerns) while its benefit thinly spreads over a large number of unorganized actors. In the final section the author looks into the neofunctionalist euphoria about the leading role of the ‘Epistemic Community’ in the international negotiation process. An agenda-specific evolution and consolidation of a relevant epistemic community would require not only a hubris-like ambitious research in inter-sectoral and intertemporal issue linkage possibilities, but also pragmatic organizational arrangements for enhanced interface between academics and diplomatic practitioners.

⟨Summary⟩

Japan’s Task in the Era of Globalization

Akira Negishi, Kobe University

One of the Japan’s important tasks in the era of globalization is to make the Japanese market open and competitive both domestically and internationally, and thereby to assure the interests of consumers in general, through the enforcement of the rule that is effective and in harmony with the universal rule in the international market. Among rules concerning economic policy which is the theme in this symposium, in this paper I as a legal scholar try to examine rules relating to competition policy, rules relating to intellectual property policy and rules relating to trade policy which are closely interrelated.

The Japanese Antimonopoly Law has ever been on an even par with other nations’ competition laws, particularly the US Antitrust Laws and EU Competition Law in terms of substantive law. However, significant differences had existed between Japan and US or/and EU in terms of the actual enforcement of the law until recently. The Structural Impediments Initiative talks between US and Japan have greatly influenced the enforcement of the Antimonopoly Law and since then the Antimonopoly Law has been strongly enforced.

The Japanese Intellectual Property Law is basically in harmony with other developed nations’ intellectual property laws. We are concerned about the US’s recent excessive pro-intellectual property policy. Japan has to take the initiative in securing the reasonable balance between the protection of intellectual rights and the social availability of patented goods, trade-marked goods, copyrighted works and etc. in the international negotiations.

US and EU have strictly enforced their antidumping regulations and have often requested Japan to invoke voluntary export restraints, contrary to GATT or WTO Treaties. Fortunately Japan has scarcely invoked the import-limiting measures. Japan have to take the lead in securing the compliance with the free-trade principle of GATT or WTO Treaties.

- Nelson, R. R. and Winter, S. G. [1982], *An Evolutionary Theory of Economic Change*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Nomura, M. [1993], *Min'eikaseisaku-to Shiokeizai (Privatization and Market Economy)*, Tokyo: Zemu Keiri Kyokai.
- Ota, K. and Imahashi, T. [1995], "Doro seisaku (Road policy)," in: *Kotekikisei-to Sangyo 4, Kotsu (Public Regulation and Industry, Vol. 4: Transportation Services)* ed. by Kanemoto, Y. and Yamauchi, H., Tokyo: NTT Publishing Co.
- Ramseyer, M. and Rosenbluth, F. M. [1993], *Japan's Political Marketplace*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (Japanese Translation: *Nihon Seiji-no Keizaigaku*, tr. by Kato, H., Kawanobe, H. and Hosono, S., Tokyo: Kobundo, 1995.)
- Sasaki, M. [1995], "Suichokuteki torihikiseigen-to ryutsukeiretsu (Vertical restraints and distribution "keiretsu", (in: *Nihon-no Sangyososhiki (The Japanese Industrial Organization)*, ed. by Uekusa, M., Tokyo: Yuhikaku.
- Sugden, R., ed. [1993], *Industrial Economic Regulation: A Framework and Exploration*, London: Routledge.
- Tajima, Y. and Distribution Economy Institute [1994], *Kiseikanwa: Ryutsu-no Kaikaku Bijon (Deregulation: A Vision of the Reform of Distribution)*, Tokyo: NHK Books.
- Takeuchi, K. and Terada, K. [1995], "Doro kamotsu yuso (Truck industry)," in: *Kotekikisei-to Sangyo 4, Kotsu (Public Regulation and Industry, Vol. 4: Transportation Services)* ed. by Kanemoto, Y. and Yamauchi, H., Tokyo: NTT Publishing Co.
- Tominaga, K. [1995], *Kachikan-to shakai-keizai shisutemu (Values and socio-economic systems)*, in: *Nihon-no Shakai-Keizai Shisutemu (The Japanese Socio-economic System)*, ed. by Japan Economic Policy Association, Tokyo: Yuhikaku.
- Uchihashi, K. and Group 2001 [1995], *Kiseikanwa-to-yu Akumu (A Nightmare Called Deregulation)*, Tokyo: Bungei Shunju.
- Uekusa, M. [1991], *Kotekikisei-no Keizaigaku (The Economics of Public Regulation)*, Tokyo: Chikuma.
- Ueda, K. [1994], "Tenkanki-no kin'yu-gyosei (Financial policy in transition)," in: *Kotekikisei-to Sangyo 5, Kin'yu (Public Regulation and Industry, Vol. 5: Banking, Security & Insurance)* ed. by Horiuchi, A., Tokyo: NTT Publishing Co.
- Uzawa, H. [1974], *Jidosa-no Shakaitekihiyo (The Social Costs of Automobile)*, Tokyo: Iwanami.
- Yamauchi, H. [1990], "Kokutetsu kaikaku-to atarashii tetsudo seisaku (The reform of National Railway and the new railway policy)," in: *Koekijigyo-to Kiseikanwa (Public Utility and Deregulation)*, ed. by Hayashi, T., Tokyo: Toyo Keizai Shinposha.
- Yokokura, T. [1994], "Kiseiseisaku: sono wakugumi-to tenkai (Regulatory policy: its framework and development)," in: *Kotekikisei-to Sangyo 2, Toshi-Gasu (Public Regulation and Industry, Vol. 2: Gas Production & Distribution)* ed. by Uekusa, M. and Yokokura, T., Tokyo: NTT Publishing Co.

〈Presidential Address〉

The "Another Third Way"

Taketoshi Nojiri, Osaka-gakuin University

The rise and fall of the marx-leninist communism must be one of the most important social occurrence in the 20th century. However the collapse of communism never means the triumph of liberalism. At least laissez-faire-liberalism has been broken down in the worldwide economic crisis of the thirties. Since then the economic systems of the so-called liberalist nations have been in reality market-oriented mixed systems.

In such a situation, there appeared economists who advanced the "Third Way", such as W. Röpke and A. Müller-Armack from neoliberalism, and such as O. Šik from neomarxism. What is called here the "Third Way", is a new system which is neither collectivist-administrative nor laissez-faire-liberalist. At any rate it concerns the coordination system of macro-economy.

However, recently people have begun to speak of the "Another Third Way". This is a view of economic system, which pays attention to the intermediate organizations between individuals and the state, or enterprises and government, such as co-operatives and so-called NGO, NPO etc., stresses their social roles, and accepts them as the integral element building up the socio-economic system. Therefore it results in a three-dimentional system. Advocators of pluralistic democracy, neocorporatism and networking movement and French school of "regulation" etc. belong to the group of this "Another Third Way".

My paper is intended to confirm the trend enlarging this view of "Another Third Way", and to pursue its genealogy, its background and its historical meaning.

- 4 There need not be a conflict between a report on foreign studies and the conduct of an original study. There are a number of practical studies which objectively review privatization and deregulation cases in Western countries. (Nomura [1993], Nanbu and Eto [1994], etc.)
- 5 Uekusa [1991], p. 206ff. Kahn [1970].
- 6 Management and Coordination Agency [1995], p. 14.
- 7 Nelson and Winter [1982].
- 8 Sasaki [1995], p. 165.
- 9 Ito [1992], for instance, expresses his pro-consumer stance clearly as a title of his book.
- 10 Kato, M. [1994] is a typical guidebook to deregulation written in Japanese. Its proto-argument is found in Breyer [1982], etc.
- 11 As far as I know, there is no comparable work by Japanese economists to Baumol and Oates [1975]. Perhaps, Uzawa [1974] is a rare work worth mentioning.
- 12 Hiraiwa Reports [1993] are the generic name of the interim and final reports of Keizaikaikaku Kenkyukai (Economic Reform Council) for Hosokawa Cabinet.
- 13 Cf. *The Annual of Japan Economic Policy Association* [1986, 1987], etc.
- 14 One of the well-known hottest disputes was an endless discussion between Nakatani and Uchihashi which proved a matter of opinion after all. See Uchihashi [1995].
- 15 Block [1994], for instance, classifies three other types of the state's role in the economy: namely, the macroeconomic stabilization state, the developmental state, and the socialist state.
- 16 Ueda [1994] found out the positive role of discretion of the Japanese financial policy in the past when the interests of private financial organizations and the government coincided each other. But he also pointed out the necessity that the Japanese monetary policy must be internationalized with all resistance to reform (p. 141 ff).
- 17 Cf. Block [1994], p. 695.
- 18 According to the new paradigm, both the collapse of the Soviet system and the inefficiency which Russia subsequently experienced can be analyzed satisfactorily. Inaba and Tsutsumi [1991] explained how Japan successfully experienced in market economy and was considered as useful advice to the Soviet Union, but displayed the limits of the classical paradigm as well.
- 19 Although there is a harsh debate about its reliability, the contingent valuation method is a method by which even non-market value can be estimated. (See Hausman [1993], Hanemann [1994], etc.)
- 20 Cf. Matsuura [1994], Ota and Imahashi [1995], Ito and Miyasone [1994], etc.
- 21 Cf. *Public Choice Studies* [each year] and Tominaga [1995], etc.

References

- Baumol, W. J. and Oates, W. O. [1975]. *The Theory of Environmental Policy*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Block, F. [1994], "The roles of the state in the economy," in: *The Handbook of Economic Sociology*, ed. by Smelser, N. J. and Swedberg, R., Princeton: Princeton University Press.

- Breyer, S. [1982], *Regulation and Its Reform*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Hanemann, W. M. [1994], "Valuing the environment through contingent valuation," *The Journal of Economic Perspectives*, Vol. 8, No. 4.
- Hausman, J. A., ed. [1993], *Contingent Valuation: A Critical Assessment*, Amsterdam: North-Holland.
- Iio, J. [1993], *Min'eika-no Seijikatei (Political Process of Privatization)*, Tokyo: The University of Tokyo Press.
- Inaba, S. and Tsutsumi, S., eds. [1991], *Soren Keizaikaikaku-e-no Teigen (Proposals for Economic Reforms of the Soviet Union)*, Tokyo: Nihon Keizai Shinbunsha.
- Ito, N. and Miyasone, T. [1994], "Yaadosutikku kyoso (Yardstick competition)," in: *Kotekikisei-to Sangyo 1, Denryoku (Public Regulation and Industry, Vol. 1: Electric Power Generation, Transmission & Distribution)* ed. by Uekusa, M., Tokyo: NTT Publishing Co.
- Ito, T. [1992], *Shohisha Jushi-no Keizaigaku: Kiseikanwa-wa Naze Hitsuyo-ka? (Pro-consumer Economics: Why is deregulation necessary?)*, Tokyo: Nihon Keizai Shinbunsha.
- Kahn, A. E. [1970], *The Economics of Regulation*, New York: John Wiley & Sons.
- Kato, H., Sasaki, H. and Group GK [1995], *Kancho Dai-kaizo (Fundamental Reform of the Government)*, Tokyo: PHP Institute.
- Kato, M., ed. [1994], *Kiseikanwa-no Keizaigaku (The Economics of Deregulation)*, Tokyo: Toyo Keizai Shinposha.
- Keizaikaikaku Kenkyukai [1993a], "Kiseikanwa-ni-tsute (On deregulation)," The interim report of Economic Reform Council for Hosokawa Cabinet.
- Keizaikaikaku Kenkyukai [1993b], "Keizaikaikau-ni-tsute (On economic reform)," The final report of Economic Reform Council for Hosokawa Cabinet.
- Majone, G., ed. [1990], *Deregulation or Re-regulation? Regulatory Reform in Europe and the United States*, London: Pinter Publishers.
- Management and Coordination Agency [1995], *Kiseikanwa Suishin-no Genkyo (The Present State of Advancement of Deregulation)*, Tokyo: MOF Printing Office.
- Matsubara, S. [1991], *Min'eika-to Kiseikanwa (Privatization and Deregulation)*, Tokyo: Nihon Hyoronsha.
- Matsuura, K. [1994], "Denkitsushin-no Sangyososhiki (Industrial organization of telecommunications)," in: *Kotekikisei-to Sangyo 3, Denkitsushin (Public Regulation and Industry, Vol. 3: Telecommunications; Infrastructure & Services)* ed. by Hayashi, T., Tokyo: NTT Publishing Co.
- Nakatani, I. and Ota, H. [1994], *Keizaikaikaku-no Bijon: Hiraiwa Repooto-o-koeite (The Vision of Economic Reform: Beyond the Hiraiwa Reports)*, Tokyo: Toyo Keizai Shinposha.
- Nanbu, T. and Eto, M., eds. [1994], *Obei-no Kiseikanwa-to Min'eika: Doko-to Seika (Deregulation and Privatization in Europe and America: Trends and Performance)*, Tokyo: MOF Printing Office.

Theoretically considered, toll roads are good examples; they could be built by private entrepreneurs charging tolls. However, at the beginning, the tolls or the reservation prices of the new traffic services would have to exceed the cost of the existing modes of transportation, so that the profitability of toll roads would be threatened by the unwillingness of users to pay the switching-cost for a higherpotential mode of transport. However, the ripple effects of the new transportation facility would provide unexpected benefits to many non-users across the whole geographical area. Hence, public finance in one way or another is necessary to assure that those efficiency gains will be realized. Nevertheless, this will conflict with the vested rights of bureaucrats as soon as they are exposed to review and curtailment.¹⁶

(b) The Social Rights State Argument

Type 2 argument puts stress on the social rights. In this scheme, the roles of the state in regulating private transactions and providing certain goods and services to all citizens are required. For example, the free play of market forces should be protected by increased state regulation of the economy, and certain health care services should be provided for illness, injury and old age. But at this point, consider why some societies have recognized for years a universal right to access to health care while others have lagged far behind, even though there is no difference in affluence between them.

Here is the possibility of a new paradigm; it will start with rejecting the very idea of state intervention in the economy. Whereas the crassical paradigm is structured by two sets of prejudices or distrust of the market and the state — see the “market failure” vs. “government failure” composition for deregulation above — the new paradigm recognizes that economic activity will always involve certain combination of state action and markets. Thus, the prejudices become just empirical questions. The new paradigm emphasizes commonalities with indigenous varieties, i.e., “the degree of choice available in structuring markets and the possibility of reconstructing markets to achieve greater efficiency, greater equality, or other ends.”¹⁷

3-2. Policy

Although it first emerged in the 1980s, the new paradigm has so far found less applications even in America and Europe.¹⁸ However, the most important benefit of the new approach is that it provides a new insight into a distinct kind of policy-making. Our futile attempt to determinate the optimum point on the aforementioned continuum should be replaced, for example by evalua-

tion of the deregulatory agenda in question. E.g., contingent valuation may promise well for the future.¹⁹

4. Concluding Remarks

We are convinced that the Japanese economy needs regulatory reform in line with the new paradigm in order to harmonize its rules with others, albeit it has achieved brilliant performance in specific areas such as telecommunications, transportation and energy industries.²⁰

However, once looking at the administrative side, we feel rather helpless in attaining the original aims of deregulation. What we need when we deregulate the whole Japanese economy is obviously to know how to make the first breakthrough over the institutional complex. It seems difficult to formulate any practical policy concerning transparency, open market access, global pricing, ect., until we successfully propagate the “spirit” of deregulation. Therefore, it becomes more and more important to consider the function of value judgment of society from which the theory of economics has been kept away for more than a century. In this context, we can expect much of public choice economists as well as economic sociologists.²¹

It is often said that the Japanese society is a society where people easily agree on generalities but hardly agree on particulars. Perhaps, it is not true as far as administrative reform is concerned. Even if it is true, it is necessary to have reservation that agreement on generalities sometimes means that people follow a shepherd like a sheep. As we come to recognize that the system of bureaucrats’ leadership is a double-edged sword in our society, studies in the theory of regulation and deregulation as a distinct kind of policy-making are indispensable in order to harmonize the Japanese economy with the world economy.

Now is the time to take the problems of public regulation seriously and to begin the fundamental discussion about the social value (the “*Gemeinschaft* value” in terms of Tominaga [1995]) which we must hold even in the unavoidable process of deregulation. Otherwise, reregulation surpass deregulation before wide administrative reforms are launched.

Notes:

1 Cf. Sugden [1993], Endpaper.

2 Cf. Management and Coordination Agency [1995], Foreword.

3 Majone [1990] pointed out the similarity in the European case in comparison to the American case.

good like pollution can not be transacted in the market, the discharge of effluent must be prohibited lest the emitter causes diseconomies to others.¹¹ Similarly, public goods explain the necessity for regulation.

(2) Modes of regulation and the status quo

There are three modes of regulation: (a) antimonopoly policy, (b) economic regulation, and (c) social regulation. It should be noted that antimonopoly policy is sometimes treated differently from economic and social regulation. As is well known, Hiraiwa Reports [1993]¹² are based on this more or less biased categorization of regulation. Thus, the discussion provoked by them is apt to result in an oversimplified conclusion: i.e., no economic and the least social regulation. Needless to say, the more the economy is deregulated, the stricter anti-monopoly policy must be applied. Otherwise, companies with market power may deliberately dominate smaller companies.

(3) The need for deregulation

In contrast to the needs for regulation, the need for deregulation emerges from criticism of the "government failure." In case the so-called X-inefficiency arises from a gigantic body of the government, most economists believe that markets are less harmful than organizations. Economic theory accounts for minimizing the need for regulation, provided that no regulatory mechanism is error-free. (Cf. Yamauchi [1990], Iio [1993], etc.)

(4) Means of deregulation

Means of deregulation is privatization or competition. If the market failure is trivial, the state has no advantage in intervening in the economy. If the market failure is due to more serious causes such as monopoly, externality, and information, there is a trade-off between an underlying market failure and the structural defects of any regulatory intervention.

Of these two cases, the first case is simply to do with privatization and the second case is to do with organizations of regulation or competition policy. The answer is always to find mechanisms for making markets work.

Here is the reason why privatization in telecommunications, railway, tobacco industries went successfully in contrast to deregulation cases in a narrow sense in other industries. Wherever deregulation is a possible substitute for regulation, organizational decision theoretically contradicts the market principle. This is a fundamental point. We need to ascertain that deregulation is the choice between economic systems.

3. Philosophy and Policy

3-1. Philosophy

As far as administrative reform or the choice of economic systems is concerned, it has to do with the concept of the state. Accordingly, considerations include the ideological judgment of the *raisons d'être* of the government title.¹³

The role of the state in the economy is a central issue of particular importance to Japanese society, because both academic and non-academic work on the topic have been deeply shaped by normative disputes.¹⁴ Indeed, their approaches are many and varied just because of the extraordinary diversity of economic activities undertaken by states. It is indeed difficult to think of any type of pure economic activity that has never been subject to direct or indirect control by governmental authorities and social influences.

In the classical paradigm of states, the logic of argument is structured around two basic assumptions. The first assumption requires that the state and the economy should be conceptually separable entities, i.e., each of which should operate according to its own axial principles. This makes it possible to endorse different levels of state intervention in the functioning of the economy.

The second assumption requires that any actual or imagined society should be placed on a single continuum from the night watchman state of classical liberalism to the state where market transactions are basically eliminated and largely replaced with ordered production and distribution.

While normative debates within the classical paradigm center on what is the ideologically appropriate place on this continuum, it does not point to determinate answers as to where the state's role should lie on the continuum. Therefore, it seems more important for us to classify the different positions by the kinds of arguments that we adopt to justify or not to justify state intervention in the market mechanisms. In accordance with the scope of our discussion, we will make reference to merely two distinct types of arguments.¹⁵

(a) The Public Goods State Argument

Type 1 argument insists on the provision of public goods by states. However, there are few genuine public goods; they are mostly mixed goods which lie somewhere between pure public goods and pure private goods. In these cases, the benefits of an increased supply of the good are greater than what can reasonably be charged to users.

Public Regulation in Turmoil

Does deregulation accomplish international harmonization of rules?

Mitsuo Sasaki, Yachiyo International University

1. Introduction

"If the 1980s were the decade of privatization and deregulation, it looks as though the 1990s will be the decade when regulation returns to centre stage," said a British economist.¹ In Japan, however, the situation seems different. According to an official report, the 1990s will be the decade when deregulation becomes a central issue of the Japanese economy.²

Can these two scenarios be differentiated? Or are the differences more apparent than real? At any rate, it is certain that we need to inquire more closely into the matter. Despite the current surge in nationwide debates about deregulation, research on the economics and politics of public regulation is still a relatively new area of scholarship. Indeed, a series of political developments of deregulation has preceded the theoretical examination.³

Furthermore, most Japanese economists have been devoting themselves solely to introducing major American and European studies and applying them to Japanese cases.⁴ There are several reasons why Japanese economists have not developed as many theories of regulation as their Western counterparts have done. As Uekusa [1991], the first Japanese standard work comparable with Kahn [1970], suggested, the Japanese way of regulation and deregulation is, be it good or bad, systemic to administrative guidance.⁵ In fact, there is a tendency to identify regulation with the whole gamut of studies covering economics, political science, law, sociology etc., and thus it impedes the development of a theory of regulation and deregulation as a distinct kind of policy-making.

In Japan, governmental action and political discussion about privatization and deregulation started in the early 1980s. However, in contrast to our expectations, the number of public regulations either through permission or authorization continued to increase. This trend first reversed itself with the Cabinet decision on 15 February 1994: "On measures toward promotion of administrative reform in the future" (Fig. 1).⁶

This shows that there exists strong conservatism or rigidity of "routine"

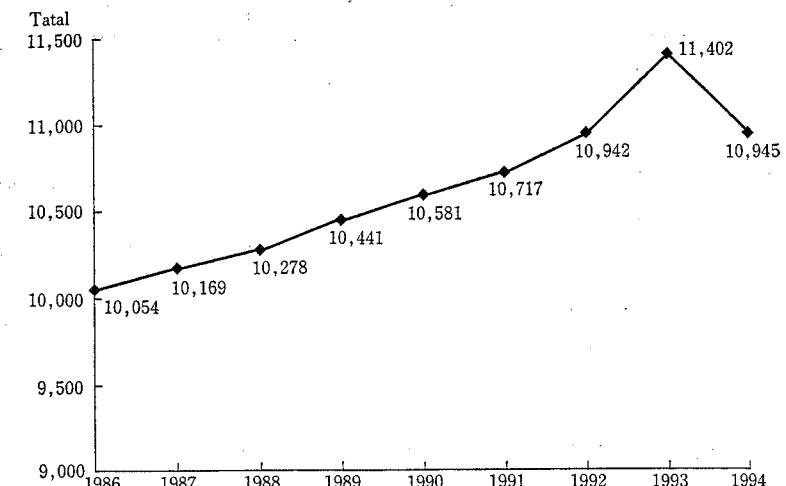


Fig. 1 Public Regulations

à la Nelson and Winter⁷ against social change in Japan. However, this also suggests that once piecemeal change happens it can spread to other areas, i.e., change in one set of institutionalized practices can induce complementary changes in others by reducing external sunk cost of interlocking.⁸

Thus, the problem that deeply concerns us is how to drive the powerful stake of deregulation into the complexity of Japanese society. This paper will survey and evaluate such attempts made or not made by Japanese economists.

2. The General and the Particular

The main purpose of deregulation in Europe and America is said to be the improvement of the economic performance of industries, while in Japan it is said to be for the betterment of economic welfare of individuals.⁹ This apparent difference in concept is not significant so long as the market principle is adhered to. We will come back later to this point.

The standard framework of the argument is comprised of the following: (1) reasons for regulation, (2) modes of regulation and the status quo, (3) the need for deregulation, and (4) means of deregulation.¹⁰

(1) Reasons for regulation

The rationale for regulation is to remedy the so-called "market failure." Externality illustrates one of the reasons for regulation in this context. If a

The Association also published the following book in the commemoration of the 50 th anniversary of founding the Japan Economic Policy Association.

Japan Economic Policy Association (ed.), *Prospects of Japan's Socio-Economic System—Their Trends toward the 21st Century*, (1995).

The Association's themes printed in the annual reports are as follows:

- “Conditions of Economic Independence for Japan” (1951)
- “Patterns of Economic Control” (1952)
- “Planning in Economic Policy” (1953)
- “Industrial Structure and Economic Policy” (1954)
- “Policy for Self-supporting Economy of Japan” (1955)
- “Japanese Post-War Economic Policy” (1956)
- “Post-War Economic Policy in the World” (1957)
- “Objects and Methods of Economic Policy” (1958)
- “Types of Economic Planning” (1959)
- “Structural Analysis and Economic Policy” (1960)
- “Government’s Role in the Present Economy in Japan” (1961)
- “Economic Planning in Japan” (1962)
- “Big Business and Economic Policy” (1963)
- “Economic Policy of Regional Development” (1964)
- “Change of Economic Structure in Japan” (1965)
- “Economic Regimes in the World and Economic Policy” (1966)
- “Economic Policy in Transformation Period” (1967)
- “Economic Policy during Post-War Twenty Years” (1968)
- “Capital Liberalization and Economic Policy” (1969)
- “Oligopoly and Economic Policy” (1970)
- “A Reappraisal of Recent Japan’s Economic Growth” (1971)
- “Pollution and Economic Policy” (1972)
- “International Comparison of Present Economic Policy” (1973)
- “Internationalization and Industrial Organization” (1974)
- “Contemporary Inflation and Distribution Policy” (1975)
- “Resource Problems and Economic Policy” (1976)
- “Welfare Policies under the Slower Rate of Economic Growth” (1977)
- “Transformation Policy of Industrial Structure in Japan” (1978)
- “Economic Policy during Thirty Years after World War II in Japan —Prospect and Retrospect—” (1979)
- “Efficiency and Justice in Economic Policy” (1980)
- “International Cooperation and Economic Policy in Japanese Economy” (1981)

- “Pacific Ocean Community and Japanese Economy” (1982)
- “Demand Side and Supply Side in Economic Policy” (1983)
- “Science and Technology in Economic Policy” (1984)
- “Regional Development and Economic Policy” (1985)
- “Role of Government in Japanese Economy” (1986)
- “Privatization and Government Regulation” (1987)
- “The Dynamism of Economic Development and Welfare Criteria” (1988)
- “Debates at the Great Turns in the Economic Policy Making” (1989)
- “Industrial Policy and the World—Response to Borderless Economy—” (1990)
- “Transformation of Economic Systems and Policy” (1991)
- “Global Environmental Problems and Economic Policy” (1992)
- “Movement of Population and Economic Policy” (1993)
- “Prospects of Japan’s Socio-Economic Systems—Their Trends toward the 21st Century—” (1994)
- “Prospects of Japan’s Socio-Economic Systems—Construction of a New Paradigm” (1995)

The Association is administered by a board of 25 members elected every three years. Present members are: M. Uekusa (Prof., Tokyo Univ.), K. Omiya (Prof., Nihon Univ.), T. Kashiwazaki (Prof., Waseda Univ.), H. Kato (Prof., Chiba Univ. of Commerce), T. Kato (Prof., Asia Univ.), T. Gunjima (Prof., Doshisha Univ.), T. Konishi (Prof., Kwansei Gakuin Univ.), K. Goi (Prof., Chuo Univ.), A. Saito (Prof., Aichi Gakuin Univ.), Y. Sato (Prof., Keio Univ.), T. Suzuki (Prof., Kwansei Gakuin Univ.), A. Sei (Prof., Fukuoka Univ.), I. Tochimoto (Prof., Hiroshima Univ.), K. Niino (Emeritus Prof., Kobe Univ.), M. Nishino (Prof., Meiji Univ.), T. Nojiri (Prof., Osaka Gakuin Univ.), T. Fujii (Emeritus Prof., Nagoya Univ.), K. Masamura (Prof., Senshu Univ.), T. Matugu (Prof., Nagoya Univ.), N. Maruo (Prof., Keio Univ.), R. Maruya (Prof., Kobe Univ.), T. Mizuno (Prof., Chuo Univ.), Y. Yamazaki (Prof., Kyushu Sangyo Univ.), H. Yokoi (Prof., Nagoya Gakuin Univ.), T. Yoshida (Prof., Nihon Univ.).

Prof. M. Uekusa was elected the president of the Association in 1995 and appointed as the administration of the head office, while Prof. K. Omiya was appointed as a chief editor of annual reports.

The Association adopts as one of its objectives cooperation with similar foreign associations, though the society has not yet to realized effectual steps towards this aim. However, the Association welcomes from time to time some foreign scholars who show their interest and attend the annual meeting. The Association is now intending to broaden international liaisons in various forms as extensively as the budget permits.

An Econometric Analysis of Bargaining Styles of Trade Unions—An Application of Manning's Method—	Shinji Watanabe
Voucher System in Education-Economic and Financial Analysis—	Yutaka Owari
Assessing Manufacture-Supplier Relationships in Japan.....	Toru Murakami
Quickening Transfer Competition of Economies in the Twentieth Century	Taketo Kinoshita
Oligopolistic Cooperation and Excess Capacity.....	Koji Takenaka
Rent-seeking Reconsidered: Deregulation and Pressure Groups	Mazuru Nakamura
Did IBM Monopolize the Market?: Antitrust Law and Competition Policy	Toshiaki Ogawa
Competition and Restraints in Retail Clusters	Sukehiro Hosono
The British Industrial Policy in the 1990s	Nozomu Abe
Prospects for British Coal: Reforms Linked with Liberalization of Energy Sector	Munenori Nomura
The Responsibilities of Companies and Their Industrial Policies in a Multi-Media Society	Hiroshi Suzuki
Labour Migration Issues from the Economic Opening-up in China and East-Central Europe: Unintended Consequences in the Process of Transforming Socialist Economies	Taichi Yamamoto
Environmental Issues and the Responses of the Companies in China	Yuko Arayama, Kazuki Taketoshi
Economic Rules to Recycle Business in the International Times—Through the Case Studies on Soap and Paper Recycle—.....	Kikuo Inaba
An Extension of the System for Integrated Environmental and Economic Accounting—the Complete SEEA—.....	Noritoshi Ariyoshi
International Systematization of Environmental Management and Audit	Katsuya Fukuhara
Common Pool Resources and the Environmental Policies	Hirokuni Imaiizumi, Masahiro Yabuta, Takanori Ida
BOOK REVIEWS	
Kimio Miyagawa, <i>Foundations of Policy Sciences</i> , 1994	Kojo Niino
Haruki Niwa, <i>Economic System and Economic Policy</i> , 1994	Kazuo Goi
Hirokazu Iyemoto, <i>Poland: The Road to "Post-Socialism"</i> , 1994	Toshiyuki Kugawa
SURVEY	
Public Regulation in Turmoil—Dose deregulation accomplish international harmonization of rules?	Mitsuo Sasaki

国際化時代の経済ルール

—日本経済政策学会年報XLIV—

1996年3月30日	第1刷発行	定価3,296円 (本体3,200円)
編 者	日本経済政策学会	植 草 益
発 行 者		
発 行 所	東京都文京区 東京大学内	日本経済政策学会

発売所 東京都文京区 徳間書店

後楽2-23-15 電話 (03) 3814-6861

落丁本・乱丁本はお取扱いします
無断で本書の全部又は一部の複写・複製を禁じます

三協美術印刷・製本
Printed in Japan

ISBN4-326-54887-8

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
UNIVERSITY OF TOKYO, BUNKYO-KU TOKYO JAPAN

KANTO BRANCH: KEIO UNIVERSITY, TOKYO

CHUBU BRANCH: NAGOYA UNIVERSITY, NAGOYA

KANSAI BRANCH: KOBE UNIVERSITY, KOBE

NISHINIHON BRANCH: FUKUOKA UNIVERSITY,
FUKUOKA

NIHON KEIZAISEISAKU GAKKAI-Japan Economic Policy Association was founded 1940 in Tokyo by about 300 professors and researchers interested in the scientific study of economic policy. At present there are more than twenty associations for the study of various fields of economics, most of which were established after World War II. Thus the Japan Economic Policy Association is one of the few academic associations for economic study established before the War in Japan.

The Association publishes annual reports in Japanese, each containing reports done at each annual meeting and resumes of the discussion about each report, including other articles written by members. Forty-three volumes of annual reports have been published until 1995, except for the years interrupted by the War. Besides annual reports, the Association published the following four books in Japanese which were the results of special group studies organized by the Association in its commemoration of the 15th anniversary of the Japan Economic Policy Association.

T. Ito(ed.), *Post-War Industrial Policy in Japan*, (1957). T. Yamanaka and M. Cho (ed.), *Analysis of Post-War Japanese Economic Policy*, (1958). M. Miyata and K. Fujita (ed.), *Development of Japanese Economic Policy*, (1958). H. Matsuo and K. Yamaoka, *A Chronological Table of Japanese Post-War Economic Policy*, (1962, enlarged ed. 1969).

The Association also published the following book which was the proceedings of the conference held by the Association in the commemoration of the 30th anniversary of founding the Japan Economic Policy Association.

H. Kato, T. Fujii, K. Niino and M. Ito (ed.), *Studies in Contemporary Economic Policy*, (1978)

The Association also published the following two books in the commemoration of the 40th anniversary of founding the Japan Economic Policy Association.

Japan Economic Policy Association (ed.), *The Making of the Science of Economic Policy, The Development of the Science of Economic Policy*, (1988).

THE ANNUAL
OF
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

1996 No.44

CONTENTS

Introduction *The Program Committee*

PRESIDENTIAL ADDRESS

The "Another Third Way" *Taketoshi Nojiri*

ARTICLES

ECONOMIC RULES IN THE INTERNATIONALIZATION AGE

Toward International Harmonization of Economic Rules-An Overview from

a Regime-Analytic Perspective- *Mikoto Usui*

Japan's Task in the Era of Globalization *Akira Negishi*

A Way of Existence of Government Regulation in *The Age of Internationalization*

- How a fair, efficient, and the transparent system should be inaugurated- *Toshimasa Tsuruta*

Comment *Ryuhei Wakasugi, Mitsuo Ezaki, Itsuta Kobayashi*

Summary *Hiroshi Kato, Kojiro Niino*

The "Evolution" of Institutions and Rules: A Modern Austrian Perspective *Shuichi Nakamura*

A Practical Model for the Evaluation Rules in the Non-Market Economy-Based

on a Comparative Study of Denmark, Switzerland and Japan- *Sadao Tamura*

On the International Decision Systems of Global Rule *Yukimasa Nagayasu*

Economic Sanction as an International Economic Policy *Nobuhiko Suto*

Japan-U.S. Economic Relations and Japanese Bureaucracy: Bureaucratic

Behavior and Macroeconomic Theory *Hirokuni Iijima*

New Economic Rules of Rice Trading in the Liberalizing Rice Market under WTO

- In the Context of Potential Reformation of Rice Future Market in Japan- *Yuichi Kishimoto*

REPORTS

On the Size of Deflationary-gap in the Economy of Present Japan: A Quantitative

Criticism to the EPAJ's White Paper *Haruki Niwa*

Transforming Japanese Capitalism with Regard to US Political Pressure *Eisaku Yamada*

The Change of Economic Structure and Regional Integration *Tomogi Wakai*

The Place of the View of Value in Economics *Hiromichi Urakami*

A Methodological Approach to Economic Policy *Hitoshi Kikuchi*

Security Expenditure in the Overlapping Generations Model *Fumio Yoshino*

The Social Evaluation of Economic Reform with Uncertainty *Hitoshi Kugenuma*

Testing Theories of Economic Development-On Southeast Nations- *Yasukichi Yasuba*

Regional Integration and International Specialization *Lily Y. Kininami, Akira Kininami*

Modern Industrial Development and International Policy Adjustment *Kiichi Kageyama*

Urban Environmental Audit System and Economic Development of South East Asia

..... *Kenichi Nakagami*

An Evaluation of the Appalachian Plan *Kazusei Kato*

A Study on the International Harmonization of Accounting Standards *Mitsuo Toyoda*

The Effect of Public Policies on Fertility: Experimental Vignette Approach

..... *Yasuhiro Tsukahara*

EDITED AND PUBLISHED BY

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

(BUREAU OF JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

UNIVERSITY OF TOKYO, TOKYO, JAPAN)